

～響かせようトットリズム～

鳥取県男女共同参画白書

～平成 29 年度 鳥取県男女共同参画施策実施状況等報告書～

鳥 取 県

鳥取県では、男女共同参画社会の実現を目指して、平成12年に鳥取県男女共同参画推進条例を制定し、平成13年に鳥取県男女共同参画計画を策定しました。以降、平成19年に第2次計画、平成24年に第3次計画、平成28年に第4次計画を策定し、男女共同参画に関する取組を総合的に進めてきました。

その結果、審議会等委員や管理職に占める女性割合は全国上位となり、物事を決める場面への女性の参画は着実に拡大しています。また子育て支援制度の充実により、保育所への年度当初の待機児童数がゼロなど、男女が働きながら子育てしやすい基盤整備が進んできています。

しかしながら、固定的性別役割分担意識は強く残っています。また、職場、地域など物事を決める場面への女性の参画は徐々に増えているものの、男性と比べ低い状況にあり、家事や育児などの家庭における責任も依然として女性に偏っており、男性の家庭への参画など課題が残っています。

少子高齢化が進行するとともに、未婚・晩婚化や単身世帯・ひとり親世帯が増加しており、特に女性においては男性に比べ非正規雇用が多いことなどから生活困難に陥りやすい状況にあるなど、社会・経済情勢は、男女共同参画を取り巻く状況にも大きく影響し、変化してきています。

また、人口構造が変化していく中で、意欲と能力を持った女性の活躍は、地域社会の持続・活性化につながることから、「女性の活躍」は地方創生の鍵と言われています。こうした中、国において、平成27年8月に「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」が制定されるなど、女性の活躍推進への期待が高まっています。

本書は、鳥取県男女共同参画推進条例第9条に基づく年次報告書として、「第4次鳥取県男女共同参画計画」の体系に沿って、各部局の取組や進捗状況を示すなど、本県における男女共同参画の推進状況を県民の皆様にも明らかにするためのものです。

<鳥取県が目指している男女共同参画社会の姿>

鳥取県が目指す男女共同参画社会とは、

女性も男性も高齢者も若者も、

家庭・地域・職場のあらゆるところで

- ・性別にとらわれることなく、一人ひとりの人権が大切にされ
- ・「人」として個性と能力が十分に発揮でき
- ・自分にできることは自分で責任を持って取り組み
- ・できないところは、家庭や地域や社会の制度で支え合っ

心豊かに、生き生きと伸び伸びと暮らせる社会です。

第4次鳥取県男女共同参画計画の体系

I	平成29年度の主な事業、取り組み	1
II	男女共同参画施策の実施状況	10
	第4次鳥取県男女共同参画計画に係る具体的施策の実施状況	
	テーマA 男女が共に活躍できる環境づくり	10
	テーマB 安全・安心に暮らせる社会づくり	19
	テーマC 男女共同参画社会の実現に向けた基盤づくり	29
III	男女共同参画施策の実施効果	33
	第4次鳥取県男女共同参画計画に係る数値目標の進捗状況	33
IV	データで見る男女共同参画の現状	38
	鳥取県の人口と世帯	38
	(1) 人口	人口の推移／年齢3区分別人口の推移
	(2) 世帯	一般世帯数、1世帯当たり人員の推移／一般世帯の家族類型別世帯数の推移
	(3) 人口動態	「合計特殊出生率」全国との比較／「出生・死亡」全国との比較／「婚姻・離婚」全国との比較／年齢階級別未婚率
	テーマA 男女が共に活躍できる環境づくり	42
	「ワーク・ライフ・バランス」という言葉の認知度／仕事と生活の調和に関する希望と現実／〔鳥取県男女共同参画推進企業〕認定状況の推移・イクボス宣言企業数／〔鳥取県男女共同参画推進企業〕業種別認定状況／職場における男女平等感／年齢階級別労働力率／女性の年齢階級別労働力率の経年変化／男女別就業率の推移／夫婦とも就業者である世帯の推移／雇用形態別雇用者数の推移／一般労働者の月間所定内給与額／短時間（パートタイム）労働者数、時間内所定給与額／産業大分類別就業者数／従業上の地位別就業者数の推移／農業委員に占める女性の割合／女性認定農業者数の推移／家族経営協定の締結状況／議会議員における女性割合の推移／審議会委員における女性割合の推移／自治体管理職における女性割合の推移／教頭以上における女性割合／自治会会長における女性割合／消防団員における女性割合	
	テーマB 安全・安心に暮らせる社会づくり	53
	母子保健関係指標の推移／人工妊娠中絶件数の推移／保健所におけるHIV抗体検査・相談受付件数の推移／死亡原因の内訳／がん検診受診率の推移／65歳以上の要介護等認定者数一般民間企業における障がい者雇用率の推移／性的マイノリティの人権が尊重されるために必要な取組／ひとり親世帯の就業状況／ひとり親世帯の年間収入／ひとり親世帯の世帯構成ドメスティック・バイオレンス（DV）の被害経験／ストーカーの被害経験／性暴力の被害経験（女性のみ）／性犯罪認知件数／DV相談件数、一時保護数の推移／男女共同参画センターにおける男性相談の推移	
	テーマC 男女共同参画社会の実現に向けた基盤づくり	60
	男女の役割分担意識／「男性も女性も外で働く」という考え方について／社会通念・慣習などにおける男女平等感／子ども会役員における男性の割合／男女有業者の週平均生活時間	

第4次鳥取県男女共同参画計画の体系

3つの基本テーマごとに重点目標を定め、男女共同参画の推進を図ります。

A 男女が共に活躍できる環境づくり

重点目標		施策の基本的方向
1	働く場における女性の活躍推進	(1) 仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)の推進 (2) 男女が共に能力を発揮できる職場環境づくり (3) 農林水産業・商工業等の自営業における男女共同参画の推進
2	地域・社会活動における女性の活躍推進	(1) 議会・審議会等の政策・方針決定過程における女性の参画の推進 (2) 地域活動における男女共同参画の推進 (3) 地域おこし、まちづくり、観光、環境分野における男女共同参画の推進 (4) 防災・災害復興分野における男女共同参画の推進

B 安全・安心に暮らせる社会づくり

重点目標		施策の基本的方向
3	生涯を通じた男女の健康支援	(1) 生涯を通じた男女の健康の保持増進 (2) 妊娠・出産等に関する支援 (3) 健康をおびやかす問題についての対策の推進
4	誰もが安心に暮らせる環境整備	(1) 高齢者が暮らしやすい環境の整備 (2) 障がい者が暮らしやすい環境の整備 (3) 外国人が暮らしやすい環境の整備 (4) ひとり親家庭など生活上困難な状況に置かれている人への支援 (5) 性的マイノリティに関する理解促進
5	男女間におけるあらゆる暴力の根絶	(1) 暴力を許さない社会づくり (2) 安心して相談できる体制づくり (3) 様々な情報を自分の判断で適切に見分けられる能力の育成

C 男女共同参画社会の実現に向けた基盤づくり

重点目標		施策の基本的方向
6	男女共同参画の理解促進と未来の人材育成	(1) 男女共同参画の理解と共感を広げる普及啓発 (2) 子どもの頃からの男女共同参画の推進 (3) 生涯を通じた男女共同参画の学習機会の提供 (4) 男性の家庭生活・地域生活への参画促進 (5) 国際的視野に立った男女共同参画の推進

I 平成29年度の主な事業、取り組み

〔1〕 女星活躍とっとり会議（改称）・女性活躍推進計画の改訂

【女星活躍とっとり会議への改称】

女性活躍の推進に向けた経済団体、労働団体、高等教育機関、金融機関、行政が一体となって取り組む推進母体として平成26年7月に発足した「輝く女性活躍加速化とっとり会議」の名称が、平成29年5月に「女星（じょせい）活躍とっとり会議」に改称され、引き続き女性が輝く日本一の鳥取県を創ることを目指します。



【目的】

- （1）女性の管理職登用・職域拡大など企業が自ら目標を設定し、その実現に向けた取組を促進
- （2）男女とも仕事と子育て・介護が両立できるよう環境整備を促進
- （3）女性がいきいきと能力を発揮し、多様で柔軟な働き方のもとで活動できる職場の環境改善を促進

【基本目標】

企業における管理的地位の女性の割合

- ・2020年までに25%以上（従業員10人以上の企業）
- ・従業員100人以上の企業は30%以上

※管理的地位とは・・・

名称の如何に関わらず、部下を管理監督する権限のあるポスト以上の職（役員を含む。）をいう。

【鳥取県女性活躍推進計画の改訂】

鳥取県では、意欲と能力を持った女性の活躍に資する施策の効果的な展開を図るため、平成28年4月に「鳥取県女性活躍推進計画」(H28～H32)を策定し、女性活躍の推進に関する施策を検討、総合的に推進していますが、働き方改革のより一層の推進及び男性の育児・介護休業の取得促進や育児・介護を理由にした女性の離職防止の取り組みを一層推進するため、平成29年6月に鳥取県女性活躍推進計画を改訂しました。



【主な改訂内容】

(1) 働き方改革の推進

働き方改革の推進を新たな項目立てとし、在宅勤務やテレワーク制度など、多様で柔軟な働き方の導入促進といった具体的施策を追加

⇒多様で柔軟な働き方を実現するための働き方改革の推進

- ・働き方の改革（働き方相談窓口の設置）
- ・多様で柔軟な働き方の導入

（サテライトオフィスの活用を通じたテレワーク等の導入促進）

(2) イクボス・ファミボスの取組推進

「イクボス」の取り組みを進めるとともに、介護しながら働き続けられる職場環境づくりを実践する役割も果たし、長時間労働の削減、柔軟な働き方の推進などの働き方改革を通じて、部下と自らの家族や地域を大切にす、ワーク・ライフ・バランスを実践するリーダー「ファミボス」の取組を拡大

⇒働くことを希望する女性が、妊娠・出産、介護等で離職しないように支える

- ・介護と仕事の両立支援に取り組む企業への支援
（就業規則整備支援や働く場における理解促進）

⇒仕事も家庭も充実するワーク・ライフ・バランスの実現

- ・イクボス・ファミボスの推進（企業の経営者や男性の意識改革）

〔2〕イクボス・ファミボスの推進

広がりを見せるイクボスの取組を深化させ、介護しながら働き続けられる職場環境づくりを実践するリーダー「ファミボス」を増やすため、経済団体等と連携しながら普及啓発や優良事例の紹介などを実施しました。

【イクボス・ファミボストップセミナー】

企業の人材確保や持続的な経営につながる重要な投資として取り組んでいただけるようイクボス・ファミボスの実践ノウハウについてトップセミナーを開催しました。

【開催日】平成29年7月25日（火）

【場所】ホテルモナーク鳥取（鳥取市）

【対象】県内企業の経営者、管理職等

【参加人数】約120名

【概要】

● 講演会

「社員一人ひとりの能力を最大化する『イクボス・ファミボス』の実践ノウハウ」

講師 内閣府地域働き方改革支援チーム委員

（兼務 株式会社東レ経営研究所主任研究員） 渥美 由喜 氏

【参加者の声】事例が具体的かつ分かりやすく、とても参考になった。

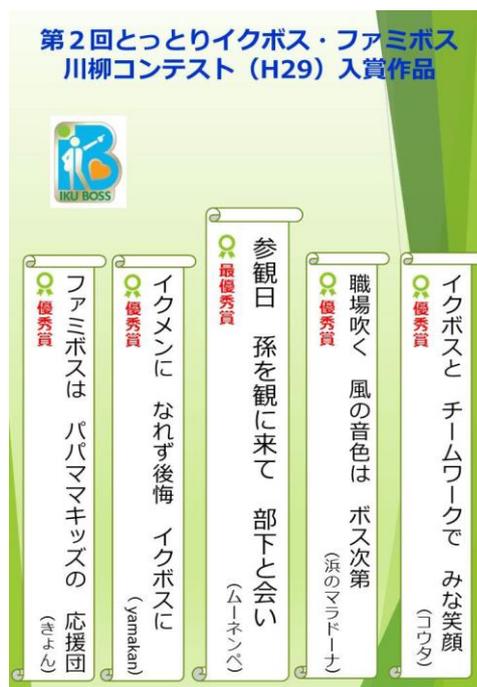
職場で介護を理由に離職する職員が出ないように、今から対策をしたい。

介護と結婚・子育て・仕事のバランスに悩んでいるところなので、とても参考になった。



【イクボス・ファミボス川柳コンテスト】

幅広い年齢層に親しみのある川柳を利用して、広く県民に対するイクボス・ファミボスへの理解、関心を深めるため、「とっとりイクボス・ファミボス川柳コンテスト」を実施し、応募総数192作品の中から5作品が入賞作品に選ばれました。



【イクボス・ファミボス宣言企業表彰】

イクボス・ファミボスの取組を普及するため、イクボス・ファミボス宣言を実施している企業の中からその取組が特に優れている企業5社を選定し、表彰を行いました。

【表 彰 日】平成30年3月28日（水）

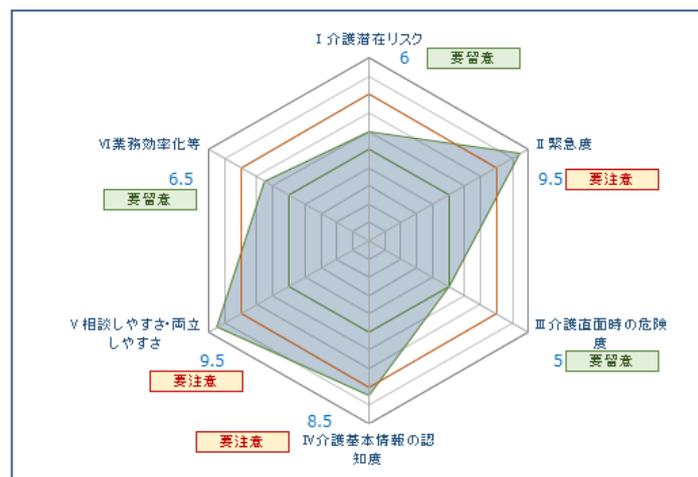
【対象企業数】380社

【表 彰 企 業】株式会社鳥取銀行、ホンダ山陰中央株式会社、株式会社みたこ土建
社会医療法人明和会医療福祉センター、学校法人米子自動車学校



【介護と仕事の両立チェックシートの作成・配布】

イクボス・ファミボスに取り組む事業主が、従業員の介護問題に関する現状把握や将来の状況予測により、従業員の仕事と介護の両立支援の必要性を認識するとともに、従業員が自身の抱える介護問題に関する状況を認識するためのチェックシート及び診断ツールを作成し、チェックシートを鳥取県男女共同参画推進企業に配布しました。（診断ツールは個別に送付）



〔3〕女性活躍の機運醸成

【女性活躍サミットinとっとり】

先進的な取組を行っている企業や官民連携組織の実践事例などを共有し、女性活躍の動きを一層加速化させるためのフォーラムを開催しました。

【開催日】平成29年8月18日(金)～19日(土)

【場所】倉吉未来中心、倉吉交流プラザ(倉吉市)

【対象】県内企業経営者、管理職など

【参加人数】258名

【概要】

① 特別講演

「トップが牽引する女性活躍」

講師 株式会社ファンケル 取締役副会長執行役員 宮島 和美 氏

② パネルディスカッション

「地域経済の活性化に向けた女性活躍」

パネリスト

・女性の大活躍推進三重県会議共同代表

株式会社三重銀行 特別顧問 齋藤 彰一 氏

・女性の大活躍推進福岡県会議共同代表

株式会社ビスネット 代表取締役 久留 百合子 氏

・内閣府大臣官房審議官 男女共同参画局担当 岡本 義朗 氏

・とっとり女性活躍ネットワーク会議メンバー

株式会社ヨシダ 会長 吉田 圭子 氏

・鳥取県知事 平井 伸治

コーディネーター 文案家・寺子家 岩世 麗 氏

③ 分科会

I 「女性活躍とワークライフバランス～誰もが活躍できる職場づくり～」

講師 株式会社ICB 代表取締役 瀧井 智美 氏

II 「地域防災における女性活躍」

講師 とっとり震災支援連絡協議会 事務局長 佐藤 淳子 氏

【参加者の声】男性の意識改革の必要性は認識していたが、女性ももっと自信を持ちチャレンジしても良いということに気付かされた。



【女性活躍を推進する企業トップのメッセージ発信】

経営者の意識改革を促すとともに県内企業の女性活躍の機運を醸成するため、企業のトップを対象に、経営者として女性活躍やイクボス・ファミボスに取り組む決意表明や企業の特徴的な取組・効果の紹介、従業員へのメッセージなどを動画により発信しました。

＜動画出演＞

女星活躍とっとり会議会長および輝く女性活躍
パワーアップ企業46社の企業トップ



〔4〕多様で柔軟な働き方の推進

【託児機能付きサテライトオフィスの設置】

多様で柔軟な働き方の導入を促進するため、県内企業における在宅勤務、テレワーク制度といった子育て期の女性従業員などが子どもを預けて勤務することができる「託児機能付きサテライトオフィス」を鳥取市（平成29年6月1日）及び米子市（平成29年10月24日）に設置し、県内企業にテレワーク試行の場を提供しました。

- サテライトオフィス鳥取
〈所在地〉 鳥取市栄町401本通ビル
（2階テレワークスペース、4階託児スペース）
〈運営時間〉 平日 8時30分～17時
- サテライトオフィス米子
〈所在地〉 米子市昭和町55-3
（3階テレワークスペース、託児スペース）
〈運営時間〉 平日 8時30分～17時30分



【企業の声】

会社としても多様な働き方を提示することで有能な人材が集まり、長く勤めてもらえると思う。障がい者や病気療養者の在宅勤務が考えられるかもしれないので、今後検討していきたい。遠い将来の検討事項と考えていたテレワーク導入について、取組を早める必要を感じる。



【テレワーク導入セミナー】

多様で柔軟な働き方の取り組みの一つとして、子育てや介護を理由とした離職防止や人材獲得に効果が期待されている在宅勤務等のテレワークに関するセミナーを開催し、その導入メリットや実例等を紹介しました。

- 【開催日】平成30年3月30日（金）
- 【場所】ホテルモナーク鳥取（鳥取市）
- 【主催】鳥取県、女星活躍とっとり会議
- 【参加人数】31名
- 【概要】

テレワークの基本情報及び導入実例の紹介等
講師 日本テレワーク協会
専務理事 中山 洋之 氏

- 【参加者の声】 本社ではまさしくこれからテレワークに取り組んでいこうとしているので、こういったセミナーはありがたい。
今後、出張先でのテレワークは考えられるが、勤務管理や給与体系をどうするか等、既に実施している企業がどのようなルールを作っているのか、成功例・失敗例を勉強していきたい。



〔5〕 県立ハローワークによる女性活躍支援

【県立ハローワークの開設（平成29年7月）】

有効求人倍率が高止まり（平成30年3月：1.58倍）し、企業における人手不足解消が課題となる中、企業と求職者のマッチングを進めて女性や若者の活躍を支援し、地方創生を実現するため、平成29年7月、県内で特に有効求人倍率が高い西部地域（米子市、境港市）の2カ所、IJUターン促進による産業人材確保の拠点として県外（東京、大阪）2カ所に県立ハローワークを開設しました。



【女性活躍に向けたサポート】

県立米子ハローワークでは、女性活躍を推進する「女性活躍サポートセンター」を設けて、家庭と両立しながら能力を発揮したい女性をサポートしています。

子育て、介護等の事情により離職したり、非正規社員として働く女性の活躍の場の拡大に向けて、独自の求人開拓や求人条件の調整を企業に働きかけるとともに、関係機関と連携し、子育てや介護をしながら働くために必要な情報の提供を行っています。

また、県立境港ハローワークでは、子育てに配慮した求人を「子育て応援求人」と題して募集するとともに、境港市の協力のもと乳幼児健診に併せて「子育て応援相談室」を定期的に開催しており、子育て世代の就労を支援しています。



【女性活躍サポートセンター（県立米子ハローワーク）】



【子育て応援相談室（県立境港ハローワーク）】

【取組実績と今後の展開】

開設後9か月（平成30年3月末現在）で、18,359件の相談があり、715人の就職（うち女性409人）が実現しました。求職者に寄り添った職業相談から紹介までの一貫支援や土曜日開所等の取組により、求職者からは「あきらめずに相談してよかった。」「土曜日に利用できてよかった。」といった意見をいただいています。

平成30年4月に倉吉市、6月30日には鳥取市に開設され、全県への展開が図られることにより、国のハローワークや関係機関と連携しながら、求人企業・求職者に満足度の高いサービスを提供していきます。

〔6〕よりん彩記念日フォーラム2017の開催

平成13年4月1日「よりん彩」開設以降、男女共同参画推進に関する気運を高め活動拠点としての「よりん彩」を広く県民に周知するため、県民で組織する実行委員会とよりん彩の共催で「よりん彩記念日フォーラム」を毎年開催しています。

【開催日】平成29年6月17日（土）

【場所】倉吉未来中心、よりん彩（倉吉市）

【参加人数】約700名

【概要】

① ステージイベント

- ・吹奏楽演奏（浜村ミュージックメイツPoco A Poco）
- ・ダンスチーム（ガブ）
- ・演奏&コーラス（ひまわり倶楽部）
- ・トークイベント

「まんがで地域を元気に！」 株式会社ラ・コミック 代表 寺西 竜也 氏

- ・映像紹介「鳥取の輝く女性たち」
- ・DVD上映「踏切事故を防ぐ オススメ」

② 講演会

「女性が活躍できる社会に向けて～今、伝えたいこと～」

講師 キャスター 国谷 裕子 氏

③ 楽しみコーナー

- ・まちの保健室（鳥取看護大学）&カフェよりん彩
- ・男女共同参画と手話が学べるスタンプラリー
- ・じげのグルメコーナー
- ・お手玉遊び&まんが体験ワークショップ
- ・踏切事故防止啓発体験&ミニサンライズ号乗車体験

【講演会参加者の声】

- ・豊富な経験と多才な国谷さんのお話を聞くことができてよかった。
- ・難しい問題を理解しやすく分析され、事例を示しながら話していただき大変勉強になった。
- ・意欲をもって働いている人（キャリア）ほど離職率が高いということがよく分かった。
- ・中間管理職の意識改革が重要との指摘が印象に残った。
- ・男性や若い人達に聞いてほしい内容だった。



【講演会】



【まちの保健室】

〔7〕全国トップクラスの女性参画

鳥取県では、政策・方針決定過程の場や防災分野などへの女性の参画が、全国トップクラスとなっています。

町村議会議員に占める女性の割合(都道府県)

順位	都道府県	女性割合(%)
1	神奈川県	22.9
2	大阪府	20.5
3	埼玉県	17.0
4	山口県	16.7
5	愛知県	14.1
5	京都府	14.1
7	長野県	13.9
8	鳥取県	13.3
9	三重県	12.6
10	奈良県	11.6

都道府県の地方公務員管理職に占める女性の割合

順位	都道府県	女性割合(%)
1	鳥取県	18.4
2	東京都	16.4
3	京都府	12.1
4	岐阜県	11.9
5	香川県	11.8
6	富山県	11.7
7	神奈川県	11.4
8	高知県	10.1
9	新潟県	10.0
10	徳島県	9.9

都道府県の審議会等委員に占める女性の割合

順位	都道府県	女性割合(%)
1	徳島県	48.1
2	鳥取県	44.2
3	島根県	41.8
4	宮崎県	37.5
5	佐賀県	37.0
6	長野県	36.9
7	新潟県	36.7
8	山形県	35.9
9	埼玉県	35.4
9	岐阜県	35.4

市区町村の審議会等委員に占める女性の割合(都道府県別)

順位	都道府県	女性割合(%)
1	鳥取県	31.6
1	福岡県	31.6
3	滋賀県	30.8
4	神奈川県	30.6
5	岡山県	29.4
5	大阪府	29.4
7	山口県	29.0
8	京都府	28.6
9	栃木県	28.3
10	沖縄県	28.2

管理的職業従事者(会社役員、管理的公務員等)に占める女性の割合

順位	都道府県	女性割合(%)
1	徳島県	20.1
2	熊本県	19.0
3	高知県	18.8
4	京都府	18.6
5	青森県	18.5
5	福岡県	18.5
7	香川県	18.3
8	東京都	18.1
9	鳥取県	17.9
9	岡山県	17.9

都道府県防災会議の委員に占める女性の割合

順位	都道府県	女性割合(%)
1	徳島県	48.1
2	鳥取県	43.3
3	島根県	40.8
4	佐賀県	29.4
5	新潟県	27.8
6	神奈川県	22.8
7	岐阜県	19.7
8	青森県	18.2
9	滋賀県	17.5
10	山形県	16.9

資料:全国女性の参画マップ(内閣府男女共同参画局 平成29年12月作成)

Ⅱ 男女共同参画施策の実施状況

第4次鳥取県男女共同参画計画に係る具体的施策の実施状況

基本テーマA 男女が共に活躍できる環境づくり

●重点目標1 働く場における女性の活躍推進

(1) 仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)の推進

(1)-1 ワーク・ライフ・バランスの理解・取組推進

具体的施策	H29年度の実施状況	実施状況を踏まえた課題 次年度以降の取組	H30年度の実施内容 (H30予算事業名・事業費)	29年度 評価	担当課
ワーク・ライフ・バランスの推進に向け、イクボス宣言企業に対して「イクボスパッジ」を配布するなど、「イクボス」の普及拡大を進めます。	・女星活躍とっとり会議とセミナー開催や企業への情報提供等について連携して取り組んでおり、経営者等に認識が浸透してきている。 ・イクボス・ファミボス養成塾の開催(9～10月に県内3会場で実施) ・イクボス・ファミボストップセミナーの開催(7月に東部で実施、約130名参加) ・イクボス・ファミボス川柳コンテストの開催(3月) ・企業のイクボス・ファミボス優良取組事例表彰実施(3月) ・イクボス・ファミボス宣言企業数227社(累計380社)	イクボス・ファミボス宣言企業数は順調に伸びてきているが、目標達成に向けて引き続き普及を進めるとともに、実践に繋がっていくようトップへの継続した働きかけを進めていく。	・リーディング企業見学会・トップとの座談会 ・イクボス・ファミボスの好事例の発信 ・イクボス・ファミボス養成塾の開催支援 ・イクボス・ファミボス川柳コンテストの開催 ・イクボス・ファミボス宣言企業の優良取組事例の表彰 ・企業訪問、意見交換会の実施(イクボス・ファミボス普及拡大事業・6,029千円)	B	女性活躍推進課
男女が共に働きやすい職場環境づくりに積極的に取り組む企業である「男女共同参画推進企業」の認定を促進します。	・女性活躍企業推進員等3名体制による企業訪問等を実施 ・認定企業数 46社(累計687社)	男女共同参画推進企業の認定数は順調に伸びてきているが、目標達成に向けて引き続き認定拡大に向けた取組を促進する。	・男女共同参画コーディネーター、女性活躍企業推進員の配置(男女共同参画推進企業認定事業・7,826千円) ・働き方改革支援コンサルタント(就業規則整備支援)の派遣(働き方改革促進事業・17,994千円)	B	女性活躍推進課
男女共同参画推進企業認定を受けようとする企業に対し就業規則整備支援コンサルタント(社会保険労務士)を派遣し、就業規則整備を支援します。	・企業訪問の際などにチラシを配布して制度活用の働きかけを実施 ・派遣件数 24社(新規作成10社、一部改正14社)	とっとり働き方改革支援センターと連携して中小企業の就業規則整備支援を実施し、引き続き働きやすい職場環境づくりを推進する。	・男女共同参画コーディネーター、女性活躍企業推進員の配置(男女共同参画推進企業認定事業・7,826千円) ・働き方改革支援コンサルタント(就業規則整備支援)の派遣(働き方改革促進事業・17,994千円)	B	女性活躍推進課
家庭教育の充実に向けた職場環境づくりに積極的に取り組む企業である「鳥取県家庭教育推進協力企業」の増加や、職場で実施する家庭教育に関する研修へ講師を派遣し、企業の取組を推進します。	・新規企業との協定 ・新規企業(52社) ・協定締結(年8回)	家庭教育推進協力企業制度の周知や企業内の家庭教育支援のさらなる取組充実が必要。関係課との連携、HP等を活用した情報発信。企業の研修会等に講師・ファシリテーター等を派遣する。	・企業との連携による家庭教育の推進(鳥取県家庭教育推進協力企業制度)(とっとりふれあい家庭教育応援事業・9,977千円)	B	小中学校課
労働者・経営者からの労働・雇用に関する相談に対し助言・情報提供を行います。	・県内3か所の中小企業労働相談所で、電話や対面での相談に応じる。 ・相談件数:2,911件(内職相談は含まない) ・鳥取県社会保険労務士会へ委託し、相談対応、働き方改革支援コンサルタント(社会保険労務士)を派遣。 H29実績:相談事業所数 12社、派遣回数 46回	労働条件に関する相談が最も多く、気軽に相談できる窓口として引き続き広報等で周知する。	・県内3か所の中小企業労働相談所で、電話や対面での相談に応じる。(労働者相談・職場環境改善事業の一部 25,271千円) ・とっとり働き方改革支援センター(H30新設)に相談のあった事業所に対して、助言・指導を行う専門家(社会保険労務士、中小企業診断士等)を派遣。(働き方改革促進事業の一部 5,500千円)	C	とっとり働き方改革支援センター
労務管理アドバイザー(社会保険労務士)を事業所に派遣し、適切な労務管理や職場環境の改善を促進します。	・事業所へ労務管理アドバイザーを派遣し、就業規則の助言や県や国の助成制度等をアドバイスする。 ・派遣件数:426件(H30.3.31現在)	労働相談の多い業種を重点的に訪問し、事業所の抱える課題等の解決のための助言を行う。	働き方改革に係る普及啓発を行い、各種制度を紹介し環境改善を促進。(働き方改革促進事業の一部 3,240千円)	B	とっとり働き方改革支援センター
事業所などが実施する社内研修などに講師を派遣し、職場環境の改善を促進します。	・事業所からの申し込みにより、メンタルヘルスクアやハラスメントなどの社内研修へ講師を派遣。 ・派遣件数:65件(H30.3.31現在)	事業所のニーズに対応した効果的な研修を実施する。	社内研修は企業の要望に応じてメンタルヘルス、ハラスメント、ワークライフバランスなどのテーマで実施。(労働者相談・職場環境改善事業の一部 658千円)	B	とっとり働き方改革支援センター
企業を対象にした、職場環境改善に関するセミナーや、基礎的な労働関係法令などに係る労働セミナーを開催します。	「労務管理のトラブルと対応」など6月～2月に計18回開催し、657名参加。	事業主と労働者双方に有用なテーマで継続的に開催するとともにセミナーの開催を周知する。	労働者向け・企業向け計18回のセミナーを開催する。(労働者相談・職場環境改善事業の一部 1,083千円)	B	とっとり働き方改革支援センター
「企業子宝率」の数値を用いて調査・分析し、効果的な取組を行っている企業を表彰し、その企業の取組を紹介する冊子配布を行うことにより、企業の意識改革を推進します。	・県内企業約1,000社に対して調査票を送付し、従業員に子育てしやすい企業かどうかの「企業子宝率」の調査を行った。(ただし、子宝率は1.31(H26)から1.37(H28)まで上昇したが、H29には1.31と下がった) ・企業子宝率が高い企業を表彰することで、企業の子育てしやすい職場環境整備の機運の醸成を図った。	調査票の回収は年々上昇しつつあるが、企業の子育てに対する環境整備と普及啓発を一層図るため、調査票配布企業数を増やすとともに、回答率の向上を図る。	・企業子宝率調査の実施(約1,500社に送付予定) ・企業表彰及び企業の取組紹介小冊子作成(地域少子化対策重点推進交付金事業・26,938千円)	B	子育て応援課

具体的施策	H29年度の実施状況	実施状況を踏まえた課題 次年度以降の取組	H30年度の取組内容 (H30予算事業名・事業費)	29年度 評価	担当課
行政職員における時間外勤務削減、休暇取得促進などに向けた業務改善、風通しのよい職場づくりなどを推進します。	・全部局で構成する「県庁働き方改革プロジェクトチーム」を設置し、時間外勤務削減の取組を全庁的に徹底・推進 ・ゴールデンウィーク前に年次有給休暇の取得推進通知を发出 ・夏季(7～9月)を休暇促進月間として年次有給休暇及び夏季休暇取得促進通知を发出 ・職場づくりに意欲のある課長補佐級以上の職員等を中心に、「認マス(認め合いマスター)」を養成し、各所属で具体的な取組を推進。	時間外勤務の削減のみでなく、業務改善や制度の見直し等を通じて働きやすい環境を整備することにより、仕事の品質・生産性の向上並びに職員のワークライフバランスの充実を図る総合的な取組とする必要がある。	従来の働き方や概念にとらわれることなく、ワークライフバランスを推進し、職員一人一人がいきいきと効率性を高めながら働くことのできる環境を整備する。 (県庁働き方改革推進事業・1,962千円)	B	職員支援課

(1)ー2 ライフステージに応じた子育て・介護支援の充実

具体的施策	H29年度の実施状況	実施状況を踏まえた課題 次年度以降の取組	H30年度の取組内容 (H30予算事業名・事業費)	29年度 評価	担当課
待機児童の解消に向け、放課後児童クラブの設置や保育所などへの支援を行います。	運営費の助成や県単独での加算措置に加えて新增設の施設整備を支援し、受け皿を拡大した。	受け皿を拡大するも、年度中途の待機児童が発生しているため、引き続き支援するとともに、保育士等の処遇改善を図っていく。	・待機児童の解消に向け、放課後児童クラブの設置や小規模を含めた保育施設の整備を進める。 (保育所等整備事業:377,823千円) (子どものための教育・保育給付費県負担金:2,217,784千円) (私立幼稚園運営費補助金(私立幼稚園運営費補助金):283,085千円) (放課後児童クラブ設置促進事業:44,841千円) (子ども子育て支援交付金:582,011千円)	B	子育て応援課
放課後子供教室の運営費を補助し、子どもに放課後などの安全で安心な活動拠点を確保します。	・放課後子供教室を実施する市町村(10市町村52教室)を支援。 ・放課後子ども総合プランの推進のため、子育て応援課と合同で放課後子供教室・放課後児童クラブの関係者を対象に研修会を開催。	放課後子供教室関係者、放課後児童クラブ関係者、市町村担当者、学校との連携を強化するため、運営委員会等の在り方について検討する。	・放課後子供教室を実施する市町村を支援。 ・子育て応援課と合同で放課後子供教室・放課後児童クラブ関係者を対象に研修会を実施。 (放課後子供教室推進事業・19,388千円)	B	小中学校課
幼稚園の教育時間終了後や休日に園児を幼稚園内で過ごさせる「預かり保育」を行う私立幼稚園や、地域の未就園児や保護者などを対象に子育て支援事業を行う私立幼稚園、私立認定こども園を支援します。	県内の全ての私立幼稚園と一部の認定こども園において、教育時間終了後の預かり保育や園開放等を実施しており、保護者等に対する子育て支援につながっている。	引き続き支援を実施し、取組が進むよう働きかける。	・県内の全ての私立幼稚園と一部の認定こども園において、教育時間終了後の預かり保育等を実施する。 (私立幼稚園運営費補助金(子育て支援活動・預かり保育推進事業補助金)・59,235千円)	A	子育て応援課
病児・病後児保育において、国庫補助要件を超えて職員を配置している施設又は職員配置や利用児童数が国庫補助要件に満たない施設の運営費の助成などにより、病児・病後児保育の充実を図ります。	病後児保育施設を増設するとともに、岩美町、八頭町の住民が鳥取市内の病児保育施設の利用が可能となり、広域利用の取組が県内3地区に拡大した。	市町村と協力し、病児・病後児保育施設の新規開設や利用者が施設を利用しやすいような環境整備を引き続き行う。	病児・病後児保育施設の新規開設や利用者が施設を利用しやすいような環境整備を行う。 (病児・病後児保育普及促進事業:2,760千円)	B	子育て応援課
第3子以降保育料の無償化と併せて、第1子と同時在園の第2子の保育料の無償化(所得制限あり)を行う市町村への助成や、世帯から2人以上同時に在籍する場合、2人目以降の園児の保育料を軽減する私立幼稚園に対して助成することで、子育てに係る経済的負担の軽減を図ります。	本県独自制度である「第3子以降保育料完全無償化」、低所得世帯に特化した第2子保育料無償化(第1子同時在園の場合)を引き続き実施し、経済的負担を軽減した。 さらに、在宅育児世帯に対しても経済的支援を行う「おうちで子育てサポート事業」を導入した。	在宅育児世帯に対する経済的支援を全市町村で実施できるよう市町村と連携する。	・保育料の無償化や在宅育児世帯への経済的支援を実施し、子育てに係る経済的負担の軽減を行う。 (保育料無償化等子育て支援事業・511,663千円) (中山間地域市町村保育料無償化等モデル事業・97,606千円) (おうちで子育てサポート事業・101,476千円)	B	子育て応援課
児童発達支援センターを利用している多子世帯の利用料を軽減する市町村に対し助成することで、子育てに係る経済的負担の軽減を図ります。	児童発達支援センターを利用している世帯の第2子以降の利用料を軽減する市町村に対して助成を行った。 H29年度は9市町村において実施した。	課題 特になし 次年度も同様に取り組む。	児童発達支援センターを利用している世帯の第2子以降の利用料を軽減する市町村に対して助成することで、子育てに係る経済的負担の軽減を図る。 (児童発達支援センター利用料軽減事業747千円)	A	子ども発達支援課
働く介護家族向けに基本的な介護スキルを学べる「介護職員初任者研修」を実施する事業者に対して助成し、家族の負担軽減を図ります。	働く会社員等が受講しやすい開催日程且つ介護と仕事の両立に役立つ講座を盛り込んだ介護職員初任者研修を実施した事業者(延べ3事業者)に対して助成した。	研修実施事業者の確保を図り、引き続き働く介護家族が受講しやすい研修の開催促進を図っていく。	働く介護家族向けの「介護職員初任者研修」の開催を促進していく。 (鳥取県社会福祉事業包括支援事業・38,961千円)	B	長寿社会課
介護サービスや制度に関する情報提供や介護家族が働きやすい意識醸成及び環境改善のための企業内研修開催を支援します。	鳥取県内に所在する企業等を訪問し、介護サービスや介護制度に関する情報提供を行うとともに、企業社員を対象に介護に関する研修会を開催した。 委託数:東部圏域2事業者 中部圏域1事業者 西部圏域3事業者	訪問及び研修実施企業の確保を図り、引き続き企業内研修の開催促進を図っていく。	企業社員を対象にした「企業内研修」の開催を促進していく。 (企業内研修開催支援事業・3,200千円)	A	長寿社会課
高齢者への総合的な生活支援の中核的な機関である地域包括支援センターの機能強化を支援します。	センターの役割、業務、地域包括ケアの概要などについて地域包括支援センター職員研修を実施した(1回)。	地域包括ケアシステムの構築に向けて、引き続き、市町村や地域包括支援センターの取組を支援していく。	地域包括支援センター職員研修を実施し、引き続き、地域包括支援センターの機能強化を支援する。 (地域包括ケア推進支援事業・7,185千円)	A	長寿社会課

(1)ー3 男性の家事・育児や介護への参画促進

具体的施策	H29年度の実施状況	実施状況を踏まえた課題 次年度以降の取組	H30年度 of 取組内容 (H30予算事業名・事業費)	29年度 評価	担当課
男性の意識改革やワーク・ライフ・バランスなどをテーマにした講座を開催し、ワーク・ライフ・バランス及び男性の家事育児参画に関する理解促進を図ります。	イクメン・ケアメン養成セミナーへ講師を派遣して支援。 ・派遣回数:5回 ・セミナー参加者数:330人	企業における女性活躍推進には家庭における男性の家事参画が必要であり、特に土木・建設業のように男性の従業員比率が高い企業へ事業の実施を働き掛けていく必要がある。 ・男女ともに負担を分かち合う家事シェアを考える必要がある。	・イクメン・ケアメン養成セミナーへ講師を派遣して支援。 (男女共同参画普及啓発事業・5,562千円) ・男女ともに負担を分かち合う家事シェアを考える参加型のセミナーを開催し、男性の家事参画の促進を図る。 (ストレスオフ環境拡大事業・2,890千円)	C	男女共同参画センター
男性を対象とした企業内研修などを推進し、男性の家庭進出を促進します。	イクメン・ケアメン養成セミナーへ講師を派遣して支援。 ・派遣回数:5回 ・セミナー参加者数:330人	・企業における女性活躍推進には家庭における男性の家事参画が必要であり、特に土木・建設業のように男性の従業員比率が高い企業へ事業の実施を働き掛けていく必要がある。 ・男女ともに負担を分かち合う家事シェアを考える必要がある。	・イクメン・ケアメン養成セミナーへ講師を派遣して支援。 (男女共同参画普及啓発事業・5,562千円) ・男女ともに負担を分かち合う家事シェアを考える参加型のセミナーを開催し、男性の家事参画の促進を図る。 (ストレスオフ環境拡大事業・2,890千円)	C	男女共同参画センター
労務管理アドバイザー(社会保険労務士)を事業所に派遣し、制度の普及啓発などを図ります。	労務管理アドバイザーが事業所を訪問する際に、子育て応援課のチラシを活用し、制度を説明。	県内中小企業では男性の育児取得はほとんどなく、引き続き制度の周知を行う。	働き方改革に係る普及啓発を社会保険労務士が実施する際に、各種制度とともに周知する。 (働き方改革促進事業の一部 3,240千円)	B	とっとり働き方改革支援センター
育児取得アドバイザー(社会保険労務士など)を事業所に派遣し、育児取得推進のための事業所内の体制整備、プランづくりを支援します。	・鳥取県社会保険労務士会へ委託し、相談対応、働き方改革支援コンサルタント(社会保険労務士)を派遣。 H29実績:相談事業所数 12社、派遣回数 46回 ・女性活躍アドバイザー(社会保険労務士)を派遣し、女性の就労環境改善の取組に対するアドバイスを実施 派遣企業数 8社	労働条件に関する相談が最も多く、気軽に相談できる窓口として引き続き広報等で周知する。	・とっとり働き方改革支援センター(H30新設)に相談のあった事業所に対して、助言・指導を行う専門家(社会保険労務士、中小企業診断士等)を派遣。 (働き方改革促進事業の一部 5,500千円)	C	とっとり働き方改革支援センター
父子手帳の配布や男性従業員に育児参加休暇又は育児休業を取得させた事業主に対する奨励金の支給などにより、男性の育児参画を促進します。	・国の出生時両立支援助成金制度がH28年度に創設されたが、国助成金の対象外となる企業に対して単県の奨励金支援することにより、県内企業の男性の育児参加の促進を図った。 ・企業子宝率が1.37(H28)から、H29年度は1.31に下降した。 ・男性の育児休業取得促進奨励金の支援制度の認知度は広まりつつあるものの、男性の育児休業取得率2.7%から目標値に対してはまだ差が大きい。	・企業支援奨励金は伸びつつあるが、男性の育児取得に直結していない面もあり、引き続き制度の周知と企業意識の醸成が必要であり、キャラバン隊などにより引き続きPRに努める。	・男性の育児・介護休業等取得促進奨励金による助成 ・父子手帳のアプリ提供 (企業のファミリーサポート休暇等取得促進事業・4,700千円)	C	子育て応援課
家庭教育の充実に向けた職場環境づくりに積極的に取り組む企業である「鳥取県家庭教育推進協力企業」の増加や、職場で実施する家庭教育に関する研修へ講師派遣し、企業の取組を推進します。【再掲】	・新規企業との協定 ・新規企業(52社) ・協定締結(年8回)	家庭教育推進協力企業制度の周知や企業内の家庭教育支援のさらなる取組充実が必要。関係課との連携、HP等を活用した情報発信。企業の研修会等に講師・ファシリテータ等を派遣する。	企業との連携による家庭教育の推進(鳥取県家庭教育推進協力企業制度)(とっとりふれあい家庭教育応援事業・9,977千円)	B	小中学校課

(2) 男女が共に能力を発揮できる職場環境づくり

(2)ー1 企業における女性活躍の促進

具体的施策	H29年度の実施状況	実施状況を踏まえた課題 次年度以降の取組	H30年度 of 取組内容 (H30予算事業名・事業費)	29年度 評価	担当課
女性活躍に積極的に取り組む企業である「輝く女性活躍パワーアップ企業」の登録を促進します。	・女性活躍企業推進員等3名体制による企業訪問等を実施 ・登録企業数 55社(累計141社) ・補助金等支給件数16件(女性活躍のための企業支援補助金7件、環境整備支援助成金8件、育児休業復帰支援助成金1件)	・制度創設3年目となり輝く女性活躍パワーアップ企業の登録は着実に広がりにつつあるが、目標達成には精力的な働きかけと登録支援が必要。 ・働き方改革支援センター派遣を活用し、活用可能助成制度の紹介や相談支援を実施する。	・鳥取県女性活躍職場づくり助成金等事業補助金による企業支援 ・女性活躍の先進的取組を行っている「女性活躍先進モデル企業」とともにセミナー開催等を通じた県内企業の女性活躍や働き方改革に向けた取組を促進する。 (女性活躍トップランナー事業・5,245千円) ・社会保険労務士派遣による企業支援(働き方改革促進事業・17,994千円)	B	女性活躍推進課
女性活躍アドバイザー(社会保険労務士)による、女性活躍推進に資する職場環境改善などのためのアドバイスや施設整備などへの支援により、企業の女性活躍の取組を推進します。	・社会保険労務士を派遣し、女性の就労環境改善の取組に対するアドバイスを実施 派遣企業数 8社 ・補助金等支給件数16件(女性活躍のための企業支援補助金7件、環境整備支援助成金8件、育児休業復帰支援助成金1件)	・アドバイザー派遣制度の周知と更なる利用促進 ・とっとり働き方改革支援センターと連携し、制度の周知に努めるとともに制度を活用した女性活躍に資する職場環境改善の取組を推進する。	・鳥取県女性活躍職場づくり助成金等事業補助金による企業支援 ・女性活躍の先進的取組を行っている「女性活躍先進モデル企業」とともにセミナー開催等を通じた県内企業の女性活躍や働き方改革に向けた取組を促進する。 (女性活躍トップランナー事業・5,245千円) ・社会保険労務士派遣による企業支援(働き方改革促進事業・17,994千円)	B	女性活躍推進課

具体的施策	H29年度の実施状況	実施状況を踏まえた課題 次年度以降の取組	H30年度の取組内容 (H30予算事業名・事業費)	29年度 評価	担当課
女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画の策定に関する相談窓口を設置し、相談に応じるとともに、一般事業主行動計画策定に係る経費の一部を補助し、中小企業の一般事業主行動計画策定の取組を促進します。	女性活躍企業推進員等による企業訪問の際に一般事業主行動計画策定の働きかけを実施	今後策定に向かう企業を個別に支援する必要がある。	女性活躍企業推進員等による企業訪問等の機会を捉えて、継続的に個別に計画策定を働きかけるとともに、社会保険労務士の派遣により、一般事業主行動計画策定のアドバイス等を行い、計画策定を促進する。	B	女性活躍推進課
建設業で働く女性が就職・就業継続しやすい環境整備を促進するため、女性労働者を対象とした施設・設備・備品面での環境整備を行う事業主を支援します。	事業所内の女性専用トイレ設置	事業の活用拡大を推進するため、更衣室や防寒服等も対象である旨の周知徹底を図るとともに、利用者の声を踏まえ、必要に応じて支援内容の見直しも検討する。	女性が入職しやすい環境を整備し、その入職を促進するため、女性労働者を配置した工事施工現場等において、女性を対象としたハード面での環境整備を実施した事業主に対して、その経費の1/2を支援。 (将来の建設産業担い手育成支援事業・225千円)	C	県土総務課

(2)ー2 自治体における女性活躍の促進

具体的施策	H29年度の実施状況	実施状況を踏まえた課題 次年度以降の取組	H30年度の取組内容 (H30予算事業名・事業費)	29年度 評価	担当課
県は率先して、性別を問わない能力・実績主義に基づいた女性幹部登用を継続的に推進します。	特定事業主行動計画で定めた管理的地位(係長級以上)の女性職員割合32%以上を目標に、女性登用を推進した。	引き続き、性別を問わない能力・実績主義に基づく女性幹部登用を積極的に行っていく必要がある。	—	B	人事企画課
	管理職試験の女性受験者促進を校長会等を通して行い、女性管理職候補者が増加するよう働きかけた。	・女性管理職を含む管理職の大量退職時期を控え、管理職を志望する教職員の育成が急務である。 ・引き続き、適材適所の配置による女性管理職の登用を図るとともに、大学院派遣や研修の促進など管理職を志望する教職員が増加するよう、働きかけを行う。	引き続き、適材適所の配置を図りながら、女性管理職の登用にも個別配慮を行う。	B	教育人材開発課
	「働き方改革」、「女性の活躍推進」、「ワークライフバランスの推進」の三位一体の取組を推進し、男女を問わず職員が前向きに仕事に取り組むことが出来る職場環境の構築を図った。	引き続き、三位一体の取組を推進していく必要がある。	—	A	警察本部警務課
フレックスタイム、サテライトオフィスなどを活用した働き方改革を行います。	サテライトオフィスの利便性向上のため、必要な設備見直しを行った。(電子決裁機能の付与など。)	職員のワークライフバランス推進のために利用促進の取組を継続していく必要がある。	(県庁の働き方改革推進事業1,962千円)	B	人事企画課、職員支援課
イクボスによる組織全体のワーク・ライフ・バランスを推進します。	・産業能率大学から、ワークライフバランスを重視した職場づくりや組織マネジメントの開発に携わる研究員を講師に迎え、イクボスの実践方法について研修を実施した。	全ての職員が働きやすく、その能力を最大限に発揮できる職場づくりを目指して、柔軟な働き方の推進、業務改善、意識啓発等の取組を行っていく必要がある。	従来の働き方や概念にとらわれることなく、ワークライフバランスを推進し、職員一人一人がいきいきと効率性を高めながら働くことのできる環境を整備する。 (県庁働き方改革推進事業・1,962千円)	B	職員支援課

(2)ー3 女性のキャリアアップ・キャリア形成の支援

具体的施策	H29年度の実施状況	実施状況を踏まえた課題 次年度以降の取組	H30年度の取組内容 (H30予算事業名・事業費)	29年度 評価	担当課
ロールモデルの情報発信を行い、女性管理職の登用などに向け、女性の意識改革を推進します。	女性活躍サミットにおいて、女性ロールモデルに登壇いただき、これまでの取組等を発信。	・女性ロールモデルの発掘・情報収集等、関係部署と連携して取り組む	新日本海新聞等において、女性ロールモデルからのメッセージ等を掲載するなど、女性ロールモデルを広く発信する。 (女性リーダー育成・ロールモデル発信事業・4,622千円)	B	女性活躍推進課
ロールモデルやメンターとの交流を通じて、働く女性同士のネットワークを構築し、女性の孤立化を防止します。	女性ロールモデルと働く女性が交流する意見交換などを実施。	引き続き、女性ロールモデルと働く女性が交流できる場を設定するなど、ネットワークの構築を行う必要がある。	女性ロールモデルと働く女性との意見交換を実施する。 (女性リーダー育成・ロールモデル発信事業・4,622千円)	B	女性活躍推進課
女性のスキルアップのためのセミナーを開催し、管理職候補者の育成や女性の意欲向上を図ります。	女性活躍先進モデル企業と連携し、女性従業員がキャリアアップを目指し、キャリア形成に資するセミナー等を開催。併せてセミナー参加者と県内企業の女性経営者等との意見交換を実施。	働く場において女性が能力発揮できる環境づくり、経営者の意識改革に向けた取組を継続していく必要がある。	女性従業員がキャリアアップを目指し、キャリアプランを描き、実践的なスキルを身につけるリーダー研修を実施する。併せて、セミナー参加者と県内企業の女性経営者等との意見交換を実施する。 (女性リーダー育成・ロールモデル発信事業・4,622千円)	B	女性活躍推進課
高校生への業界説明や現場見学などにより、建設業の魅力を発信し、女性人材確保を推進します。	・インターンシップ研修受入企業支援事業 建設業 受入企業24社・生徒38名 測量等 受入企業 7社・生徒10名 ・鳥取県建設業魅力発信事業 7件(4社) 鳥取県測量設計業協会ほか3つの業界団体において、広報・シンポジウム、施工現場見学会や舗装施工体験を実施するなど、建設業の魅力発信の取組を実施した。 ・土木ツアー 鳥取西道路工事現場:気高第2トンネル(参加者:56名) ・どぼくカフェ 会場:イオンモール鳥取北(参加者:140名) ・とっとり建設業の魅力発信講座 [出前説明会の開催] 小学校3校(上北条・河北・西郷)147名 中学校1校(河北)111名	引き続き事業の周知徹底を図る。	土木系高校生の体験学習等を受け入れた建設関係企業の受入支援、若者や女性に建設業に興味・関心をもってもらうためのイベント開催等を実施する企業・団体に対して支援する等 (将来の建設産業担い手育成支援事業・5,978千円)	B	県土総務課

(2)-4 女性の就労・再就職支援

具体的施策	H29年度の実施状況	実施状況を踏まえた課題 次年度以降の取組	H30年度の取組内容 (H30予算事業名・事業費)	29年度 評価	担当課
訓練ニーズと求人ニーズを考慮して様々な職業訓練(2か月～2年間)を実施します。	【職業訓練実施状況】 ・新規学卒者対象訓練:95名入校及び進級 ・離職者対象訓練:705名入校及び進級 →就職者369名(平成30年3月末) ・障がい者対象訓練:21名入校 ・在職者対象訓練:403名入校	訓練修了者について、一人でも多くの早期就職に向けた就職支援が必要である。	新規学卒者、離職者、在職者等を対象に求職者及び企業双方のニーズを踏まえた職業訓練を実施。 (職業訓練事業費・479,309千円)	B	産業人材課
託児サービス付きの離職者向け職業訓練を設定し、子育て中の方の就労を支援します。	【託児サービス付き訓練の利用状況】 託児サービス利用者3名(託児児童数3名)	託児サービス利用については、託児付き訓練の設定等柔軟な対応が必要である。	離職者を対象とした託児サービス付きの職業訓練コースを設定し、職業訓練受講中の保育サービスを提供することで職業訓練の受講機会を回り、就労を支援する。 (職業訓練事業費・479,309千円)	B	産業人材課
訓練期間中に保育所等を利用する経費の一部を奨励金として支給し、子育て中の求職者の職業訓練の受講を促進します。	【職業訓練生託児支援事業】 訓練生67名(託児児童数88名)に対し奨励金を支給	引き続き、女性の再就職支援等のため、職業訓練期間中に要した保育料助成を実施する。	求職活動中の育児者が職業訓練を受講する場合に、訓練期間中に子どもを保育所等に預ける経費の一部を奨励金として支給する。 (職業訓練生託児支援事業・3,203千円)	B	産業人材課
働くことを希望する女性のためのワンストップ相談窓口を設置し、求職者と企業双方のニーズにあった職場開拓、マッチングを行い、女性の就業を支援します。	ミドル・シニア・レディーズ仕事ぶらざにおいて就職に関する相談、職業生活に関する相談、職業紹介を実施 ・女性の相談件数 延8,312件 ・女性の就職者数 計746名	ミドル・シニア・レディーズ仕事ぶらざにおいて就職に関する相談、職業生活に関する相談、職業紹介を実施	ミドル・シニア・レディーズ仕事ぶらざにおいて就職に関する相談、職業生活に関する相談、職業紹介を実施。 (女性・中高年者就業支援事業・10,680千円)	B	雇用政策課

(2)-5 女性の総合的な起業支援

具体的施策	H29年度の実施状況	実施状況を踏まえた課題 次年度以降の取組	H30年度の取組内容 (H30予算事業名・事業費)	29年度 評価	担当課
女性が起業を考えるきっかけとなるセミナーを開催し、女性の起業意欲向上を図ります。	起業を目指す女性または起業後間もない女性起業家を対象に、起業に必要な知識やノウハウを体系的に学ぶセミナー、交流会を開催。「五臓圓ビル」を会場とし、5月から1月まで計7回開催を行った。各回約30名が参加。	・県東部を中心に進めてきた本取組を中西部に広げるとともに、各地域ごとの自発的な取組を促す。 ・各地域の中心となる女性起業家と連携したセミナー、交流会の開催などを通して女性の起業意欲向上を図る。	・県東・中・西部の女性起業家と連携し、各地域の現状や特性に応じたセミナーや交流会等のプログラムを実施する。 ・全県合同ミーティングを開催し、各拠点の活動や成果報告を行いながら、著名な女性起業家や起業支援に実績のある支援者等を本県に引きビジネスセッションを開催する。 (とっとり起業女子応援事業・1,815千円)	B	産業振興課
事業継続に向けた支援や起業した女性同士のネットワークづくりを目的としたセミナーを開催し、女性が起業しやすい環境整備を行います。	起業を目指す女性または起業後間もない女性起業家を対象に、起業に必要な知識やノウハウを体系的に学ぶセミナー、交流会を開催。「五臓圓ビル」を会場とし、5月から1月まで計7回開催を行った。各回約30名が参加。	・女性起業家を軸にした起業家ネットワークを県東・中・西部で構築することで、女性が起業しやすい環境を整備する。	・県東・中・西部の女性起業家と連携して開催するセミナーや交流会等のプログラムを通して人的ネットワークの形成を図る。 ・県東・中・西部の各ネットワークを結び全県合同ミーティングを開催し、県内の女性起業家ネットワークの構築を目指す。 (とっとり起業女子応援事業・1,815千円)	B	産業振興課
女性の起業について、意識啓発・きっかけ作りの場としてのフォーラム開催から、先輩起業家による伴走支援や事業プラン発表会まで一貫した起業促進の取組を進めます。	倉吉市、米子市にて先輩女性起業家を招いたパネルディスカッションを実施。また、セミナー参加者による事業プラン発表会を開催し、県内の先輩起業家や金融機関、商工支援団体を交え活発な意見交換が行われた。 ◆パネルディスカッション ①8月@淀屋(倉吉市) 21名 ②11月@東光園(米子市) 56名 ◆事業プラン発表会 ④2月@青翔開智中・高等学校(鳥取市)36名	・県東・中・西部の中心となる女性起業家による地域にねざしたきめ細かな支援の実施。 ・著名女性起業家による伴走支援等、起業創業の取組み支援。	・先輩女性起業家と連携し、県東・中・西部の現状や特性に応じたセミナーや交流会等のプログラムを実施する。 ・全県合同ミーティングを開催し、各拠点の活動や成果報告を行いながら、著名な女性起業家や起業支援に実績のある支援者等を本県に引きビジネスセッションを開催する。 (とっとり起業女子応援事業・1,815千円)	B	産業振興課
起業などを行うとする者又は起業などして間もない者に対する金融支援を行います。	創業支援資金の利用は181件(対前年度比89.6%)・965,750千円(同82.9%)の利用があった。	引き続き、創業前後の資金繰りを支援する。	中小企業者の事業の活性化と経営の安定のため、利息・保証料を軽減した融資制度を運営する。 (企業自立サポート事業(制度金融費)利子補助・22,628千円) (信用保証料負担軽減補助金・22,840千円) ※いずれも創業関連のみ抽出	A	企業支援課

(2)-6 雇用の分野における男女の機会の均等と待遇の確保

具体的施策	H29年度の実施状況	実施状況を踏まえた課題 次年度以降の取組	H30年度の取組内容 (H30予算事業名・事業費)	29年度 評価	担当課
非正規社員の正社員への転換を実現した事業主に対する助成金の給付などにより、雇用の質を高める取組を推進します。	・国、県合わせて、648名分の助成金を支給した。(年間目標250名、うち県199名) ・制度運用を通じて、処遇改善は進みつつあるが、国の動向を注視しながら、引き続き労働局とも連携し、雇用の質を高める取組を進める。	引き続き、正規雇用転換促進を図るため、制度の周知を図るとともに、雇用人材局内に「とっとり働き方改革支援センター」を設置し、関係機関と連携して企業の生産性や雇用の質の向上の取組を支援。	・介護や建設、卸・小売等において、現在、非正規である従業員を正規雇用に転換した事業者に対して、対象者1人につき30万円の助成金を支給する。また、対象者がひとり親・障がい者の場合、10万円を加算して1人につき40万円支給する。 (正規雇用転換促進助成金事業・56,300千円) ・「とっとり働き方改革支援センター」を設置し、専門家派遣等により企業ごとの課題に応じた働き方改革の支援するとともに、モデルとなる取組を業界団体、商工団体と連携して支援する。 (働き方改革促進事業・17,994千円)	A	雇用政策課、とっとり働き方改革支援センター

具体的施策	H29年度の実施状況	実施状況を踏まえた課題 次年度以降の取組	H30年度の取組内容 (H30予算事業名・事業費)	29年度 評価	担当課
労務管理アドバイザー(社会保険労務士)を事業所に派遣し、適切な労務管理や職場環境の改善を促進します。【再掲】	・事業所へ労務管理アドバイザーを派遣し、就業規則の助言や県や国の助成制度等をアドバイスする。 派遣件数:426件(H30.3.31現在)	・労働相談の多い業種を重点的に訪問し、事業所の抱える課題等の解決のための助言を行う。	・働き方改革に係る普及啓発を行い、各種制度を紹介し環境改善を促進。 (働き方改革促進事業の一部 3,240千円)	B	とっとり働き方改革支援センター
各種ハラスメントをテーマとしたセミナーなどを開催し、職場などにおけるハラスメント予防に向け普及啓発を図ります。	・事業所からの申し込みにより、メンタルヘルスクエアやハラスメントなどの社内研修へ講師を派遣。 ・ハラスメントのテーマでの講師派遣は14件、参加者は延べ457名。	・事業所のニーズに対応した効果的な研修を実施する。	・社内研修は企業の要望に応じてメンタルヘルス、ハラスメント、ワークライフバランスなどのテーマで実施し、ハラスメントを許さない機運を高めていく。 (労働者相談・職場環境改善事業の一部 658千円)	B	とっとり働き方改革支援センター

(3)農林水産業・商工業等の自営業における男女共同参画の推進

具体的施策	H29年度の実施状況	実施状況を踏まえた課題 次年度以降の取組	H30年度の取組内容 (H30予算事業名・事業費)	29年度 評価	担当課
女性農業者団体などの産業界や地域で活躍する団体によるセミナーや研修を支援します。	・普及所主催の女性を対象としたGAP研修会、牧場経営視察等を実施した。(6回) ・任意団体(10団体)によるほ場視察、技術研修会等の実施を支援。 ・「とっとり農業女子ネットワーク」設立及び県外先進地の農業女子による講演会開催を支援した。(H30.1.16)	・とっとり農業女子ネットワークの活動基盤強化支援を行うとともに、メンバー各自の企画・運営力等の向上を図ることに より、女性リーダーの育成に繋げていく。	農林水産業に従事する女性や農山漁村の振興を担う女性の働き方改革をする取組を支援する。 (とっとり農林水産業女子が進める働き方改革推進事業・5,788千円)	B	とっとり農業戦略課
農産物加工、販売などに取り組む女性組織などに対し、新商品開発や施設整備などを支援します。	・6次産業化(農商工連携)に取り組む農林漁業者に対し、施設・機械整備等経費を支援した。 支援件数:17件(うち女性代表者:3件) ・地元農林水産物を使用したオリジナル加工品の開発や販路拡大を行う小規模加工グループに対し、研修費や試食・販売PR等の経費を支援した。 支援件数:9件(うち、女性代表者4件)	希望に沿った取り組みとなるよう、継続した支援の実施。	引き続き、農産物加工、販売などに取り組む女性組織などに対し、新商品開発や施設整備、販路拡大に向けた研修費・販売PR活動などを支援する。 (6次化・農商工連携支援事業・47,810千円) (食のみやこ鳥取県推進事業(魅力ある商品づくり事業・1,578千円)(うち、とっとりオリジナル加工品づくり支援事業・1,250千円)	B	食のみやこ推進課
農家への戸別訪問や研修会などにより、家族経営協定締結推進とフォローアップを実施します。	各普及所において、農業者が経営計画を樹立する際に、家族経営協定の制度、意義について説明し、協定締結を促した。	家族経営協定の更なる周知と締結推進を図る。	各普及所において、農業者が経営計画を樹立する際や、補助事業活用時に、家族経営協定の制度、意義について地道に説明しながら推進していく。	B	とっとり農業戦略課
女性の経営参画に対する意識啓発、経営参画に必要な知識・技術習得のための研修会の開催や資格取得、女性組織などが開催する研修会などへの支援を行います。	・任意団体(10団体)によるほ場視察、技術研修会等の実施を支援。 ・大型特殊免許、人工授精師資格取得等の資格取得を支援した(5人) ・「とっとり農業女子ネットワーク」設立及び県外先進地の農業女子による講演会開催を支援した。(H30.1.16)	・農業経営の生産性・所得向上に繋がるよう各普及所と連携し、任意団体を支援していくことが必要。	農林水産業に従事する女性や農山漁村の振興を担う女性の働き方改革をする取組を支援する。 (とっとり農林水産業女子が進める働き方改革推進事業・5,788千円)	B	とっとり農業戦略課
農林水産業団体役員などを対象とした研修会を開催し、男女共同参画を含む人権意識高揚を図ります。	農林水産業団体の役員を対象とした女性問題を含む人権研修会を東・中・西部で計4回開催した。	農林水産業団体役員員の男女共同参画を含む人権意識がさらに高まるよう、あらゆる機会を活用し啓発を行う。	農林水産業団体の役員員を対象に女性問題を含む人権研修会を東・中・西部で計4回開催する。 (農林水産業団体人権問題啓発推進事業 134千円)	C	農林水産総務課
女性の農業委員登用に向けて市町村や関係団体などに意識啓発を図ります。	女性の農業委員の登用に向けて、市町村や関係団体に呼びかけるなどの意識啓発を行った。	公募制に移行した影響もあり、女性委員不在の町村もあるが、女性委員の登用に向けて、引き続き、市町村や関係団体などに意識啓発を図っていく。	多くの市町村では平成29年度に改選期を迎えたが、女性の農業委員登用に向けて、引き続き、残りの市町村や関係団体などに意識啓発を図っていく。	D	経営支援課
林業女子会の立ち上げ支援、林業関係の女性ネットワークの構築など、女性も林業に従事しやすい環境整備を促進します。	林業女子グループ活動キックオフ支援補助金(事業費14万円・補助率3/4)により、女子グループの発足を支援し、鳥取森女(林業女子会@鳥取・・・会員17名)が発足した。上記の補助金を活用して、東京の林業女子会との交流や木材関係の視察が実施された。また、2か月に一度の女子会の会合(カフェミーティング)が始まった。	発足したばかりなので、まずは活動を継続することと、林業女子が増えることにつながる活動内容の発展が課題である。	青年林業グループ活動支援補助金(補助率1/2)により活動を支援する。また、県の女性職員が鳥取森女の活動に参加しており、寄り添い一緒に楽しみながら活動継続を支援する。 (林業普及指導事業・9,537千円)	B	林政企画課

具体的施策	H29年度の実施状況	実施状況を踏まえた課題 次年度以降の取組	H30年度の取組内容 (H30予算事業名・事業費)	29年度 評価	担当課
県外での林業就業相談において、林業体験研修やトライアル雇用研修などの情報提供を行うとともに、女性の視点からの林業の魅力発信を行うなどにより、移住・定住者の新規林業従事者の確保を進めます。	・県外の就業相談会に参加し、林業の魅力発信を行った。 ・若者が安心して働くことのできる職場環境の実現に向けて、H28に開所したとっとり林業技術訓練センターを活用した研修を実施するなど、安全対策を強化した。	近年、有効求人倍率が高く、林業の新規就業者の確保が厳しい状況であるが、継続した魅力発信とともに安全対策の取組を行う。	・女性や若者がチャレンジし、安心して就業継続しやすいとっとり林業技術訓練センターにおいて、伐倒技術の基礎的な訓練を行い、安全対策を強化 ・現場で働く女性が孤立しないようグループ化について支援(鳥取森女 林業女子会@鳥取) ・県外の就業相談会に参加し、林業の魅力発信を行うとともに、林業体験研修等を実施し、林業を体験する機会を提供する。 ・若者が安心して働くことのできる職場環境の実現に向けて、H28に開所したとっとり林業技術訓練センターを活用した研修を実施するなど、安全対策を継続実施する。 (鳥取暮らし農林水産就業サポート事業・246,749千円(うち鳥取県版緑の雇用支援事業・65,116千円)、森林整備担い手育成総合対策事業・54,390千円)	C	林政企画課
漁業への新規就業支援を行うとともに、漁協女性部などが行う魚食普及活動や6次産業化の取組などを支援します。	・新規就業者支援を行い、H29.4.1から新たに女性潜水士1名が岩戸で着業。 ・魚食普及活動を行う7団体へ助成。 ・6次産業化を行う7団体へ助成。	全国的に人手不足となっており、新規漁業就業者の確保が厳しくなっていることから、水産業経営支援協議会と連携して各浜の実態把握を行い、H30当初予算編成において、支援制度を拡充。	・漁村の担い手を確保するため、新規就業希望者の受入れ、指導及び着業に必要な支援を行う。 ・漁業関係団体、漁協女性部等が実施する魚食普及活動を支援する。 (漁業就業者確保対策事業(漁業研修事業・漁業経営開始円滑化事業・漁業活動相談員設置事業)・100,693千円) (浜に活！漁村の活力再生プロジェクト(魚食普及活動強化推進事業費補助金)・2,210千円)	B	水産課
次世代の漁業者を育成するため、漁村女性の全国研修会などへの参加費助成などの支援を行います。	全国女性漁業者グループリーダー研究会(H29.10.4東京)への派遣(1名)	モデルケースとなるよう、引き続き人材育成を継続する。	・漁業士、漁村女性の全国研修会への派遣費用を支援する。 (漁業就業者確保対策事業(次世代の漁業者育成事業)・295千円)	B	水産課

●重点目標2 地域・社会活動における女性の活躍推進

(1)議会・審議会等の政策・方針決定過程における女性の参画の推進

具体的施策	H29年度の実施状況	実施状況を踏まえた課題 次年度以降の取組	H30年度の取組内容 (H30予算事業名・事業費)	29年度 評価	担当課
男女共同参画に関する人材の登録及び情報提供を行う「男女共同参画人材バンク」の充実を図り、地域・職場などにおける研修会への講師派遣や審議会など委員への女性登用などへの活用を進めます。	人材バンクによる研修講師紹介数は43件。	男女共同参画人材バンクのPR強化。市町村と連携した人材情報の収集と登録の働きかけ。	男女共同参画人材バンクのPR強化。市町村と連携した人材情報の収集と登録の働きかけ。 (男女共同参画センター運営費・37,134千円)	B	男女共同参画センター
県の機関において、男女共同参画に関連するテーマで職場研修が実施されるよう働きかけや支援を行い、県職員の男女共同参画意識の向上を図ります。	県の機関の職場研修に講師派遣し、県職員の男女共同参画意識の向上を図った。(2機関・5回・148名)	県の機関において、男女共同参画に関するテーマで職場研修が実施されるよう働きかけを行うとともに講師派遣などの支援を行う。	出前講座の開催 (男女共同参画普及啓発事業・5,562千円)	B	男女共同参画センター
県・市町村における女性の参画状況など男女共同参画の取組に関する調査を行い、情報を公開します。	県・市町村における男女共同参画の推進状況についてとりまとめ公表(男女共同参画白書及びマップ)。また、企業の管理職登用等実態調査の中間調査を実施。	継続して調査、作成する。	男女共同参画白書及びマップの作成、情報公開	B	女性活躍推進課

(2)地域活動における男女共同参画の推進

具体的施策	H29年度の実施状況	実施状況を踏まえた課題 次年度以降の取組	H30年度の取組内容 (H30予算事業名・事業費)	29年度 評価	担当課
市町村と連携して自治会等へ働きかけ、男女共同参画に関する出前講座を開催するなど、地域における男女共同参画の理解促進を進めます。	自治会、地域住民等へ男女共同参画に関する出前講座を実施(24件・809名)	市町村と連携して自治会などへさらに働きかけを行い、出前講座等の開催の増加に努める。	出前講座の開催 (男女共同参画普及啓発事業・5,562千円)	B	男女共同参画センター

具体的施策	H29年度の実施状況	実施状況を踏まえた課題 次年度以降の取組	H30年度 of 取組内容 (H30予算事業名・事業費)	29年度 評価	担当課
鳥取県連合婦人会、鳥取県連合青年団、鳥取県子ども会育成連絡協議会、鳥取県PTA協議会などの活動支援や社会教育関係者の人材育成、指導者養成に取り組めます。	・鳥取県PTA協議会、鳥取県高等学校PTA連合会への活動支援(鳥取県PTA協議会「教育懇談会」開催、鳥取県高等学校PTA指導者研究大会開催等) ・家庭教育支援員等育成講座	・各種の社会教育関係団体の教育力を活用し、健やかに子どもたちを育む地域づくりを促進する。 ・地域において、すべての親が安心して家庭教育が行えるよう支援体制の充実を図る。	・鳥取県PTA協議会、鳥取県高等学校PTA連合会への活動支援(社会教育関係団体による地域づくり支援事業・1,876千円) ・研修・講座の実施 ・家庭教育支援員等育成講座を実施(とっとりふれあい家庭教育応援事業・9,977千円)	B	小中学校課
	各社会教育関係団体が実施する事業への補助を通じて、各団体の事業を通して男女共同参画に対する意識を高めたりするとともに、各団体の県社会教育協議会への加入を進め、市町村教委等との連携促進を図った。	団員数の減少等の課題があり、各団体の育成を図るため、各団体が加入する県社会教育協議会を中心として、団体同士や市町村教委との連携がさらに高まるよう、県社会教育協議会の事業内容を検討する。	・社会教育関係団体の教育力を活用し、家庭・地域の教育力向上を促進するとともに、社会教育関係団体で活動する人材を育成するために補助を行う。(社会教育関係団体による地域づくり支援事業4,876千円) ・県社会教育協議会において各団体や市町村教委を対象にした研修会を実施する。	B	社会教育課
	【東部】 東部地区市町社会教育担当者研究協議会により、先進的な取組を行っている公民館等の事例紹介を行い関係者の学ぶ機会を提供した。 【中部】 市町社会教育担当者と合同で行政担当者の研修会を実施した。 【西部】 西部社会教育担当者研究協議会との連携により、先進的な取組を行っている町を軸にして、関係者の学ぶ機会を提供した。	【東部】 それぞれに地域ごとの事業実施は出来ているが、市町間の連携が十分に取れていない。 【中部】 地域課題の解決に向けた研修内容の充実を図る必要がある。 【西部】 各市町村担当者の意識に温度差がある。	【東部】 関係機関との連携を取りつつ、市町への支援・情報提供を行う。 【中部】 市町村社会教育担当者と合同で行政担当者の研修会を実施する。 【西部】 関係機関との連携を取りながら、各市町村の支援を行う。	A	各教育局
学校教育活動全般を通じた地域や家庭の一員として貢献できる人材の育成に取り組み、生徒のボランティア活動、地域活動への参加を進めます。	・地域学校協働活動(学校支援ボランティア)を実施する市町村(17市町村:小学校67校・中学校24校・特別支援学校1校)を支援。 ・学校支援ボランティア研修会を年2回開催。(第2回はコミュニティ・スクール推進研修会と兼ねて実施)	学校支援ボランティア未実施校について整理し、導入のための方策について、地域の実情に応じた方策を検討する。	・地域学校協働活動(学校支援ボランティア)を実施する市町村を支援。 ・学校支援ボランティア研修会の開催。(学校支援ボランティア事業:20,440千円)	B	小中学校課
	土曜日を活用し、学校と地域が連携した学習や体験活動を実施。(12校19事業)	土曜日を活用した多様な教育活動の推進。	土曜日を活用し、学校と地域が連携した多様な学習や体験活動を実施。(県立高校土曜授業等実施事業・3,297千円)	B	高等学校課
地域で積極的に活動する団体等の活動を支援するなど、多様な団体と連携して、地域における男女共同参画に関する理解促進を進めます。	地域活動団体における男女共同参画に関する講座等へ助成した。(公開講座13件・研修支援講座9件・調査研究等事業1件)	地域活動団体と連携を取り、講座を実施を働きかける。	地域活動団体の開催する講座等への助成(男女共同参画普及啓発事業・5,562千円)	B	男女共同参画センター
コミュニティ・スクール等、地域・学校で協働して子どもたちの成長を見守る活動を推進します。	・H29コミュニティ・スクール導入校39校・公立小中学校の21% ・H29コミュニティ・スクール導入市町村数2市2町(鳥取市・倉吉市・南部町・伯耆町)	・社会総がかりで子どもたちを育むために、全ての公立学校にコミュニティ・スクール(学校運営協議会制度)を導入し、学校・家庭・地域の連携・協働体制を確立する。	・県推進連絡協議会の開催。 ・研修会の開催。 ・地域向け啓発パンフレットを作成、配布。(コミュニティ・スクール推進体制構築事業・10,044千円)	B	小中学校課
教員経験者など地域住民の協力を得ながら、放課後や土曜日などを活用した児童生徒への学習支援「地域未来塾」の推進に取り組めます。	地域未来塾を実施する市町村(10市町村)を支援。 ・福祉保健課と合同で研修会を開催。	取組の普及・充実を図るため、市町村単位で福祉部局と教育委員会の連携を強化を図るための会議と研修会を開催する。	・地域未来塾を実施する市町村を支援。 ・福祉部局と合同で研修会を開催。(「地域未来塾」推進事業:4,203千円)	B	小中学校課

(3)地域おこし、まちづくり、観光、環境分野における男女共同参画の推進

具体的施策	H29年度の実施状況	実施状況を踏まえた課題 次年度以降の取組	H30年度 of 取組内容 (H30予算事業名・事業費)	29年度 評価	担当課
様々な場面で活躍する女性リーダーを対象としたセミナーを開催するなど、地域づくりに取り組む女性の人材育成を行います。	H29年度男女共同参画推進人材育成協働事業 直営 2件 受講者 47人 委託 4件 受講者 451人	・直営講座、指定講座については、新たな参加者の発掘のため、今後とも時宜にあった社会的関心の高いテーマや講師を選定していく必要がある。 ・直営講座等で取り上げた災害に係る講座については、今後も危機管理局と連携して、市町村防災担当者、自主防災組織、消防団等への周知を図っていく必要がある。	・委託事業を3件実施予定。 ・直営事業を2件実施予定。(男女共同参画普及啓発事業・5,562千円)	B	男女共同参画センター
地域づくりに女性や多様な年齢層の参画を推進するため、地域づくり活動に意欲のある県民、NPO、住民団体、事業者などの環境、子育て、地域交流などの取組を支援します。	・県民、NPO、住民団体、事業者などが主体的に地域の課題に取り組んでいくよう、公益財団法人とっとり県民活動活性化センターを通じた活動の支援や、クラウドファンディング、プロボノの活用等による、活動団体の資金調達、人材確保に係る支援を行った。(相談対応400件) ・トトリズム推進補助金により、団体の活動段階に応じた支援を行ったほか、地域住民を中心に幅広く交流の場となる拠点づくりや、高齢者や子どもの孤食など新たな地域課題に取り組む住民活動への支援を行った。(計101件)	・さらなる活動の広がりや活性化を図っていくことが必要。 ・多様な主体による地域づくり活動を展開していくため、若者や企業などの地域づくりへの参画を促進する取り組みを展開していく。	・公益財団法人とっとり県民活動活性化センターを通じた地域づくり活動の支援、トトリズム推進補助金による支援の実施(トトリズム県民運動推進事業・51,900千円) (とっとり県民活動活性化センター事業・58,087千円)	A	参画協働課

具体的施策	H29年度の実施状況	実施状況を踏まえた課題 次年度以降の取組	H30年度の取組内容 (H30予算事業名・事業費)	29年度 評価	担当課
鳥取県の住みやすさ・働きやすさや恵まれた子育て環境、活躍の場などを活かし、老若男女を問わず多様な人材を移住者として受け入れられる地域づくりを促進します。	平成29年度の移住者数 2,127人 (集計以来過去最高)	本県の子育てしやすさや、働きやすさの若い世代への啓発により、若い世代の県内定住や県外からのIJUターンを更に加速化していく必要がある。	・若者の県外流出に歯止めをかけるため、若者が「ふるさと鳥取」との関りを深めることで県内定着・IJUターンを推進 (とっとりとの関係人口を増やす事業・36,854千円) ・移住者を受け入れる地域組織や、団体の立ち上げ支援及び、民間団体との協働による移住定住の取組を支援 (移住定住受入体制整備事業・78,810千円)	A	とっとり暮らし支援課
男女が共に参加して環境教育を推進するため、地域の温暖化防止活動をリードする「とっとりエコサポーターズ(鳥取県地球温暖化防止活動推進員)」の人材育成を推進します。	・とっとりエコサポーターズ制度 H29年度委嘱者数41人(男性26人、女性15人)(累計111人)	・地域の地球温暖化防止活動をリードする人材として、女性の活躍が見られた。 ・市町村等とも連携し、人材の新規開拓を行い、男女ともに幅広い年齢層の参加を推進する。	鳥取県地球温暖化防止活動推進センターに委託し、地球温暖化防止活動を推進する。 ・地球温暖化防止活動・実践方法の情報発信・普及啓発 ・地域で環境活動を推進する人材(地球温暖化防止活動推進員)の育成・支援 ・推進員を活用し市町村と連携したエネ活(家庭への省エネ・再エネ導入)の促進 ・地域等における環境学習会への講師(とっとり環境教育・学習アドバイザー)派遣の調整 (環境実践推進事業(地球温暖化防止活動等推進事業)・7,941千円)	B	環境立県推進課

(4)防災・災害復興分野における男女共同参画の推進

具体的施策	H29年度の実施状況	実施状況を踏まえた課題 次年度以降の取組	H30年度の取組内容 (H30予算事業名・事業費)	29年度 評価	担当課
防災や災害復興に関する会議など政策などの決定の場への女性の参画を推進します。	鳥取県防災会議委員 (H30.03.14～H32.03.13) 委員総数65名のうち27名(41.5%)	委員の更新に合わせ、一層の女性委員の参加を推進	(防災総務事業費 13,457千円)	A	危機管理政策課
男女共同参画の視点を取り入れた地域防災計画・各種マニュアルなどの整備を行います。	男女共同参画の視点に配慮した避難所運営に関する内容を含む「鳥取県避難所運営マニュアル作成指針」を策定した。 (平成30年3月)	「鳥取県避難所運営マニュアル作成指針」の内容を取り入れた市町村担当職員、自主防災組織や自治会役員を対象とした研修会を開催し、住民の自主運営を含めた避難所運営の向上を図っていく。	「鳥取県避難所運営マニュアル作成指針」の内容を取り入れた市町村担当職員、自主防災組織や自治会の役員等を対象とした研修会を開催し、住民の自主運営の男女共同参画の視点を取り入れた避難所運営の体制づくりを進める。 また、県内で開催される避難訓練において本指針を活用していただき、有効性を検証する。 (避難所運営リーダー養成事業・510千円)	A	危機管理政策課
女性防火組織(鳥取県女性防火・防災連絡協議会など)の育成強化と連携組織づくりへの支援に取り組み、意見交換会や研修などで消防防災への関心と意識、知識・技術などの向上を支援し、消防防災分野への女性参画を促進します。	・防災フェスタ2017(H29.9)、女性防火・防災連絡協議会研修会(H29.6)ほか県内各地で女性消防隊による啓発活動が実施された。 ・女性の消防団員への加入や女性団員の活動を促進するための市町村の取組に対して交付金を交付した。	少子高齢社会や過疎化が進む現状を踏まえ、若年層、子育て世帯の女性のほか、女性団体の防災活動への一層の参画	女性消防団員の加入を促進するための市町村の取組に対して、鳥取県防災・危機管理対策交付金により財政支援を行う。 (鳥取県防災・危機管理対策交付金事業・68,500千円) 県民一人ひとりによる自助及び自主防災組織等による共助の取組を推進し、県民と共に地域の安全・安心を確保するため、子育て世帯向け地域防災学習サポート事業や自主防災活動アドバイザー派遣などの取組を行う。 (県民と共に守る防災活動実践事業・2,760千円) 消防団は地域防災力の中核を担っているが、団員数の減少や高齢化が進行する中、消防団の機能を維持していくためには、女性をはじめ多様な方が消防団に加入できるよう、効果的な施策を展開する。 (元氣な消防団づくり支援事業・4,991千円)	C	消防防災課
自主防災組織における女性参入の促進や、防災活動への女性の参加拡大、女性消防職員の増加・活躍に向けた取組を支援します。	・防災フェスタ2017(H29.9)、女性防火・防災連絡協議会研修会(H29.6)ほか県内各地で女性消防隊による啓発活動が実施された。 ・女性の消防団員の加入や活動を促進するための市町村の取組に対して交付金を交付した。 ・女子学生等を対象とした消防庁主催の職業説明会(H30.2大阪市)に県及び各消防局合同のブースを出展し、就職活動中の女子学生等106名の参加があった。	・少子高齢社会や過疎化が進む現状を踏まえ、若年層、子育て世帯の女性のほか、女性団体の防災活動への一層の参画 ・職業説明会への参加	・鳥取県中部地震の教訓を踏まえ、防災士をはじめとする地域防災リーダーの養成とスキルアップを行う。 (地域防災リーダー養成事業・3,856千円) ・保育施設や学校等におけるわかりやすい防災啓発活動(紙芝居、ゲーム等)など、女性消防団ならではの優れた取組紹介を通じて、女性消防団に親しみを感じ、加入促進につながるよう市町村と連携して広報活動に努める。 ・女性消防団員の加入を促進するための市町村の取組に対して、鳥取県防災・危機管理対策交付金により財政支援を行う。 (鳥取県防災・危機管理対策交付金事業・68,500千円) ・県民一人ひとりによる自助及び自主防災組織等による共助の取組を推進し、県民と共に地域の安全・安心を確保するため、市町村が行う防災及び危機管理に関する事業に対して、鳥取県防災・危機管理対策交付金により支援を行う。 (県民と共に守る防災活動実践事業・2,760千円)	C	消防防災課

基本テーマB 安心・安全に暮らせる社会づくり

●重点目標3 生涯を通じた男女の健康支援

(1)生涯を通じた男女の健康の保持増進

具体的施策	H29年度の実施状況	実施状況を踏まえた課題 次年度以降の取組	H30年度の取組内容 (H30予算事業名・事業費)	29年度 評価	担当課
健康づくり文化の定着を目指した普及啓発の実施、健康づくりに積極的に取り組む施設、団体などを「健康づくり応援施設(団)」に認定するなど、「健康づくり文化」を推進します。	健康づくりに積極的に取り組む施設、団体等を「健康づくり応援施設(団)」に認定。	認定数は年々増えており、今後も定期的に情報発信を行いながら、県民の健康づくりの環境整備がなされるよう推進していく。	健康づくりに積極的に取り組む施設、団体等を「健康づくり応援施設(団)」に認定する。 (健康づくり推進事業 180千円)	B	健康政策課
生涯を通じた健康な体づくりのため、誰もがスポーツに取り組みやすい環境づくりを進めます。	・WMG2021関西を控え、県民スポレク祭において、競技追加(1競技)、障がい者参加枠の拡大(2競技)、障がいの有無にかかわらず参加できるスポーツの追加(3種目)など、県民が参加しやすい環境づくりを進めた。 ・グラウンド・ゴルフスクール活動により子供たちと県グラウンド・ゴルフ協会との交流の輪が広がった。(5校7活動)	・県民スポレク祭において、競技種目、障がい者参加枠等を広げるなど、より県民が参加しやすい環境づくりを進めることが必要。 ・グラウンド・ゴルフのPR、多世代展開、聖地に相応しい環境整備を推進し、魅力化をさらに高めていく。	・引き続きワールドマスターズゲームズ関西2021の開催準備を進め、生涯スポーツの機運を盛り上げていく。 (ワールドマスターズゲームズ2021関西開催準備推進事業・14,465千円) ・県民スポレク祭において、競技種目、障がい者参加枠を拡大する。 (生涯スポーツ推進事業・25,344千円) ・本県発祥のグラウンド・ゴルフの国際化、多世代化等、魅力化を進める。 (グラウンドゴルフ聖地化推進事業・6,114千円)	B	スポーツ課
自殺予防週間や月間を通じた街頭キャンペーンの実施などにより、自殺予防に関する普及啓発を進めます。	・大学での学園祭での健康教育、パネル展示、ストレスチェック等の実施。 ・自殺対策強化月間、自殺予防週間に合わせた街頭キャンペーンやパネル展示の実施。	・自死者数は年々減少傾向で推移していたが、平成29年は増加に転じており、普及啓発だけでなく、相談体制の構築を進めていく。 ・若年者に特化した自死対策(SNS等を活用した相談事業)に試行的に取り組む、今後の若年者の自死対策の相談体制の構築につなげていく。	・心の悩みに気づき、見守り、適切な専門横断機関へつなぐことができる人材の養成。 ・自殺予防週間、自殺対策強化月間や各種イベントでの普及啓発活動の実施。 ・若年者向けの相談体制の構築に向けた検討会の開催及びオンラインカウンセリング実証事業の実施。 (みんなで支えあう地域づくり事業(地域自死対策強化事業)・14,535千円) (若年者オンラインカウンセリング実証事業・3,500千円)	D	健康政策課
各種がん検診の受診促進に向け、がんに対する正しい知識の普及・啓発及びがん検診受診啓発並びにがん検診を受けやすい体制の整備を進めます。	・がん検診未受診者に対する個別アプローチ(個別受診勧奨)を行う市町村への取組を支援。(実施市町:5市町) ・がん対策の推進に協力していただける企業をパートナー企業として認定(認定数:H30.3月末時点916社)。 ・がん予防教育を実施する学校や企業等に対し、講師の派遣及び教材を提供。(48回) ・大腸がんの早期発見・早期治療及び検診受診率向上を推進させるため、市町村が大腸がん検診キット(便潜血検査)を直接送付又は健康相談員等を介し配布する場合には必要となる費用の一部を補助。(実施市町:6市町) ・県民が休日にがん検診を受診できる機会を増やすため、市町村が休日にがん検診車を使用する場合には必要となる検診車休日割増費用の一部を支援。(実施市町村:18市町村)	がん検診の受診促進に向け取組をすすめているところであるが、現時点で目標の50%には至っていない。今後も個別アプローチへの支援等継続的な取組を実施し、がん予防や普及啓発、検診の受けやすい体制整備等を推進する。	・がん検診未受診者に対する個別アプローチ(個別受診勧奨)を行う市町村への取組を支援。自己負担額の引き下げや休日セット健診、「検診すすめ隊」による住民同士の声かけ促進、未受診者へのダイレクトメール等による受診勧奨を実施。 ・がん対策の推進に協力していただける企業をパートナー企業として認定。 ・がん予防教育を実施する学校や企業等に対し、講師の派遣及び教材の提供。 ・大腸がんの早期発見・早期治療及び検診受診率向上を推進させるため、市町村が大腸がん検診キット(便潜血検査)を直接送付又は健康相談員等を介し配布する場合には必要となる費用の一部を県が補助。 ・県民が休日にがん検診を受診できる機会を増やすため、市町村が休日にがん検診車を使用する場合には必要となる検診車休日割増費用の一部を支援。 ・患者会が実施する女性がん啓発イベント(乳がんに関するピンクリボンキャンペーン等)への支援、乳がん普及月間(10月)に併せた広報を実施する。 [新規]脱!がん死亡率ワースト3事業 (がん対策推進体制強化事業・10,126千円) (がん医療提供体制整備事業・63,513千円) (がん検診受診促進事業・11,883千円)	C	健康政策課
健康に関する情報提供、相談体制を整備し、健康づくりを支援します。	・栄養、歯科保健等の県民向けリーフレットの作成、HPでの情報提供。 ・本庁及び各福祉保健局で健康全般についての相談に対応。	健康意識の醸成に向け、引き続き情報提供等を実施。	・健康づくりが県民の生活の中に定着されるように各種(食育、歯の健康等)週間、月間に併せて、チラシ配布やポスター掲示、ホームページに情報提供し、普及啓発を図った。 ・継続して健康に関する相談対応を実施。	B	健康政策課
市町村や地域包括支援センター職員、介護サービス事業者などを対象とした介護予防の取組の実施に係る研修などを実施し、介護予防対策を推進します。	・市町村職員や地域包括支援センター職員等を対象に介護予防従事者研修を実施した(2回)。 ・体操普及ボランティア、体操実践者、一般住民等を対象に平成29年9月にとつとりご当地体操交流大会を実施(196名参加)	地域における介護予防の推進を図っていく。	引き続き、市町村等が行う介護予防事業が効果的・効率的に実施できるよう必要な知識・技術の習得を図る研修を行う。また、住民主体の通いの場等における介護予防体操の取り組みを推進する。 (地域包括ケア推進支援事業・7,185千円) (ご当地体操で「目指せ!体力年齢の若返り」事業・1,299千円)	B	長寿社会課
受動喫煙のない社会を目指して、喫煙者への禁煙支援や、たばこがもたらす健康被害に関する知識の普及をするとともに、特に健康被害を受けやすい妊産婦へは妊婦健診や母子手帳配布時など様々な機会を捉えて正しい知識の普及啓発を進めます。	「世界禁煙デー」にあわせて、普及啓発を実施。	「世界禁煙デー」に併せて地方フォーラムを本県で開催する。その他、様々な機会を捉え、正しい知識の普及啓発を図る。	喫煙による健康への影響等正しい知識の普及啓発に取り組む。 (健康づくり推進事業・180千円)	B	健康政策課
男性が抱える様々な問題に対応するため、男性相談員による「オトコの相談日」及び男性臨床心理士による専門相談を実施します。	・H29年度男性臨床心理士による心の相談件数:11件 ・H29年度オトコの相談件数:32件	あらゆる機会を捉えて男性への相談窓口の周知を図る。	引き続き男性対象相談窓口の周知を行う。 (男女共同参画センター運営費・37,134千円)	B	男女共同参画センター

(2) 妊娠・出産等に関する支援

具体的施策	H29年度の実施状況	実施状況を踏まえた課題 次年度以降の取組	H30年度の実施内容 (H30予算事業名・事業費)	29年度 評価	担当課
「子育て世代包括支援センター(とっとり版 ネウボラ)」を整備し、妊娠・出産(産前産 後)・子育てまで切れ目のない相談支援な どを行います。	単県のとっとり版ネウボラ推進事業による 支援を通して、29年度中に県内17市町 村にネウボラを設置。	県全域での体制整備に向けて、町へ働きかける。また、 とっとり版ネウボラの機能充実 を図るため、専任スタッフを配 置する市町村を支援する。	全市町村でのとっとり版ネウボラ(子育て世 代包括支援センター)に向けて、市町村に 対する支援を行う。 (とっとり版ネウボラ推進事業・25,099千円)	A	子育て応援課
不妊専門相談センターの設置や、不妊検 査及び不妊治療に要する経費の一部を助 成することで、不妊治療などの支援を行 います。	平成28年度に、それまで東部のみで あった相談センターを西部にも開設し、中 部・西部をカバーする体制を整備した。 また、28年度に国の制度へ完全移行す るとともに、夫婦揃っての不妊症診断検 査の際の保険適用外部分の助成を実 施。	不妊治療のニーズは年々高 まりつつあり、利用者のニーズ を踏まえて、制度の充実を図 るとともに、各種支援制度のP Rを進めていく。	不妊検査及び不妊治療に要する経費の 一部助成や不妊専門相談センターの設置 を通して、子どもを希望する夫婦の支援を 行う。 (不妊治療費等支援事業・129,130千円) (希望をかなえる妊娠・出産支援事業・ 3,786千円)	A	子育て応援課
望まない妊娠予防についての健康教育や 出前教室の実施により、妊娠・出産に関 する正しい知識の普及啓発を図ります。	県において各福祉保健事務所、保健局 において妊娠相談や女性の健康全般の 相談を窓口を設置。H27年度から県助産 師会へ妊娠・出産・子育てに関する相談 窓口業務を委託した。	「とっとり妊娠SOS相談窓口」 を新たに開設し、予期しない 妊娠、思いがけない妊娠に専 門性をもって対応する体制を 整備する。専門窓口の存在を 広くPRし的確に相談ニーズを 掘り起こし、医療機関等と連 携しながら事業を進めていく。	望まない妊娠予防についての健康教育や 出前教室の実施により、妊娠・出産に関 する正しい知識の普及啓発を図るとともに、望 まない妊娠等に関する相談窓口を設置す る。 (健やかな妊娠・出産のための応援事業・ 6,635千円) (とっとり妊娠SOS相談体制整備事業・ 3,418千円)	B	子育て応援課
周産期医療情報システムの活用、総合周 産期母子医療センターへの搬送コーデ ィネーターの設置などにより周産期医療の 充実を図ります。	周産期医療情報システムの運営、保守 管理 搬送コーディネーターの調整に係る総合 周産期母子医療センターの患者受入	周産期医療情報システムの 参加率が低い地域における加 入促進 ハイリスク分娩の患者の総合 周産期母子医療センターへ の円滑な受入調整 災害医療コーディネーター (小児周産期担当)を新たに 委嘱	総合周産期母子医療センター、周産期医 療施設の患者情報管理を行う周産期医療 情報システムを運用する。 県内医療機関の重症患者等の把握を行う ためのコーディネーターを総合周産期母子 医療センターに設置する。 (周産期医療対策事業・5,453千円)	A	医療政策課
子どもの発病時の対処方法などに対する 地域への出前講座、小児救急ハンドブック の作成、小児救急電話相談の実施などに より小児医療の充実を図ります。	出前講座の実施 小児救急電話相談の実施	鳥取市と連携した出前講座 の開催 深夜、早朝の時間帯も含め た小児救急電話相談の実施	出前講座の開催(720千円) (小児救急電話相談事業・11,240千円)	A	医療政策課
性に関する指導・エイズ教育研修会の開 催など、学校における性に関する指導・エ イズ教育を充実します。	学校における健康課題対策研修会で、 婦人科医の講義を組み込み、性に関する 正しい知識の普及に努めた。 WYSH教育研修会に教職員2名を派遣 し、校内の指導の充実を図った。	児童生徒を取り巻く環境は 年々複雑化しており、指導の 充実を図るため派遣等の取 組を継続していく必要がある。	引き続き、WYSH教育研修会へ希望の あった教職員の派遣を行う。 (児童生徒健康問題対策事業・1,859千 円)	B	体育保健課

(3) 健康をおびやかす問題についての対策の推進

具体的施策	H29年度の実施状況	実施状況を踏まえた課題 次年度以降の取組	H30年度の実施内容 (H30予算事業名・事業費)	29年度 評価	担当課
エイズ・性感染症予防対策に向け、エイ ズ・性感染症についての正しい知識の普 及啓発、医療体制を充実します。	性感染症予防キャンペーン(7~9月) の実施 リーフレットの配布や新聞広告の掲載等 により、予防啓発を強化。 学校祭での健康教育、学校でのパネル 展示。 世界エイズデー(12/1)の実施 リーフレットの配布や新聞広告の掲載等 により、予防啓発を強化。 県内の駅等で街頭キャンペーンを実 施。	性感染症検査受検者の増 加 近年受検件数が減少してい る。関心を持ってもらうよう 取組の推進が課題。 正確な情報の普及啓発 県内では20~30代での発 生が多い。若年層に対する地 道な正しい知識の普及啓発 が必要。	性感染症予防キャンペーン(7~9月)の 実施 リーフレットの配布や新聞広告の掲載等 により、予防啓発を強化。 学校祭での健康教育、学校でのパネル展 示。 世界エイズデー(12/1)の実施 リーフレットの配布や新聞広告の掲載等 により、予防啓発を強化。 県内の駅等で街頭キャンペーンを実施。 (エイズ予防対策事業・5,023千円)	B	健康政策課
「薬物乱用防止研修会」を開催するなど、 学校における薬物乱用防止教育の充実を 図ります。	薬物乱用防止教育研修会では、高等学 校や学校薬剤師の実践発表も取り入れ、 学校での指導の参考となる研修会を開催 した。(H29.12.5開催)	児童生徒を取り巻く環境は 年々複雑化しており、指導の 充実を図るため研修会等 の取組を継続していく必要が ある。	引き続き研修会を開催し、薬物乱用防 止教育の充実を図る。 (児童生徒健康問題対策事業・1,859千 円)	B	体育保健課

●重点目標4 誰もが安心して暮らせる環境整備

(1) 高齢者が暮らしやすい環境の整備

具体的施策	H29年度の実施状況	実施状況を踏まえた課題 次年度以降の取組	H30年度の実施内容 (H30予算事業名・事業費)	29年度 評価	担当課
住民が主体となった高齢者、障がい者な どの要配慮者の災害時の避難行動、日頃 の見守りなどの体制整備の取組を支援し ます。	災害時における支え愛地域づくり推進事 業補助金の支援 地域住民が主体となって「支え愛マップ づくり」を通じ、独居高齢者、要介護者及 び障がい者などの支援を要する者に対す る災害時の避難支援等の仕組みづくりや 平常時の見守り体制づくり等を行う取組 などに対して支援を行い、誰もが身近な地 域で安全・安心に暮らすための支え愛体 制の充実を図った。	支え愛マップづくりだけで終 わってしまう町内会・集落等も あり、支え愛マップづくりを通じ て町内会・集落等の主体的な 取組への発展を図ることが課 題である。	鳥取県中部地震、平成29年1月、2月の 豪雪を踏まえて共助の重要性が改めて認 識されていることから、地域住民が主体 となって行う「支え愛マップ」づくりを通 じて、住民主体の災害時の高齢者、障 がい者など要支援者の支援体制の強化 を図る。 また、マップ作成の際には、老若男女 それぞれの視点で検討が進められるよう 努める。 (支え愛マップを核とした地域防災力強 化事業・18,501千円)	B	危機管理政策課

具体的施策	H29年度の実施状況	実施状況を踏まえた課題 次年度以降の取組	H30年度の実施内容 (H30予算事業名・事業費)	29年度 評価	担当課
成年後見支援センターの運営や、日常生活自立支援事業の支援により高齢者、障がい者などの権利擁護の推進を図ります。	○成年後見支援センターの運営 ・東部、中部、西部の各成年後見支援センターが、各圏域ごとに成年後見制度等に関する相談から支援までの一元的・専門的な支援を担う成年後見支援センターの運営を実施。(相談件数:3,032件、後見受託件数:148件) ○日常生活自立支援事業 ・19市町村の社会福祉協議会において、高齢者や障がい者等の判断能力が不十分な方に対する福祉サービス等の利用援助に関する取組みを実施。 ・(社福)鳥取県社会福祉協議会が、専門員の連絡会でのケース検討、事業推進にあたっての課題検討等を実施するとともに、生活支援員の地区別研修会を実施。(専門員連絡会:全体会2回・地区別各5回、生活支援員研修会:地区別各1回)	・平成37年には認知症高齢者は470万人になると見込まれており、地域での権利擁護推進について社会の要請がますます高まっている。 ・平成29年3月末の成年後見制度利用促進基本計画閣議決定を受け、各市町村における利用促進に関する基本計画の策定を支援するなど、さらなる成年後見制度の利用促進を図る必要がある。	日常生活自立支援事業からのスムーズな成年後見利用移行や、関係機関の地域連携ネットワーク構築など、認知症高齢者を始めとする支援の必要な方が、住み慣れた地域で安心・安全な生活が継続されるよう、権利擁護の推進を行う。 (成年後見支援センター運営支援事業・13,500千円) (日常生活自立支援事業・42,562千円)	B	福祉保健課
介護人材を確保し、介護保険制度の円滑な実施とサービスの質の向上を図るため、介護保険サービスに従事する各種専門職などに対し、職種別・専門技術別の研修を実施します。	・介護支援専門員に対する法定研修(実務、更新、主任、主任更新)を実施。 ・介護認定に携わる認定調査員、審査会委員、医師に対する研修を実施。 ・介護職員及び介護福祉士実務研修修了者に対する喀痰吸引等研修の実施。	引き続き、介護支援専門員等に対する研修を実施し、介護保険制度の円滑な運営を推進していく。	H30年度以降も引き続き介護支援専門員等の各種専門職に対し、職種別、専門技術別の研修を実施予定。 (介護支援専門員研修実施事業・15,748千円) (介護保険円滑推進事業・1,589千円) (介護職員の喀痰吸引研修・14,530千円)	A	長寿社会課
元気な高齢者の地域活動を支援するため、シニアバンクなどによる技能、経験、資格などを活かした地域活動や高齢者などの地域住民が集う拠点整備の支援を行います。	・資格、特技、技能等を持つ高齢者の地域活動を後押しする「とっとりいきいきシニアバンク」の管理・運営を実施した。(H29年度登録者数:282人) ・高齢者、障がい者、児童など地域住民の誰もが集う居場所である「鳥取ふれあい共生ホーム」を県内に広げるため、施設整備・改修等に必要経費を支援し、共生ホーム認定証の発行、事例集の作成・配布による周知を行った。(H29年度補助件数:7件 ※他課補助分含む)	シニアバンク登録者の活躍の場の掘り起こしを図っていく。 また、共生ホームが登録団体や地域住民にとってより身近なものになるよう周知を図っていく。	・とっとりいきいきシニアバンクによる地域活動の支援、バンクフェスティバルの開催、活用促進訪問作戦の実施等 ・共生ホームの整備等経費補助等 (とっとりいきいきシニアバンク事業(「人生充実応援事業」内)・12,233千円) (福祉施設版共生ホーム推進事業・2,000千円)	B	長寿社会課
高齢者への総合的な生活支援の中核的な機関である地域包括支援センターの機能強化を支援します。	センターの役割、業務、地域包括ケアの概要などについて地域包括支援センター職員研修を実施した(1回)。	地域包括ケアシステムの構築に向けて、引き続き、市町村や地域包括支援センターの取組を支援していく。	地域包括支援センター職員研修を実施し、引き続き、地域包括支援センターの機能強化を支援する。 (地域包括ケア推進支援事業・7,185千円)	A	長寿社会課
市町村や地域包括支援センター職員、介護サービス事業者等を対象とした介護予防の取組の実施に係る研修などを実施し、介護予防の推進を図ります。	・市町村職員や地域包括支援センター職員等を対象に介護予防従事者研修を実施した(2回)。 ・体操普及ボランティア、体操実践者、一般住民等を対象に平成29年9月にとっとりご当地体操交流大会を実施(196名参加)	地域における介護予防の推進を図っていく。	引き続き、市町村等が行う介護予防事業が効果的・効率的に実施できるよう必要な知識・技術の習得を図る研修を行う。また、住民主体の通いの場等における介護予防体操の取組みを推進する。 (地域包括ケア推進支援事業・7,185千円) (ご当地体操で「目指せ!体力年齢の若返り」事業・1,229千円)	B	長寿社会課
高齢者虐待の防止に向け、高齢者虐待予防のための正しい知識の普及・啓発の推進、早期発見・早期対応のための体制を整備するため、研修事業などを実施します。	・高齢者虐待を中心とした権利擁護に関する専門相談対応、市町村・地域包括支援センターへの助言・支援を実施した。 ・市町村等職員、高齢者施設従事者及び施設管理者等に対する研修を実施した(計6回)。	・高齢者虐待等権利擁護事業には迅速・的確な専門的対応が求められるため、市町村等職員に対する専門的な支援を行う。 ・また、施設従事者・管理者等に対する普及・啓発を実施していく。	引き続き、高齢者虐待を中心とした権利擁護に関する専門相談対応、市町村・地域包括支援センターへの助言・支援、市町村等職員、高齢者施設従事者及び施設管理者等に対する研修の実施 (高齢者虐待防止推進事業・1,732千円)	B	長寿社会課
予防・早期発見・早期治療の体制の整備や、専門的な医療や介護及び家族と地域の支援体制を適切にマネジメントできる医療・介護専門職の養成、認知症に関する相談・支援の強化など、認知症対策を進めます。	・認知症を早期に発見し、本人・家族に適切に対応できるかかりつけ医等医療専門職を養成した(かかりつけ医24名ほか)。 ・専門的なサービスを提供する事業所や介護実務者に対する認知症の実践的な研修を実施した(計7回)。	専門的な医療や介護及び家族と地域の支援体制を適切にマネジメントできる医療・介護専門職の養成を図っていく。	引き続き、早期発見・早期治療の体制整備及び、専門的な医療や介護及び家族と地域の支援体制を適切にマネジメントできる医療・介護専門職を養成 (認知症医療体制の充実・6,756千円) (認知症高齢者介護制度人材の育成・8,909千円)	B	長寿社会課
バリアフリー化に向け、高齢者や身体障がい者などの移動及び施設利用に配慮した建築物の整備を促進します。	・県では、平成20年度に鳥取県福祉のまちづくり条例を全部改正し、一定用途、一定規模以上の建築物にバリアフリー化を義務付けている。 ・平成27年度に条例の対象となる施設の拡大と整備基準の見直しを行い、平成28年度4月から施行している。(適合義務対象建築規模の見直し、障がいの種類に応じた基準見直し、既存建築物利用活用の適合基準の見直し、競技場等に係る基準の見直し) ・平成28年度は補助制度において既存建築物における便器部分の改修補助メニューを整理統合し、各メニューの拡充期限を平成28年度から31年度まで延長している。 ・福祉のまちづくり推進事業補助金申請件数 45件(鳥取市6件、米子市6件、倉吉市25件、境港市3件、岩美町、八頭町、三朝町、湯梨浜町、伯耆町各1件)	・補助対象メニューが多岐にわたって複雑化していることから、昨年度PRチラシをわかりやすく見直し。出前説明会等の機会をとらえ、関係団体・事業者等に制度の周知を図り、より一層福祉のまちづくりを推進する。 ・補助の利用促進のため、引き続きホテル・旅館施設等に働きかけを行う。	・民間建築物及び敷地内のバリアフリー環境整備を促進するため、特に既存建築物の改修に重点をおいた支援を行う。 ・補助制度を創設していない町村に対し、制度創設を働きかける。 (福祉のまちづくり推進事業補助金・4,788千円) (バリアフリー環境整備事業補助金・500千円)	B	住まいまちづくり課

具体的施策	H29年度の実施状況	実施状況を踏まえた課題 次年度以降の取組	H30年度の取組内容 (H30予算事業名・事業費)	29年度 評価	担当課
県営住宅の入居にあたり、県営住宅の第一次募集において、母子・父子世帯、高齢者世帯、障がい者世帯、低所得者世帯、配偶者間暴力の被害者世帯などを優先して募集します。	母子・父子世帯、高齢者世帯、障がい者世帯、低所得者世帯、配偶者間暴力の被害者世帯などを、優先入居の対象として、県営住宅の募集を行った。(1階住戸は高齢者と障がい者世帯用として募集) <平成29年度実績> 募集戸数(全体) 129戸 申込者数(全体) 287世帯 入居決定数 ・高齢者世帯 38世帯 ・障がい者世帯 22世帯 ・母子・父子世帯 41世帯 ・DV被害者世帯 0世帯	希望する住戸への申込者が多く、入居できない場合がある。(希望する住戸毎に応募(応募1回につき1戸、応募者多数の場合は抽選実施。))今後も優先入居の取組を継続実施する。	県営住宅の第一次募集において、引き続き高齢者世帯、障がい者世帯、母子・父子世帯、低所得者世帯などの優先入居を実施。	B	住まいまちづくり課
専任相談員による入居相談対応や協力不動産店などの登録制度により、住宅確保要配慮者への支援を行います。	子育て世帯、高齢者、障がい者、外国人、若者等の賃貸住宅等への入居に協力するあんしん賃貸住宅協力店の登録状況及び専任相談員による入居相談対応状況は次のとおり。 ・登録不動産店 65件 ・登録住宅 135棟(1,306戸) ・相談件数 226件(うち入居決定121件) ※H30.3月末現在	登録戸数増加や制度周知のために、引き続き民間賃貸住宅所有者等に対する啓発強化及び関係者による連携支援体制の確立が必要である。	住宅確保に配慮を要する高齢者、障がい者等に対する専任相談員による入居相談対応や、あんしん賃貸住宅の協力不動産店及び住居の登録促進を実施。(鳥取県居住支援協議会活動支援事業・8,013千円) (県独自の家賃債務保証制度創設・1,873千円)	A	住まいまちづくり課
ユニバーサルデザイン(UD)に関する理解に向け、地域、団体又は企業が主催する集会などへの出前講座、小中高生を対象とした出前授業及び県民を対象としたUD研修を開催します。	・平成27年度より出前授業の実施件数増を目標に掲げ取り組んだ結果、平成29年度は、実施校が50校に増えた。(実施校数:H26→20校、H27→32校、H28→44校) ・人権ひろば「ふらっと21」で、児童を対象とした夏休みUD体験学習を2回実施 ・PTA、地域、企業等において、38回の出前講座を実施	・出前授業の内容の充実を図りながら取り組んでいるが、実施希望校が年々増加しており、実施方法等について検討が必要である。 ・夏休みUD体験学習を平成30年度は、東、中、西部で開催する。 ・今後も出前講座を通して、県民へのUD及びカラーUDの認知度の向上に努める。	「鳥取県人権施策基本方針」において、ユニバーサルデザイン(UD)の推進を人権尊重の基本理念の一つに据えているところであり、一人ひとりが尊重され、すべての人が暮らしやすい社会を実現するため、UD及びカラーUDの理念の普及啓発等に取り組む。(とっとりユニバーサルデザイン推進事業・2,749千円)	A	人権・同和対策課

(2)障がい者が暮らしやすい環境の整備

具体的施策	H29年度の実施状況	実施状況を踏まえた課題 次年度以降の取組	H30年度の取組内容 (H30予算事業名・事業費)	29年度 評価	担当課
バリアフリー化に向け、高齢者や身体障がい者などの移動及び施設利用に配慮した建築物の整備を促進します。【再掲】	・県では、平成20年度に鳥取県福祉のまちづくり条例を全部改正し、一定用途、一定規模以上の建築物にバリアフリー化を義務付けている。 ・平成27年度に条例の対象となる施設の拡大と整備基準の見直しを行い、平成28年度4月から施行している。(適合義務対象建築規模の見直し、障がいの種類に応じた基準見直し、既存建築物利用活用の適合基準の見直し、競技場等に係る基準の見直し) ・平成28年度は補助制度において既存建築物における便器部分の改修補助メニューを整理統合し、各メニューの拡充期限を平成28年度から31年度まで延長している。 ・福祉のまちづくり推進事業補助金申請件数 45件(鳥取市6件、米子市6件、倉吉市25件、境港市3件、岩美町、八頭町、三朝町、湯梨浜町、伯耆町各1件)	・補助対象メニューが多岐にわたって複雑化していることから、昨年度PRチラシをわかりやすく見直した。出前説明会等の機会をとらえ、関係団体・事業者への制度の周知を図り、より一層福祉のまちづくりを推進する。 ・補助の利用促進のため、引き続きホテル・旅館施設等に働きかけを行う。	・民間建築物及び敷地内のバリアフリー環境整備を促進するため、特に既存建築物の改修に重点をおいた支援を行う。 ・補助制度を創設していない町村に対し、制度創設を働きかける。(福祉のまちづくり推進事業補助金・4,788千円) (バリアフリー環境整備事業補助金・500千円)	B	住まいまちづくり課
ユニバーサルデザイン(UD)に関する理解に向け、地域、団体又は企業が主催する集会などへの出前講座、小中高生を対象とした出前授業及び県民を対象としたUD研修を開催します。【再掲】	・平成27年度より出前授業の実施件数増を目標に掲げ取り組んだ結果、平成29年度は、実施校が50校に増えた。(実施校数:H26→20校、H27→32校、H28→44校) ・人権ひろば「ふらっと21」で、児童を対象とした夏休みUD体験学習を2回実施 ・PTA、地域、企業等において、38回の出前講座を実施	・出前授業の内容の充実を図りながら取り組んでいるが、実施希望校が年々増加しており、実施方法等について検討が必要である。 ・夏休みUD体験学習を平成30年度は、東、中、西部で開催する。 ・今後も出前講座を通して、県民へのUD及びカラーUDの認知度の向上に努める。	「鳥取県人権施策基本方針」において、ユニバーサルデザイン(UD)の推進を人権尊重の基本理念の一つに据えているところであり、一人ひとりが尊重され、すべての人が暮らしやすい社会を実現するため、UD及びカラーUDの理念の普及啓発等に取り組む。(とっとりユニバーサルデザイン推進事業・2,749千円)	A	人権・同和対策課
県営住宅の入居にあたり、県営住宅の第一次募集において、母子・父子世帯、高齢者世帯、障がい者世帯、低所得者世帯、配偶者間暴力の被害者世帯などを優先して募集します。【再掲】	母子・父子世帯、高齢者世帯、障がい者世帯、低所得者世帯、配偶者間暴力の被害者世帯などを、優先入居の対象として、県営住宅の募集を行った。(1階住戸は高齢者と障がい者世帯用として募集) <平成29年度実績> 募集戸数(全体) 129戸 申込者数(全体) 287世帯 入居決定数 ・高齢者世帯 38世帯 ・障がい者世帯 22世帯 ・母子・父子世帯 41世帯 ・DV被害者世帯 0世帯	希望する住戸への申込者が多く、入居できない場合がある。(希望する住戸毎に応募(応募1回につき1戸、応募者多数の場合は抽選実施。))今後も優先入居の取組を継続実施する。	県営住宅の第一次募集において、引き続き高齢者世帯、障がい者世帯、母子・父子世帯、低所得者世帯などの優先入居を実施。	B	住まいまちづくり課

具体的施策	H29年度の実施状況	実施状況を踏まえた課題 次年度以降の取組	H30年度の取組内容 (H30予算事業名・事業費)	29年度 評価	担当課
専任相談員による入居相談対応や協力不動産店などの登録制度により、住宅確保要配慮者への支援を行います。【再掲】	子育て世帯、高齢者、障がい者、外国人、若者等の賃貸住宅等への入居に協力するあんしん賃貸住宅協力店の登録状況及び専任相談員による入居相談対応状況は次のとおり。 ・登録不動産店 65件 ・登録住宅 135棟(1,306戸) ・相談件数 226件(うち入居決定121件) ※H30.3月末現在	登録戸数増加や制度周知のために、引き続き民間賃貸住宅所有者等に対する啓発強化及び関係者による連携支援体制の確立が必要である。	住宅確保に配慮を要する高齢者、障がい者等に対する専任相談員による入居相談対応や、あんしん賃貸住宅の協力不動産店及び住居の登録促進を実施。 (鳥取県居住支援協議会活動支援事業・8,013千円) (県独自の家賃債務保証制度創設・1,873千円)	A	住まいまちづくり課
成年後見支援センターの運営や、日常生活自立支援事業の支援により高齢者、障がい者などの権利擁護の推進を図ります。【再掲】	○成年後見支援センターの運営 ・東部、中部、西部の各成年後見支援センターが、各圏域ごとに成年後見制度等に関する相談から支援までの一元的・専門的な支援を担う成年後見支援センターの運営を実施。(相談件数:3,032件、後見受託件数:148件) ○日常生活自立支援事業 ・19市町村の社会福祉協議会において、高齢者や障がい者等の判断能力が不十分な方に対する福祉サービス等の利用援助に関する取組を実施。 ・(社福)鳥取県社会福祉協議会が、専門員の連絡会でのケース検討、事業推進にあたっての課題検討等を実施するとともに、生活支援員の地区別研修会を実施。(専門員連絡会:全体会2回・地区別各5回、生活支援員研修会:地区別各1回)	・平成37年には認知症高齢者は470万人になると見込まれており、地域での権利擁護推進について社会の要請がますます高まっている。 ・平成29年3月末の成年後見制度利用促進基本計画閣議決定を受け、各市町村における利用促進に関する基本計画の策定を支援するなど、さらなる成年後見制度の利用促進を図る必要がある。	日常生活自立支援事業からのスムーズな成年後見利用移行や、関係機関の地域連携ネットワーク構築など、認知症高齢者を始めとする支援の必要な方が、住み慣れた地域で安心・安全な生活が継続されるよう、権利擁護の推進を行う。 (成年後見支援センター運営支援事業・13,500千円) (日常生活自立支援事業・42,562千円)	B	福祉保健課
住民が主体となった高齢者、障がい者などの要配慮者の災害時の避難行動、日頃の見守りなどの体制整備の取組を支援します。【再掲】	・災害時における支え愛地域づくり推進事業補助金の支援 地域住民が主体となって「支え愛マップづくり」を通じ、独居高齢者、要介護者及び障がい者などの支援を要する者に対する災害時の避難支援等の仕組みづくりや平常時の見守り体制づくり等を行う取組などに対して支援を行い、誰もが身近な地域で安全・安心に暮らすための支え愛体制の充実を図った。	支え愛マップづくりだけで終わってしまう町内会・集落等もあり、支え愛マップづくりを通じて町内会・集落等の主体的な取組への発展を図ることが課題である。	・鳥取県中部地震、平成29年1月、2月の豪雪を踏まえて共助の重要性が改めて認識されていることから、地域住民が主体となって行う「支え愛マップ」づくりを通じて、住民主体の災害時の高齢者、障がい者など要支援者の支援体制の強化を図る。 ・また、マップ作成の際には、老若男女それぞれの視点で検討が進められるよう努める。 (支え愛マップを核とした地域防災力強化事業18,501千円)	B	危機管理政策課
障がい者を対象とした職業訓練を実施し、障がい者の雇用・就業の促進を図ります。	・施設内訓練(訓練期間:1年、9ヶ月、7ヶ月):11名入校、9名修了、9名就職(就職率100%) ・委託訓練(訓練期間1~3ヶ月):10名入校、10名修了、4名就職(就職率40.0%) (平成30年3月末)	障がい者の多様性に対する企業側の受入体制の遅れなど、雇用する側の抱える問題から、障がい者の就職は厳しい状況が続いている。	知的障がい者を対象とした施設内での職業訓練、民間教育機関等への委託訓練の実施。 (障がい者職業訓練事業費:37,600千円)	B	産業人材課
一人ひとりの障がい者がその適性とその能力に応じた職に就き、自己実現と社会参加を一層促進するために、障がい者の一般就業を支援します。	・採用時や採用直後に障がい者と事業主の仲立ちをする職場適応援助者(ジョブコーチ)を設置する社会福祉法人等に活動費の一部を助成(合計13人)するとともに、国が鳥取市内に設置する障害者職業センターから離れている県中部・西部に県版ジョブコーチセンターを設置して、ジョブコーチを支援した。 ・就職に向けて障がい者の生活面も含めた支援を行う障害者職業・生活支援センターを県内に3か所設置し、職業開拓支援員・定着支援員を各所1人ずつ配置した。 ・聴覚障がい者について、障害者総合支援法の意思疎通支援事業の派遣対象外となる就職に向けての面談・実習等に、手話通訳者・要約筆記者等を派遣した。 ・障がい者が一般就労するために必要な技能・生活態度等を習得するためのテキストを作成した。(単年度事業)	従来からの事業を継続するとともに、今年度は新たに次に取り組む。 ・企業在籍型ジョブコーチ養成研修派遣支援事業(195千円) 障がい者を雇用する事業所に対して、事業所内に企業在籍型の職場適応援助者(ジョブコーチ)を設置するために、養成研修に職員を派遣して資格を取得させる事業主に派遣費用を助成する。(1/2・65千円を上限、3人分) ・障がい者雇用企業マッチング事業(300千円) 障がい者を雇用する予定の企業の見学を受け入れる企業に謝礼金(30,000円・10社)を支給する。 ・職業準備性を高めるためのテキスト普及事業(270千円) 平成29年度に作成したテキストを普及を図る。	「障がい者新規雇用1,000人創出」に向けて、障がい者の就業支援や職場定着の取組強化を図る。 ・訪問型ジョブコーチ養成研修に職員を派遣する社会福祉法人等に対する派遣費用の助成(130千円を上限、3人分)を継続する。 ・職場の同僚として、企業内の障がい者を理解し日常的に支援する「障がい者仕事サポーター」の養成研修を継続して行う。(県内3地区・計6回) ・障がい者雇用アドバイザー1人(非常勤)を引き続き配置し、企業トップ等へ障がい者の新規雇用を働きかける。 ・引き続き、障がい者の職場実習を受け入れる事業所に謝金(1日1,000円)、障がい者に奨励金(1日1,000円)を支給する。 ・障がい者雇用優良事業所等の知事表彰、障害者就業・生活支援センターのホームページの運営・企業説明会の開催等を継続して行う。 (障がい者就業定着支援事業・71,986千円)	B	雇用政策課
多様な障がいの特性、障がいのある方が困っていることや障がいのある方への必要な配慮などを理解し、障がいのある方にちょっとした手助けを行う「あいサポーター」を増やし、障がいの有無に関わらず、誰もがお互いの人格と個性を尊重し、支え合う共生社会を実現するため、研修や啓発活動などを実施します。	・平成29年11月には政令市で初めて大田市とあいサポート運動の連携協定を締結し、全国への普及を図っている。 ・県内では、専門学校や私立高校において「あいサポート大使」が講演し、若年層へのあいサポート運動の周知を行うとともに、県内の企業に対し、障がいのある当事者の実状や社会的障壁などについて講演いただき、意見交換も行った。	次世代の子どもたちへのあいサポート運動への関心を高めるため、あいサポート条例の周知と併せて、小学校における「障がいを知る」教育の中で、あいサポート運動ハンドブック(キッズ版)等を活用していくよう教育委員会との連携を密にしていける必要がある。	・あいサポート研修事業やあいサポートメッセージ研修等を実施 ・他の地方公共団体との連携を通じ、全国に「あいサポート運動」を拡大 ・障害者差別解消法地域協議会の開催 ・「障害者差別解消法」の理解・促進を進めるための民間企業等への研修会 ・民間事業者等が実施する合理的配慮に必要となる経費への支援 (あいサポート推進事業・14,025千円)	A	障がい福祉課

(3)外国人が暮らしやすい環境の整備

具体的施策	H29年度の実施状況	実施状況を踏まえた課題 次年度以降の取組	H30年度の取組内容 (H30予算事業名・事業費)	29年度 評価	担当課
ホームページ運営やメールマガジンの配信、機関紙の発行において、多言語情報発信による支援を行います。	・多言語情報発信 地域における国際交流の情報交換や、在住の外国出身者が生活していく上で必要な生活情報の提供を行うホームページの運営及び多言語メールマガジン(英語、中国語、タガログ語)、機関誌(年4回、各2,000部)の配信を実施。	多言語情報を必要としている住民にとって閲覧しやすい構成への見直し、内容の充実等を図っていく。また、平時より防災意識の啓発を促進するような記事の定期的な配信を心掛ける。	地域における国際交流の情報交換や、在住の外国出身者が生活していく上で必要な生活情報の提供を行うホームページの運営及び多言語メールマガジン(英語、中国語、タガログ語)、機関誌(年4回、各2,000部)の配信を実施。 (多言語情報発信・2,437千円)	B	交流推進課
専門通訳ボランティアの派遣、国際交流コーディネーターの配置、日本語クラスの運営などによるコミュニケーション支援を行います。	・専門通訳ボランティアの派遣 医療通訳、コミュニティ通訳等の専門通訳ボランティアの運営・派遣を実施。 ・国際交流コーディネーターの配置 英語圏及び中国語圏出身者の国際交流コーディネーターを配置し、面談や電話等での相談対応、専門機関等への橋渡しを実施。(本所:英語、中国語対応/倉吉事務所:中国語対応/米子事務所:中国語対応) ・日本語クラスの運営 日常生活に役立つ日本語を共に楽しく学べる場として日本語教室を運営。(東部6クラス2期、中部3クラス2期、西部2クラス2期)	在留外国人の増加や国籍構成の変化等に伴うニーズの変化に対応し、国際交流コーディネーターの配置や日本語クラスの編成にあたってきめ細かい対応を図っていく。	・医療通訳、コミュニティ通訳等の専門通訳ボランティアの運営・派遣を実施。(専門通訳ボランティアの派遣・1,160千円) ・英語圏及び中国語圏出身者の国際交流コーディネーターを配置し、面談や電話等での相談対応、専門機関等への橋渡しを実施。(本所:英語、中国語対応/倉吉事務所:中国語、ベトナム語対応/米子事務所:中国語対応) (国際交流コーディネーターの配置・4,839千円) ・日常生活に役立つ日本語を共に楽しく学べる場として日本語教室を運営。(東部6クラス2期、中部3クラス2期、西部2クラス2期) (日本語クラスの運営・2,382千円) ・ホームページ上に多言語(11言語)対応の相談フォームを開設。各言語の母語話者が対応。 (多言語相談業務・286千円)	A	交流推進課
国際交流フェスティバル、多文化共生出前講座、子どものための異文化理解体験講座、国際交流の集いなどによる国際理解の推進を図ります。	・ワールドアラカルト(9月24日) 多様な文化への理解を含めるワークショップ、民族衣装の展示や試着など国際色あふれる交流の場を提供。(来場者 約2,500人) ・国際交流フェスティバル 異文化理解の促進を目指し、県内三地区(東・中・西)で国際交流フェスティバルを実施(東部11月19日、中部11月26日、※西部は台風の影響により中止) ・子どものための異文化理解体験講座 小学生を対象に様々な国の文化に触れ、世界の中の日本について考える機会を提供する講座を実施。(実績:31校) ・多文化共生出前講座 公的機関や民間団体等が主体となって実施する研修会等への講師派遣等、多文化共生社会の実現に向けた意識啓発を実施。(6月9日)	前年同様実施予定だが、国際交流財団自主事業に振替	・ワールドアラカルト ・国際交流フェスティバル ・子どものための異文化理解体験講座 ・多文化共生出前講座 (以上、国際交流財団事業として実施)	A	交流推進課
専任相談員による入居相談対応や協力不動産店などの登録制度により、住宅確保要配慮者への支援を行います。【再掲】	子育て世帯、高齢者、障がい者、外国人、若者等の賃貸住宅等への入居に協力するあんしん賃貸住宅協力店の登録状況及び専任相談員による入居相談対応状況は次のとおり。 ・登録不動産店 65件 ・登録住宅 135棟(1,306戸) ・相談件数 226件(うち入居決定121件) ※H30.3月末現在	登録戸数増加や制度周知のために、引き続き民間賃貸住宅所有者等に対する啓発強化及び関係者による連携支援体制の確立が必要である。	住宅確保に配慮を要する高齢者、障がい者等に対する専任相談員による入居相談対応や、あんしん賃貸住宅の協力不動産店及び住居の登録促進を実施。 (鳥取県居住支援協議会活動支援事業・8,013千円) (県独自の家賃債務保証制度創設・1,873千円)	A	住まいまちづくり課

(4)ひとり親家庭など生活上困難な状況に置かれている人への支援

具体的施策	H29年度の実施状況	実施状況を踏まえた課題 次年度以降の取組	H30年度の取組内容 (H30予算事業名・事業費)	29年度 評価	担当課
女性や性的マイノリティなどの様々な人権問題をテーマとした講演会の開催、人権ラジオ番組や各種啓発資料の配付などにより、人権に対する意識啓発に取り組みます。	・性的マイノリティ研修会を実施(県内2箇所) ・出前講座の実施 10回	次年度以降も積極的に性的マイノリティの理解促進を図るための研修会などを行っていく。	多様な性のあり方があることを多くの人が認識し、理解が進むよう、リーフレットを作成、一般向け研修会の開催など啓発に取り組む。 (人権啓発教育事業(人権問題研修推進事業)・3,197千円)	B	人権・同和対策課
ひとり親家庭の生活の安定と就業・自立促進などに向け、手当の支給、資金の貸付、医療費の助成、就業相談から技能講習といった就業支援サービスなど総合的に支援を行います。	・母子・父子自立支援員の設置 ・日常生活支援事業の実施及び支援体制の強化 ・ひとり親家庭福祉推進員設置事業の実施 ・ひとり親家庭の就業支援に向けた講習会の実施 ・自立支援給付金事業の実施 ・ひとり親家庭学習支援事業の推進 ・ひとり親家庭等情報提供事業の推進	・各種支援事業の周知徹底及び利用促進。 ・日常生活支援事業における支援体制の強化。 ・ひとり親家庭学習支援事業等の市町村実施の推進。	ひとり親家庭の生活の安定と就業をより効果的に促進するため、就業相談から技能講習、就業情報の提供に至るまでの一貫した就業支援サービス等を実施する。 (母子・父子自立支援員設置費・5,368千円) (ひとり親家庭等福祉対策費・6,222千円) (ひとり親家庭等就業・自立支援事業・4,651千円) (ひとり親家庭自立支援給付金事業・2,200千円) (ひとり親家庭学習支援事業・9,491千円)	B	青少年・家庭課
国の配置基準を超えて母子支援員を配置し、母子生活支援施設の機能を強化します。	県内5施設のうち、2施設が実施	事業の実施について継続実施していく。	国の配置基準を超えて支援員を配置する施設に対し、支援を実施する。 (母子生活支援施設強化事業・1,600千円)	B	青少年・家庭課

具体的施策	H29年度の実施状況	実施状況を踏まえた課題 次年度以降の取組	H30年度の取組内容 (H30予算事業名・事業費)	29年度 評価	担当課
一定要件を満たす母子家庭の母などが公共職業訓練などを受講するときに訓練手当を支給します。	訓練手当支給人数41名	引き続き、雇用のセーフティネットとして訓練手当に不足が生じないよう措置することが必要。	求職者の知識及び技能の習得を支援するため、雇用保険受給資格者を除く障がい者等就職困難者が職業訓練を受講する場合、訓練受講期間に訓練手当を支給。 (職業訓練行政費・24,382千円)	A	産業人材課
県営住宅の入居にあたり、県営住宅の第一次募集において、母子・父子世帯、高齢者世帯、障がい者世帯、低所得者世帯、配偶者間暴力の被害者世帯などを優先して募集します。【再掲】	母子・父子世帯、高齢者世帯、障がい者世帯、低所得者世帯、配偶者間暴力の被害者世帯などを、優先入居の対象として、県営住宅の募集を行った。(1階住戸は高齢者と障がい者世帯用として募集) <平成29年度実績> 募集戸数(全体) 129戸 申込者数(全体) 287世帯 入居決定数 ・高齢者世帯 38世帯 ・障がい者世帯 22世帯 ・母子・父子世帯 41世帯 ・DV被害者世帯 0世帯	希望する住戸への申込者が多く、入居できない場合がある。(希望する住戸毎に応募(応募1回につき1戸、応募者多数の場合は抽選実施。))今後も優先入居の取組を継続実施する。	県営住宅の第一次募集において、引き続き高齢者世帯、障がい者世帯、母子・父子世帯、低所得者世帯などの優先入居を実施。	B	住まいまちづくり課
子どもの貧困対策の推進にあたり、生活保護を含む生活困窮世帯やひとり親家庭の子どもを対象とした学習支援の推進など、関連施策を連動させ一体的に推進することにより、効果的な施策展開を図ります。	・生活困窮者、ひとり親等の世帯の子どもへの学習支援、地域未来塾等の国の学習支援事業の対象外経費(送迎や教材費、一般世帯の子どもに係る経費)に対して一部支援を県独自で実施。 ・県、市町村の教育委員会・福祉部局、社会福祉協議会など関係機関で、子どもの貧困対策の連絡会議・研修会を実施。	学習支援に取り組む市町村は年々増えており、平成30年度においても、引き続き学習支援の総合的な推進を図る。	学習支援の総合的な推進のため、以下の事業に取り組む。 ・「地域未来塾」推進事業(文科省所管)を実施する市町村に対し、国庫補助の対象とならない経費(送迎や教材費、一般世帯の子どもに係る経費)を支援 ・「生活困窮世帯等」と「一般世帯」の児童の学習支援を組み合わせ実施する市町村に対して、「一般世帯」の児童に要する経費の一部を助成 ・県、市町村の教育委員会・福祉部局、社会福祉協議会など関係機関による子どもの貧困対策についての連絡会議や研修会を実施 (学習支援充実事業・1,583千円)	A	福祉保健課

(5)性的マイノリティに関する理解促進

具体的施策	H29年度の実施状況	実施状況を踏まえた課題 次年度以降の取組	H30年度の取組内容 (H30予算事業名・事業費)	29年度 評価	担当課
人権相談窓口(人権尊重の社会づくり相談ネットワーク)を設置し、電話及び面接による一般相談並びに弁護士などによる専門相談の実施や関係機関の連携強化などにより、様々な人権相談に総合的に対応します。	県内3か所に入権相談窓口を設置(相談件数 518件)	相談員のより一層の資質の向上を図る。	相談者からの多様化する人権問題事案についてよりきめ細かく問題の解消の支援を行うため、専門的な支援を行う。 (人権尊重の社会づくり相談ネットワーク事業・11,236千円)	B	人権・同和対策課
女性や性的マイノリティなどの様々な人権問題をテーマとした講演会の開催、人権ラジオ番組や各種啓発資料の配付などにより、人権に対する意識啓発に取り組めます。【再掲】	・性的マイノリティ研修会を実施(県内2箇所) ・出前講座の実施 10回	次年度以降も積極的に性的マイノリティの理解促進を図るための研修会などを行っていく。	多様な性のあり方があることを多くの人が認識し、理解が進むよう、リーフレットを作成、一般向け研修会の開催など啓発に取り組む。 (人権啓発教育事業(人権問題研修推進事業)・3,197千円)	B	人権・同和対策課

●重点目標5 男女間におけるあらゆる暴力の根絶

(1)暴力を許さない社会づくり

(1)-1 DV防止及び被害者支援

具体的施策	H29年度の実施状況	実施状況を踏まえた課題 次年度以降の取組	H30年度の取組内容 (H30予算事業名・事業費)	29年度 評価	担当課
DVなどの男女間の暴力やハラスメントなどに関するセミナーなどによる男女の対等な人権に関する意識啓発を実施します。	・相談・支援業務に携わる者を対象として、「怒り」と「モラルハラスメント」をテーマにした講座を実施。 ・出前講座によりDVについて自治会等に普及啓発。 ・一般相談、専門相談(心の相談、法律相談)、オトコの相談による相談対応: H29年度DV相談件数: 14 件	引き続き相談対応による支援や普及啓発に努めていく。	・相談・支援業務に携わる者を対象とした講座を実施予定。 ・出前講座によりDVについて自治会等に普及啓発予定。 ・一般相談、専門相談(心の相談、法律相談)、オトコの相談による相談対応を行う。 (男女共同参画普及啓発事業・5,562千円) (男女共同参画センター運営費・37,134千円)	B	男女共同参画センター

具体的施策	H29年度の実施状況	実施状況を踏まえた課題 次年度以降の取組	H30年度取組内容 (H30予算事業名・事業費)	29年度 評価	担当課
女性に対する暴力防止の普及啓発を行います。	・相談・支援業務に携わる者を対象として、「怒り」と「モラルハラスメント」をテーマにした講座を実施。 ・出前講座によりDVについて自治会等に普及啓発。 ・一般相談、専門相談(心の相談、法律相談)、オトコの相談による相談対応： H29年度DV相談件数：14件	引き続き相談対応による支援や普及啓発に努めていく。	・相談・支援業務に携わる者を対象とした講座を実施予定。 ・出前講座によりDVについて自治会等に普及啓発予定。 ・一般相談、専門相談(心の相談、法律相談)、オトコの相談による相談対応を行う。 (男女共同参画普及啓発事業・5,562千円) (男女共同参画センター運営費・37,134千円)	B	男女共同参画センター
	女性に対する暴力をなくす運動期間(11/12～11/25)に併せて、パープルライトアップイベントを実施(県内1か所)し、県内の大規模集客施設において街頭キャンペーンを実施した。(県内6か所、計6回)	更なる普及啓発のため、事業を継続実施する。	配偶者や恋人等からの暴力被害者及び同伴する家族に対する支援体制の充実強化を図るための啓発活動を実施する。 (DV被害者支援強化事業・4,533千円)	B	青少年・家庭課
	駅等において関係機関と合同で、「女性に対する暴力をなくす運動」キャンペーン広報を実施した。	引き続き関係機関との連携を強化し、合同での街頭広報等により、女性に対する暴力防止の普及啓発を図る。	(生活安全活動運営費：17,197千円)	A	警察本部生活安全企画課
県が養成したDV(デートDV)予防啓発支援員を高等学校や地域などでの研修会に講師などとして派遣し、DV予防の啓発を推進します。	・学校：104回 (高校17校、中学校2校、特別支援学校2校、専修学校2校、大学・短期大学2校) ・地域：10カ所	取り組んだ学校においては、毎年実施していただけるよう定着化を図る。また、未実施の学校においては、できるだけ開催してもらえるよう取り組みの拡充をする。	・デートDV予防学習会の企画及び実施 ・連絡会及び研修会の開催 (DV予防啓発支援員活動事業：2,061千円)	A	福祉相談センター
精神的ダメージや経済的理由から、避難所を退所後、すぐ自立できないDV被害者に住居・心理ケアを施し、DV被害者の精神の回復と経済的自立を図ります。	ステップハウス入居者数 17名(H29年度、いずれも本人のみの延べ人数)	支援が必要なDV被害者等に、自立のための選択肢として事業の情報提供を行う。	一時保護施設での一時保護後、すぐに自立生活に移れない者に対し、心のケアや自立に向けた準備を実施する。 ステップハウス運営事業(15,289千円)	B	青少年・家庭課
DV被害者など支援体制を強化し、DV被害者の支援及び未然防止を図ります。	・DV被害者支援職員研修の実施(基礎研修及び専門研修) ・関係機関連絡会の実施 ・DV防止の普及啓発のための街頭キャンペーンの実施：県内各主要駅及びショッピングセンター等	・関係職員の資質向上 ・DV防止の普及啓発の強化	配偶者や恋人等からの暴力被害者及び同伴する家族に対する支援体制の充実強化を図るため、支援機関に対する研修等を実施する。 (DV被害者支援強化事業・4,533千円)	B	青少年・家庭課
一時保護を要する女性を支援するため、婦人相談所一時保護所を運営します。	DV相談件数(924件) そのうち一時保護件数(委託を含む) 29件	避難された方々が安全に安心して、今後のことが考えられるよう、個々に応じて適切な対応を行なう。そのためにもさらに職員の資質向上に努める。	・一時保護所の運営及び一時保護の実施に要する経費 ・婦人相談所の一時保護所での保護が困難な場合は、民間施設等に一時保護を委託する。 (婦人相談所一時保護所費：17,398千円)	A	福祉相談センター
県営住宅の入居にあたり、県営住宅の第一次募集において、母子・父子世帯、高齢者世帯、障がい者世帯、低所得者世帯、配偶者間暴力の被害者世帯などを優先して募集します。【再掲】	母子・父子世帯、高齢者世帯、障がい者世帯、低所得者世帯、配偶者間暴力の被害者世帯などを、優先入居の対象として、県営住宅の募集を行った。(1階住戸は高齢者と障がい者世帯用として募集) <平成29年度実績> 募集戸数(全体) 129戸 申込者数(全体) 287世帯 入居決定数 ・高齢者世帯 38世帯 ・障がい者世帯 22世帯 ・母子・父子世帯 41世帯 ・DV被害者世帯 0世帯	希望する住戸への申込者が多く、入居できない場合がある。(希望する住戸毎に応募(応募1回につき1戸、応募者多数の場合は抽選実施。)) 今後も優先入居の取組を継続実施する。	県営住宅の第一次募集において、引き続き高齢者世帯、障がい者世帯、母子・父子世帯、低所得者世帯などの優先入居を実施。	B	住まいまちづくり課
専任相談員による入居相談対応や協力不動産店などの登録制度により、住宅確保要配慮者への支援を行います。【再掲】	子育て世帯、高齢者、障がい者、外国人、若者等の賃貸住宅等への入居に協力するあんしん賃貸住宅協力店の登録状況及び専任相談員による入居相談対応状況は次のとおり。 ・登録不動産店 65件 ・登録住宅 135棟(1,306戸) ・相談件数 226件(うち入居決定121件) ※H30.3月末現在	登録戸数増加や制度周知のために、引き続き民間賃貸住宅所有者等に対する啓発強化及び関係者による連携支援体制の確立が必要である。	住宅確保に配慮を要する高齢者、障がい者等に対する専任相談員による入居相談対応や、あんしん賃貸住宅の協力不動産店及び住居の登録促進を実施。 (鳥取県居住支援協議会活動支援事業・8,013千円) (県独自の家賃債務保証制度創設・1,873千円)	A	住まいまちづくり課

(1)ー2 性犯罪・ストーカーの防止及び被害者支援

具体的施策	H29年度の実施状況	実施状況を踏まえた課題 次年度以降の取組	H30年度の取組内容 (H30予算事業名・事業費)	29年度 評価	担当課
声かけなどの性犯罪の前兆事案発生時には速やかに情報発信し、注意喚起するとともに、犯罪に至らない場合であっても、指導警告するなど、予防活動を推進します。	・子どもや女性に対する声かけ、つきまとい等性犯罪等の前兆事案を認知した場合には、あんしんドリームメール、とっとりwebマップ、県警ホームページ等を活用して不審者情報の発信を行い注意喚起したほか、学校等における被害防止教室や関係機関と連携した被害の未然防止を図った。 ・行為者を特定し、検挙や指導・警告を行い、性犯罪等への重大事案への発展を阻止するなどの先制・予防的活動を実施した。	・引き続き、子どもや女性に対する声かけ、つきまとい等性犯罪等の前兆事案を認知した場合には、あんしんドリームメール、とっとりwebマップ、県警ホームページ等を活用して不審者情報の発信を行い注意喚起するほか、学校等における被害防止教室や関係機関と連携した被害の未然防止を図る。 ・行為者を特定し、検挙や指導・警告を行い、重大事案への発展を阻止するなどの先制・予防的活動を推進する。	(生活安全活動運営費・17,197千円)	A	警察本部生活安全企画課
性犯罪被害者に対する経済的支援として、初診料、初回処置料、診断書料及び人工中絶費用を負担します。	・性犯罪被害者の精神的、経済的負担の軽減を図るため、平成16年度から産婦人科等での初診料等を公費負担とし、毎年10件前後の申請を受理している。平成29年度は、8件の申請を受理し、すべて公費負担している。 ・平成22年度から医療機関の診察を受け支払い済みのものに対しても公費負担できるように改め、さらに平成23年8月2日から公費支出額の上限を撤廃して全額負担とした。	今後も事件の都度、適切に制度についての教示を行い、被害者の負担軽減を図る。	(犯罪被害者支援事業・4,898千円)	A	警察本部捜査第一課
ストーカー事案に対する被害者等の安全確保を最優先にした対応を推進します。	事案の危険性・切迫性を考慮し、積極的な事件化を図り、警告等の行政措置を的確に講じるとともに、被害者等の安全確保を最優先に、保護対策及び被害者に対する支援等を積極的に行った。	引き続き、事案の危険性・切迫性を考慮し、積極的な事件化を図り、警告等の行政措置を的確に講じるとともに、被害者等の安全確保を最優先に、保護対策及び被害者に対する支援等を積極的に行う。	(生活安全活動運営費・17,197千円)	A	警察本部生活安全企画課

(1)ー3 性暴力の被害者支援

具体的施策	H29年度の実施状況	実施状況を踏まえた課題 次年度以降の取組	H30年度の取組内容 (H30予算事業名・事業費)	29年度 評価	担当課
性暴力被害者を支援するため、関係機関・団体が連携して支援する仕組みの構築、相談窓口の設置及び支援員の確保・養成を推進します。	・県・関係機関・団体が連携して急性期(被害直後から概ね6ヶ月以内)の被害者への相談対応、医療的支援、カウンセリング支援等を実施した。 ・被害者から相談を受ける支援員の確保・養成をした。	・急性期の被害者だけではなく、全ての被害者を対象とした支援体制の構築を目指す必要がある。 ・支援員を一定数確保したため、新規の支援員養成は行わないが、継続的にスキルアップを図る必要がある。	・県・関係機関・団体が連携して急性期の被害者への相談対応、医療的支援、カウンセリング支援等を実施。 ・支援員スキルアップ研修を実施。(実施主体：鳥取県性暴力被害者支援協議会) (性暴力被害者支援連携事業・11,759千円)	A	くらしの安心推進課
公開講座などにより性暴力被害者支援について意識啓発を推進します。	・性暴力被害の実態、被害者支援の必要性などについて広く知っていただき、被害者が安心して相談できる社会づくりについて考えていただくため、公開講座を開催した。(11月、3月：県内各1会場)。また、街頭広報、新聞、県政だより、ホームページ等を活用した広報、コンビニへのチラシの配架等の広報活動を実施した。	・県民の性暴力や性暴力被害者支援に対する認識は十分ではなく、継続的に県民対象の講座を開催するなどして、更に多くの県民に性暴力被害の実態や支援の必要性等を知ってもらう必要がある。	・公開講座の実施 ・窓口広報用リーフレット、カードの配布(実施主体：鳥取県性暴力被害者支援協議会) (性暴力被害者支援連携事業・11,759千円)	B	くらしの安心推進課

(1)ー4 児童虐待の防止及び被害者支援

具体的施策	H29年度の実施状況	実施状況を踏まえた課題 次年度以降の取組	H30年度の取組内容 (H30予算事業名・事業費)	29年度 評価	担当課
児童虐待防止に携わる職員の資質向上、適切な支援を行うため関係機関の連携強化、児童虐待の予防、早期発見及び早期対応の体制を推進します。	・児童相談所職員等のスキルアップ研修実施。 ・児童虐待対応協力員の配置(各児童相談所計6名)	・児童相談所職員、市町村職員等のスキルアップ ・虐待対応・支援における関係機関との更なる連携	児童虐待防止に携わる職員の資質向上、適切な支援を行うため関係機関の連携を強化し、児童虐待の予防や早期発見・早期対応を図る。 (児童虐待防止対策事業・22,685千円)	B	青少年・家庭課

(2)安心して相談できる体制づくり

具体的施策	H29年度の実施状況	実施状況を踏まえた課題 次年度以降の取組	H30年度の取組内容 (H30予算事業名・事業費)	29年度 評価	担当課
人権相談窓口(人権尊重の社会づくり相談ネットワーク)を設置し、電話、面接による一般相談及び弁護士などによる専門相談の実施、関係機関の連携強化などにより、様々な人権相談に総合的に対応します。【再掲】	県内3か所に入権相談窓口を設置(相談件数 518件)	相談員のより一層の資質の向上を図る。	相談者からの多様化する人権問題事案についてよりきめ細かく問題の解消の支援を行うため、専門的な支援を行う。 (人権尊重の社会づくり相談ネットワーク事業・11,236千円)	B	人権・同和対策課
男女共同参画センターにおいて、東中西部に相談窓口を設置し、男女共同参画に関する相談に対応します。	よりん彩一般相談件数(オトコの相談除く) 1,513件	・引き続き関係機関と連携しながら相談対応に努める。 ・相談比率の増加している男性に対し相談窓口の周知に努める。	・一般相談(東・西部、センター相談室、オトコの相談) ・専門相談(法律相談、心の相談)の実施(男女共同参画センター運営費・37,134千円)	B	男女共同参画センター

具体的施策	H29年度の実施状況	実施状況を踏まえた課題 次年度以降の取組	H30年度の取組内容 (H30予算事業名・事業費)	29年度 評価	担当課
自らの暴力を反省し、更生の意思のあるDV加害者のための電話相談窓口を設置し、併せて相談員の確保及び資質向上のための研修を実施します。	・DV加害者電話相談の実施 ・電話相談員の養成及び資質向上のための研修の実施 DV加害者電話相談員の登録数:6名 電話相談件数:3件	電話相談事業のPR強化による認知度向上	DV加害者の電話相談窓口を設置し、併せて、相談員の資質向上を図るための研修を実施する。 (DV加害者電話相談事業・273千円)	B	青少年・家庭課
外国人DV被害者の通訳を行うことができる外国人などの養成を行い、被害者支援及びDV被害の未然防止に努めます。	外国人DV被害者の通訳を行うための通訳者養成研修は未実施。(タガログ語、ピサヤ語、タイ語、中国語、英語など通訳登録者16名)	・通訳登録者のスキルアップのため研修事業を実施	外国人のDV被害者の通訳を行うことができる者を養成する。 (DV相談通訳支援体制整備事業・112千円)	B	青少年・家庭課
配偶者からの暴力、離婚、生活困窮、ストーカー被害など、女性の諸問題についての相談対応や援助を実施します。	【東部圏域】 ・相談件数 441件 そのうちDV相談件数 157件 ・一時保護件数 18件 そのうちDV件数 11件 ・法律相談 4件 ・相談体制は、来所、電話、訪問、メール、夜間、休日にも緊急携帯で対応	相談者の方々が、少しでも心の整理がついたり、支援の道筋がつくよう、適切な助言、具体的な支援など面接の場で提供できるよう、さらなる職員の資質向上を図る。	24時間、365日体制でのDV被害者支援 (婦人相談所費:5,844千円)	A	福祉相談センター
	【中部圏域】 ・DV相談件数 41件(実)／119件(延) ・DV一時保護決定件数 5件 ・女性法律相談3件 ・相談体制は来所・電話・訪問 ・夜間・休日は転送サービスおよび公用携帯で対応	・関係機関との連携強化 ・相談に対し適切な助言、具体的な支援が提供できるよう、職員の資質向上を図る。			中部総合事務所福祉保健局
	【西部圏域】 ・相談件数 626件 そのうちDV相談件数 318件 ・一時保護件数 17件 そのうちDV件数 13件 ・法律相談 17件 ・相談体制は来所、電話、訪問 ・夜間・休日は転送サービス及び公用携帯で対応	・各種関係機関との連携強化 ・相談に対し適切な助言、具体的な支援が提供できるよう、職員の資質向上を図る。			西部総合事務所福祉保健局
性犯罪被害者に係る相談窓口として、性犯罪110番について広報周知します。	・捜査第一課内に設置している「性犯罪110番」により、平日勤務時間帯は主に女性警察官、休日等時間帯は捜査当直員が対応し、24時間の相談受理体制を整備している。 ・平成29年度は、女性警察官34名(各警察署2名以上)を性犯罪指定捜査員として指定し、女性警察官による相談受理体制を整備した。	性犯罪110番に相談された案件を事件化して、現在、捜査中のものであるなど、平成29年度も制度を県民に活用してもらっている。よって、今後も県民の利用が図られるように広報周知していく。	(犯罪被害者支援事業・4,898千円)	A	警察本部捜査第一課
性犯罪被害者支援カウンセラーの委嘱を行い、被害者に照会した上で、カウンセリングを実施します。	・対象事件が発生した場合は、警察から被害者等に対して制度内容の説明を丁寧に行い、平成29年度に拡充したカウンセリング支援の活用促進を図った。 ・平成29年度中にカウンセリング支援を希望した被害者に対し、臨床心理士等によるカウンセリングを受けさせた。 ・被害者等がカウンセリング支援を受ける際は、被害者支援担当者等が被害者に付き添い、被害者の心情に配慮したきめ細かな対応を図った。	・カウンセリング支援制度の更なる周知と活用 ・他機関との連携による柔軟な対応の推進	(犯罪被害者支援事業・4,898千円)	B	警察本部広報県民課
性暴力被害者支援に係る相談窓口を設置します。	・急性期の性暴力被害者から直接相談を受ける窓口を設置した。(平成28年度) ・県・関係機関・団体が連携して急性期(被害直後から概ね6ヶ月以内)の被害者への相談対応、医療的支援、カウンセリング支援等を実施した。	急性期の被害者だけではなく、全ての被害者を対象とした支援体制の構築を目指す必要がある。	県・関係機関・団体が連携して急性期の被害者への相談対応、医療的支援、カウンセリング支援等を実施。 (実施主体:鳥取県性暴力被害者支援協議会) (性暴力被害者支援連携事業・11,759千円)	A	くらしの安心推進課

(3)様々な情報を自分の判断で適切に見分けられる能力の育成

具体的施策	H29年度の実施状況	実施状況を踏まえた課題 次年度以降の取組	H30年度の取組内容 (H30予算事業名・事業費)	29年度 評価	担当課
青少年を取り巻く環境浄化など、青少年の健全育成に努めます。	・販売事業者等への聞き取り、協力依頼 ・講演会の開催	・ペアレンタルコントロールについて、保護者や周囲の大人の理解が不足 ・ゲーム機販売店における利用客への説明が不足	・青少年及びその保護者に対し、インターネットに潜む危険性やペアレンタルコントロールの実施を含めたインターネットの適切な利用について啓発する。 ・携帯電話やゲーム機販売事業者に対し、店頭における利用客への説明義務について周知を図る。 (青少年インターネット利用環境づくり周知事業 1,118千円)	B	青少年・家庭課

具体的施策	H29年度の実施状況	実施状況を踏まえた課題 次年度以降の取組	H30年度の取組内容 (H30予算事業名・事業費)	29年度 評価	担当課
子どもたちの正しいメディア利用に関する保護者などへの啓発活動を実施します。	・子どもたち自身が電子メディア機器利用にあたってのルールやマナーについて考える取組の実施(3回実施、延べ63人の児童・生徒が参加) ・子どもと大人と一緒に電子メディア機器の利用について考えるフォーラムの開催(12/2開催、292人参加) ・子どもたちが電子メディア機器利用のルールや危険性を主体的に学び、その学習内容を家庭でも共有できる学習ノートの作成(県内すべての小中高校特別支援学校に配布) ・学校、地域等での電子メディア機器利用に関するルールづくり等の取組を募集するコンクールの実施(5件の応募) ・大型集客施設での啓発イベントの実施(約220名の参加) ・PTAや地域等で開催される学習会での出前講座の実施(104件の派遣) ・電子メディア機器利用の低年齢化を受け、乳幼児保護者対象のチラシの配布(市町村福祉保健窓口、産婦人科医院、小児科医院等で配布)	・家庭でのルールに対する保護者と子どもたちの認識の差があるため、子どもが主体的に電子メディアとの関わり方について考える取組を進める。 ・急速に進化するインターネット環境へ対応した教育啓発をするため、出前講座を実施する。 ・インターネット機器使用の低年齢化に対応するため、啓発チラシの作成・配布や集客施設での啓発イベントを実施する。	・子どもと大人と一緒に電子メディア機器の利用について考えるフォーラムを開催する。 ・子どもたちが電子メディア機器利用のルールや危険性を主体的に学び、その学習内容を家庭でも共有できる学習ノートを作成し、配布する。 ・学校、地域、家庭等での電子メディア機器利用に関するルールづくり等の取組を募集するコンクールを実施する。 ・大型集客施設で啓発イベントを実施する。 ・PTAや地域等で開催される学習会での出前講座を実施する。 ・電子メディア機器利用の低年齢化を受け、乳幼児保護者対象のチラシを作成し、配布する。 (インターネットとの適切な接し方教育啓発推進事業・4,731千円 うち、関連事業 ・鳥取県子どものインターネット利用教育啓発推進協議会事業・1,887千円 ・インターネットとの適切な接し方教育啓発出前講座事業・2,199千円)	B	社会教育課
情報を主体的に収集、判断できる能力を育成するため、学校における情報教育及び消費者教育を充実します。	・特別支援学校ICT支援員を各県立特別支援学校に年間各30回派遣するとともに、各学校での授業実践例をホームページにアップして参考にできるようにするなど、情報モラルに関する授業支援を実施した。 ・琴の浦高等特別支援学校をモデル校に、知的障がいのある子どもの情報モラル教育について実践事業を行った。	・引き続き琴の浦高等特別支援学校をモデル校とした取組を進めながら、全県に広げていく。 ・30年度はICT支援員の派遣回数が各10回程度となるため、少ない回数での効率的な支援を図る。	・知的障がいのある児童生徒の情報モラル教育のモデル校での実施 ・特別支援学校へのICT支援員の派遣(特別支援学校におけるICT教育充実事業・2,306千円)	B	特別支援教育課
	各学校において、道徳や特別活動等で情報モラルに関する学習等の情報教育に取り組んだ。また、各教科等において消費者教育を実施しており、様々な情報を適切に収集・判断し、活用する機会をもった。	・子どもたちの情報活用能力育成に向けた教員の指導力向上を図ることが課題である。 ・各種研修や実践事例等の情報発信、指導助言等を通して教員の指導力向上を図る。	小学校段階におけるプログラミング教育に係る研修会及び体験会の実施により、各学校のプログラミング教育に係るカリキュラム作成等を支援する。 (教育課程実践充実事業・3,379千円)	B	小中学校課
	法や金融等の専門機関と連携した講演会や出前授業等を全ての県立高校で実施。	生徒自らが主体的に社会と関わる態度を育成する取組の推進。	法や金融等の専門機関と連携した講演会や出前授業等の実施 (生徒と社会がつながる教育推進事業・)	B	高等学校課

基本テーマC 男女共同参画社会の実現に向けた基盤づくり

●重点目標6 男女共同参画の理解促進と未来の人材育成

(1)男女共同参画の理解と共感を広げる普及啓発

具体的施策	H29年度の実施状況	実施状況を踏まえた課題 次年度以降の取組	H30年度の取組内容 (H30予算事業名・事業費)	29年度 評価	担当課
フォーラムや広報誌など多様な手法を通じて幅広い層に男女共同参画に関する情報の発信・啓発を行います。	次のフォーラムを開催するとともに、広報誌を年3回発行した。 ・よりん彩記念日フォーラム:約700人 ・自分磨きセミナー(直営)3回・290人 ・自分磨きセミナー(委託)3回・472人 ・広報誌:年3回、21千部	更なる男女共同参画の理解者の裾野拡大のため、引き続き、フォーラム開催や広報誌発行等を行う。	フォーラムの開催及び広報誌の発行(男女共同参画普及啓発事業・5,562千円) (男女共同参画センター運営費・37,134千円)	B	男女共同参画センター
鳥取県男女共同参画センター(よりん彩)において、男女共同参画に関する書籍、DVDなどの資料を収集し、学習資料として提供します。	書籍及びDVDを次のとおり購入(寄贈含む)するとともに、貸出しをした。 ・書籍購入:156冊 ・DVD購入:5本 ・貸出し冊数:2,240冊	求められている情報を収集し、男女共同参画を進めるための学習機会の提供を図る。	書籍・DVDの購入及び貸出し(男女共同参画センター運営費・37,134千円)	B	男女共同参画センター
県及び市町村の実施する男女共同参画事業の状況を把握し、一体的に情報発信を行います。	ホームページ、広報誌、よりん彩ネットで情報発信した。	市町村と連携を図り、更なる普及啓発に取り組む。	ホームページ、広報誌、よりん彩ネットで情報発信する。 (男女共同参画センター運営費・37,134千円)	B	男女共同参画センター
男女共同参画白書及びマップを作成し、県や市町村の取組状況を公表します。	県、市町村における男女共同参画の取組状況についてとりまとめ公表(男女共同参画白書及びマップ)。	継続して調査、作成する。	男女共同参画白書及びマップの作成、情報公開	B	女性活躍推進課
鳥取県人権ひろば21(ふらっと)では、男女共同参画に関する書籍やDVDなどの貸し出しの他、交流スペースを活用した研修会や人権ビデオ上映会などを開催します。	交流スペース会館日数 342日 書籍貸出 1,440件 DVD・ビデオ貸出 867件 パネル展示 15回 研修会・人権ビデオ上映会等 33回	施設利用者及びDVD貸出者等に対するアンケートを実施するなどDVDや図書及び交流スペースの利用拡大に向けて企画内容の充実を図る。	真に人権が尊重される社会づくりを推進するため、人権情報の発信、人権啓発の拠点となる施設の管理運営に努める。 (鳥取県立人権ひろば21管理運営費・10,664千円)	B	人権・同和対策課

(2)子どもの頃からの男女共同参画の推進

具体的施策	H29年度の実施状況	実施状況を踏まえた課題 次年度以降の取組	H30年度の実施内容 (H30予算事業名・事業費)	29年度 評価	担当課
男女共同参画の視点に立った人権教育学習事例集について、人権教育主任研究協議会などの機会をとらえ教職員へ活用を促します。	人権教育・啓発行政担当者会、人権教育主任研究協議会等で人権教育基本方針(第2次改訂)で示している男女共同参画の視点に立った教育の推進等について周知を図ると共に、人権教育主任研究協議会では事例集の活用を依頼した。	子どもたちの発達段階に応じた教育を継続していく必要があるため、引き続き事例集の活用をはじめ、男女共同参画の理念の浸透を図っていく。	・人権教育主任研究協議会で事例集の活用を促す。 ・人権教育・啓発行政担当者会、人権教育主任研究協議会、計画・要請訪問、教育センターでの研修会等の機会を通じて、人権教育基本方針(第2次改訂)で示している男女共同参画の視点に立った教育の推進等の周知を図る。	B	人権教育課
「家庭」、「公民」、「保健体育」などの学習、特別活動などで男女共同参画に対する意識を育成します。	学習指導要領に基づき、各学校で、「家庭」、「公民」、「保健体育」、特別活動等において、男女共同参画社会や男女相互の協力について学習を深めている。	各教科等の学習で、男女共同参画に対する意識の育成を継続する。	引き続き、学習指導要領に基づき、各教科等での学習を進め、男女共同参画に対する意識の育成に努める。	B	小中学校課
	「家庭」、「公民」、「保健体育」等の授業で、男女共同参画社会の実現に向けた環境作りや、性別にとられない自分の生き方について考える学習を実施。	一人ひとりを大切に、ともに助け合って生きていく共生社会の意識の醸成。	関係教科等で、男女共同参画社会の実現に向けた環境作りや、性別にとられない自分の生き方について考える学習を実施。	B	高等学校課
キャリア教育や様々な体験、探究活動などを推進することにより、自らの将来に夢や目標を抱かせ、実現に向けた意欲を高める取組を行います。	各学校で、社会科や特別活動、総合的な学習の時間において、職業体験や職業調べ、地域の人から仕事に関する話を聞く等のキャリア教育の取組を行っている。	各学校の実態に応じて、社会科や特別活動、総合的な学習の時間等を活用したキャリア教育の充実を図る。	各学校で社会科や特別活動、総合的な学習の時間等を活用したキャリア教育の推進に努める。	B	小中学校課
	卒業生や地元企業と連携した講演会や参加・体験型の講習会の実施。	・新規高卒就職者の早期離職率が他県に比べて若干高い傾向にある。 ・普通科高校においては、地元企業への一層の理解につなげる取組が必要である。	・卒業生や地元企業と連携した講演会や参加・体験型の講習会の実施。 (鳥取県版キャリア教育推進事業(キャリア塾)・3,292千円) ・普通科高校におけるインターンシップのプログラムを検討・実施。 (普通科高校インターンシップ・コーディネート事業・174千円)	B	高等学校課
	・特別支援学校に在籍する生徒が身に付けた知識、技能、態度等を、一定の基準により評価し、認定する「鳥取県特別支援学校技能検定」を実施した。 ・清掃部門、喫茶サービス部門の2つの部門を設け、今年度は、県内特別支援学校から生徒57名が参加した。	・勤労等に係る経験の不足により自信が持てず、指示待ち傾向の生徒、自己肯定感の低い生徒が一部に見られ、働く意欲の向上を図ることが必要。 ・引き続き、技能検定の実施等ことにより、生徒にとっての目標の一つとなり、達成感や自己の成長を感じる機会とする。	・県版特別支援学校技能検定の実施 ・特別支援学校教員の研修派遣 ・就労・定着支援員の配置 など (特別支援学校就労促進・職場定着キャリアアップ事業・27,043千円)	B	特別支援教育課
スクールカウンセラーを学校に派遣し、いじめ、不登校などの問題を抱える生徒に対して、相談を行います。また、教職員への助言を通して指導力の向上を図ります。	スクールカウンセラーを学校に配置し、いじめ、不登校などの問題を抱える児童生徒に対して相談を行なった。また、教職員への助言を通して指導力の向上を図った。	個々の生徒へのカウンセリングに加えて、教職員へのコンサルテーション等を通して、学校の教育相談機能の充実を図る必要がある。	スクールカウンセラーの資質向上を図るための事例研究を中心とした研修会や、効果的な学校への支援のために学校担当者との連携を推進する連絡協議会を開催する。 (平成30年度スクールカウンセラー研修充実事業・200千円)	A	いじめ・不登校総合対策センター
	教育相談員又はスクールカウンセラーを全ての県立高校に配置し、生徒、保護者及び教職員等へのカウンセリング、教職員対象の研修会やケース会議等を実施。	相談予約が集中したり、年間の時間数に制約があるなどの課題があるため、必要な時にしっかりと時間を確保する体制を構築する必要がある。	教育相談員又はスクールカウンセラーを全ての県立高校に配置し、生徒、保護者及び教職員等へのカウンセリング、教職員対象の研修会やケース会議等を実施。 (スクールカウンセラーの配置・15,074千円)	B	高等学校課
親、友人、学校の先生などに相談できない悩みなどの電話相談を実施する民間団体を支援します。	・思春期の子どもたちの悩みに対応するピアカウンセラー養成を行うとともに、県内の中・高校へ外出き講座や相談対応を行った。 ・また、若者の悩みに対応するため、保健師等に対する研修会を実施。	・ピアカウンセラーの養成とともに、ピアカウンセラーが出向いての相談対応や講座実施を一層増やしていく必要がある。 ・また、学生と併せて、プレ・パママ世代(大学生等)に対する講習も引き続き実施する。	思春期の子ども達の性・妊娠に関する正しい知識の普及と相談やピアカウンセリング等を実施する。 (健やかな妊娠・出産のための応援事業・6,635千円)	B	子育て応援課
いじめなど人権に関する悩みなどの相談窓口を設置し、問題解決に向け支援します。	県内3か所に人権相談窓口を設置するとともに、こどもいじめ人権相談窓口(24時間対応専用電話)を設置 (相談件数 48件(人権相談件数の内数))	相談員のより一層の資質の向上を図る。	鳥取県内の学校におけるいじめが原因と考えられる児童・生徒及び保護者の相談に対応し、事実関係を確認し整理することなどにより、問題の解決に向けた支援を行う。 (人権尊重の社会づくり相談ネットワーク事業・11,236千円)	B	人権・同和对策課
性に関する指導・エイズ教育研修会の開催など、学校における性に関する指導・エイズ教育を充実します。【再掲】	・学校における健康課題対策研修会で、婦人科医の講義を組み込み、性に関する正しい知識の普及に努めた。 ・WYSH教育研修会に教職員2名を派遣し、校内の指導の充実を図った。	・児童生徒を取り巻く環境は年々複雑化しており、指導の充実を図るため派遣等の取組を継続していく必要がある。	・引き続き、WYSH教育研修会へ希望のあった教職員の派遣を行う。 (児童生徒健康問題対策事業・1,859千円)	B	体育保健課
学校に専門家を派遣、講演会などを実施し、心や性などの健康問題への対策を行います。	・県立学校に助産師等の専門家を派遣し、学校の性に関する指導の充実を図った。(延べ回数:60回)	・指導の専門性が今後も求められることから、専門家を派遣を継続していく必要がある。	・引き続き、希望のあった県立学校へ助産師等の専門家を派遣を行う。 (児童生徒健康問題対策事業・1,859千円)	B	体育保健課

(3)生涯を通じた男女共同参画の学習機会の提供

具体的施策	H29年度の実施状況	実施状況を踏まえた課題 次年度以降の取組	H30年度の取組内容 (H30予算事業名・事業費)	29年度 評価	担当課
男女共同参画センターが実施する啓発講座に加え、県内の民間団体が実施する啓発事業への支援など様々な手法で学習機会を提供します。	男女共同参画センター直営、活動団体への委託、活動団体への助成など様々な手法で学習機会を提供した。 ・直営事業 8件、437名 ・委託事業 7件、923名 ・助成事業 22件、1,416名	引き続き、男女共同参画センター直営、活動団体への委託、活動団体への助成など様々な手法で学習機会を提供する。	男女共同参画センター直営、活動団体への委託、活動団体への助成など様々な手法で学習機会を提供する。 (男女共同参画普及啓発事業・5,562千円)	B	男女共同参画センター
生涯学習講座として、とっとり県民カレッジ講座「未来をひらく鳥取学」などを開催します。	・ふるさと「とっとり」について考える講演会等を14講座開催した。 ・学んだ成果をそれぞれの地域での課題解決に活かせるよう、講演会形式の講座だけでなく、フィールドワーク、グループワークを組み込んだ講座を設定した。 ・市町村と連携し、市町村の課題に応じたテーマで講座を設定した。 ・県内高等教育機関と連携し、「防災」をテーマにした講演会を開催した。 ・身近な地域での学習を応援するため、一部講演会でライブ配信を実施した。	・学びの成果を地域の課題解決に活かすための仕組みを構築するとともに、県内市町村の社会教育担当者の人材育成を図る必要があり、平成29年度から実施した講座形式を引き続き市町村と連携して実施し、市町村独自の取組につなげる。	・県内市町村と連携し、該当市町村の課題に応じたテーマの講演会、フィールドワーク、グループワークを実施する。(2テーマ) ・県内高等教育機関と連携し、「地域づくり」をテーマにした講演会を開催する。(5講座) ・一部講演会では、身近な地域での学習を応援するため、県内約4箇所程度でライブ配信を実施する。 (とっとり県民カレッジ事業・2,060千円)	B	社会教育課
保護者が参加する学習機会に家庭教育アドバイザーを派遣し、親の学びを支援します。	家庭教育アドバイザーの派遣(20回)	家庭教育アドバイザーを園や学校、子育てサークル等に派遣し、講演等を通じて、保護者が家庭教育の重要性に気づくなど親の学びを支援する。	学習機会の充実に係る家庭教育アドバイザー等の講師の派遣。 (とっとりふれあい家庭教育応援事業・9,977千円)	B	小中学校課
「とっとり子育て親育ちプログラム」を普及させ、親の気づきと家庭教育について学びあえる仲間づくりを促す学習機会を提供します。	「とっとり子育て親育ちプログラム」ファシリテータ派遣 派遣件数(23件) 参加者(963人)	フォローアップ研修会や情報交換会をとおして、ファシリテータのスキルアップを図るとともに、情報共有した内容等はプログラムの改訂や研修会の内容に反映させる。	・学習機会の充実に係る「とっとり子育て親育ちプログラム」ファシリテータ等講師の派遣。 ・ファシリテータのフォローアップ研修会の実施(全県で1回) (とっとりふれあい家庭教育応援事業・9,977千円)	B	小中学校課
家庭教育啓発を行うための広報の充実を進めます。	・子育て中の保護者を対象に、家庭教育リーフレット・小学校スタートブック等による成長段階にあわせた啓発を実施。 ・新聞広告・情報誌等による広報を通じ、広く県民に対し、家庭教育の機運を醸成。	新聞広告・情報誌、啓発グッズ等により、家庭教育に関する様々な情報を提供し、家庭教育に対する啓発・支援を行う。	・啓発広報 (とっとりふれあい家庭教育応援事業・9,977千円)	A	小中学校課
社会教育について専門性の高い人材として、社会教育主事を養成します。	・市町村の社会教育主事を対象とした研修会を実施した。(参加者28名) ○H29社会教育主事講習[B]鳥取会場の実施 1日時 H30.1.22-2.28 2場所 琴浦町生涯学習センター 3受講者数 15名(資格取得者9名、6名は分割受講者のため次年度も受講予定)	継続して研修会を行い、専門スキルの向上を図るとともに、社会教育主事未発令の市町村を中心に講習の受講を働きかける。	・県・市町村社会教育主事及び社会教育担当者研修会を実施し、専門スキルの向上を図る。(H30年11月実施予定) ・H30社会教育主事講習[B]鳥取会場を開催し、社会教育主事資格取得の支援を行う。 日時 H31年1月21日-2月27日 場所 琴浦町生涯学習センター (県市町村社会教育振興事業954千円の一部)	B	社会教育課
インターネット、情報誌などを活用し、生涯学習情報を提供します。	HP「とっとり県民学習ネット」(随時情報更新)、情報誌「生涯学習とっとり」(年6回奇数月発行)で講座情報を提供した。	県民ニーズに応じた講座情報が提供できるよう、紙面構成等の工夫が必要。	HP「とっとり県民学習ネット」(随時情報更新)、情報誌「生涯学習とっとり」(年6回奇数月発行)で講座情報を提供する。 (生涯学習センター運営費・87,123千円の一部)	B	社会教育課
	【東部】 社会教育に関する情報提供等を教育局のホームページやTobu通信に掲載した。 【中部】 社会教育に関する活動報告や情報提供などを教育局のホームページに掲載した。 【西部】 社会教育に関する活動報告や情報提供などを教育局のホームページや社会教育通信「社会教育の底力」に掲載した。	【東部】 よりタイムリーな情報提供を心がける。 【中部】 よりタイムリーな情報提供を心がける。 【西部】 よりタイムリーな情報提供を心がける。	【東部】 H29年度同様に、ホームページ、広報誌等で情報提供に努める。 【中部】 社会教育に関する活動報告や情報提供などをホームページに定期的に掲載する。 【西部】 社会教育に関する活動報告や情報提供などをホームページや社会教育通信に定期的に掲載する。	A	各教育局

(4)男性の家庭生活・地域生活への参画促進

具体的施策	H29年度の実施状況	実施状況を踏まえた課題 次年度以降の取組	H30年度の取組内容 (H30予算事業名・事業費)	29年度 評価	担当課
男性の家庭進出を促進させるため、男性の意識改革やワーク・ライフ・バランスなどをテーマにした講座を開催します。	イクメン・ケアメン養成セミナーへ講師を派遣して支援。 ・派遣回数:5回 ・セミナー参加者数:330人	企業における女性活躍推進には家庭における男性の家事参画が必要であり、特に土木・建設業のように男性の従業員比率が高い企業へ事業の実施を働き掛けていく必要がある。	イクメン・ケアメン養成セミナーへ講師を派遣して支援。 (男女共同参画普及啓発事業・5,562千円)	B	男女共同参画センター
男性を対象とした企業内研修などを推進し、男性の家庭進出を促進します。【再掲】	イクメン・ケアメン養成セミナーへ講師を派遣して支援。 ・派遣回数:5回 ・セミナー参加者数:330人	・企業における女性活躍推進には家庭における男性の家事参画が必要であり、特に土木・建設業のように男性の従業員比率が高い企業へ事業の実施を働き掛けていく必要がある。 ・男女ともに負担を分かち合う家事シェアを考える必要がある。	・イクメン・ケアメン養成セミナーへ講師を派遣して支援。 (男女共同参画普及啓発事業・5,562千円) ・男女ともに負担を分かち合う家事シェアを考える参加型のセミナーを開催し、男性の家事参画の促進を図る。 (ストレスオフ環境拡大事業・2,890千円)	C	男女共同参画センター

具体的施策	H29年度の実施状況	実施状況を踏まえた課題 次年度以降の取組	H30年度の取組内容 (H30予算事業名・事業費)	29年度 評価	担当課
男性が抱える様々な問題に対応するため、男性相談員による「オトコの相談日」及び男性臨床心理士による専門相談を実施します。【再掲】	H29年度男性臨床心理士による心の相談件数:11件 H29年度オトコの相談件数:32件	あらゆる機会を捉えて男性対象の相談窓口の周知を図る。	引き続き男性対象相談窓口の周知を行う。 (男女共同参画センター運営費・37,134千円)	B	男女共同参画センター
父子手帳の配布や男性従業員に育児参加休暇又は育児休業を取得させた事業主に対する奨励金の支給などにより、男性の育児参画を推進します。【再掲】	・国の出生時両立支援助成金制度がH28年度に創設されたが、国助成金の対象外となる企業に対して単県の奨励金支援することにより、県内企業の男性の育児参加の促進を図った。 ・企業子宝率が1.31(H26)から1.37(H28)まで上昇したが、H29年度は1.31に下げ戻った。 ・男性の育児休業取得促進奨励金の支援制度の認知度は広まりつつあるものの、男性の育児休業取得率2.7%から目標値に対してはまだ差が大きい。	・企業支援奨励金は伸びつつあるが、男性の育休取得に直結していない面もあり、引き続き制度の周知と企業意識の醸成が必要であり、キャラバン隊などにより引き続きPRに努める。	・男性の育児・介護休業等取得促進奨励金による助成 ・父子手帳のアプリ提供 (企業のファミリーサポート休暇等取得促進事業・4,700千円)	C	子育て応援課

(5)国際的視野に立った男女共同参画の推進

具体的施策	H29年度の実施状況	実施状況を踏まえた課題 次年度以降の取組	H30年度の取組内容 (H30予算事業名・事業費)	29年度 評価	担当課
青少年による国際協力の推進を図るため、青少年海外協力隊の普及広報活動などへの支援を進めます。	・青年海外協力隊鳥取県OV会への助成 ・OV会が実施する協力隊の活躍を広く県民に紹介する「帰国報告会」や普及広報活動(活動冊子の作成)に対する助成を実施。	OV会主催の「帰国報告会」の主旨は県民に対する協力隊の活躍周知であるが、会への参加者の大半はJICAのOV等関係者で、一般市民の参加が少ないように見受けられたため、本旨を達するためイベントの工夫が求められる。	≪帰国報告会開催事業≫ 広く一般県民に県出身隊員の活動を紹介し、活動に対する理解や協力隊への参加を呼びかけるために帰国報告会を開催する青年海外協力隊鳥取県OV会に対し助成を行う。 ≪普及広報活動事業≫ 活動冊子を作成し、青年海外協力隊の実態を広く県民に知らせることで国際協力に対する理解と関心の呼び起こしにつなげる。 (青少年国際協力支援事業・720千円)	B	交流推進課
国際交流の推進を図るため、北東アジア諸国との女性指導者交流会の開催及び参加を進めます。	韓国江原道で開催された北東アジア女性CEOフォーラムに県内企業の女性経営者等が参加(担当:通商物流課)	地域によって取組意欲に差があり、ロシア沿海地方での開催について未定。	9月に韓国江原道で開催される北東アジア女性CEOフォーラムに県内企業の女性経営者等が参加(担当:通商物流課)	B	女性活躍推進課
国際交流フェスティバル、多文化共生出前講座、子どものための異文化理解体験講座、国際交流の集いなどによる国際理解の推進を図ります。【再掲】	・ワールドアラカルト(9月24日) 多様な文化への理解を含めるワークショップ、民族衣装の展示や試着など国際色あふれる交流の場を提供。(来場者 約2,500人) ・国際交流フェスティバル 異文化理解の促進を目指し、県内三地区(東・中・西)で国際交流フェスティバルを実施。(東部11月19日、中部11月26日、※西部は台風の影響により中止) ・子どものための異文化理解体験講座 小学生を対象に様々な国の文化に触れ、世界の中の日本について考える機会を提供する講座を実施。(実績:31校) ・多文化共生出前講座 公的機関や民間団体等が主体となって実施する研修会等への講師派遣等、多文化共生社会の実現に向けた意識啓発を実施。(6月9日)	前年同様実施予定だが、国際交流財団自主事業に振替	・ワールドアラカルト ・国際交流フェスティバル ・子どものための異文化理解体験講座 ・多文化共生出前講座 (以上、国際交流財団事業として実施)	A	交流推進課
柔軟な思考力や豊かな表現力を持ち、国際社会で活躍できる人材を育成するため、語学指導などを行う外国語指導助手(ALT)の配置や留学・海外体験活動などへの支援を行います。	・英語担当ALTを各県立高等学校(全日制)に各1名(一部2名)、韓国語担当ALTを2校に各1名配置。 ・短期の語学研修や1年間の海外留学に対する助成及び短期の海外派遣事業を実施。長期留学生が10名と急増。 ・米国スタンフォード大学による遠隔講座を希望する高校生に提供	・ALTの指導力向上 ・各種海外留学・海外体験支援の充実 ・遠隔講座内容と事前・事後課題フローの見直し	・外国語教育の充実を図るため、県立高校に語学指導を行うALTを配置する。 (外国語教育改善指導費・124,709千円) ・グローバル化に対応できるよう、留学などの海外体験を通じて、柔軟な思考力や豊かな表現力を持ち、国際社会で活躍する人材を育成する。 (鳥取発！高校生グローバルチャレンジ事業・9,923千円) (グローバルリーダーズキャンパス・10,801千円)	B	高等学校課

Ⅲ 男女共同参画施策の実施効果

第4次鳥取県男女共同参画計画に係る数値目標の進捗状況

基本テーマA 男女が共に活躍できる環境づくり

●重点目標1 働く場における女性活躍の推進

項目	所管課	策定時		目標値		H28年度 (左欄：実績値、右欄：時点)		H29年度 (左欄：実績値、右欄：時点)		結果
仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）を知っている県民の割合	女性活躍推進課	28.1%	H26	50%以上	H31	28.1%	H26	28.1%	H26	-
週労働時間60時間以上の有業者の割合	とっとり働き方改革支援センター	7.1%	H24	5%	H29	7.1%	H24	7.1%	H24	-
県職員の時間外勤務削減（年間360時間以上の時間外勤務を行った職員割合）	職員支援課 病院局総務課 教育人材開発課	12.4%	H26	10%以内	H32	14.1%	H28	13.1%	H29	↗
県教育委員会事務局及び公立学校に勤務する行政職員の時間外勤務削減（年間360時間以上の時間外勤務を行った職員割合）	教育人材開発課	9.1%	H26	10%以内	H32	7.0%	H28	7.1%	H29	↘
年次有給休暇取得率（県内中小企業）	とっとり働き方改革支援センター	46.3%	H26	70%	H32	45.2%	H27	44.6%	H28	↘
県職員年次有給休暇（夏季休暇を含む）の1人当たり年間平均取得日数	人事企画課 病院局総務課 教育総務課	13.9日	H26	17日以上	H32	13.9日	H28	14.6日	H29	↗
教職員の年次有給休暇等（夏季休暇を含む）の1人当たり年間平均取得日数	教育人材開発課	14.2日	H26	17日以上	H32	15.4日	H28	16.3日	H29	↗
警察職員の年次有給休暇等（夏季休暇を含む）1人当たり年間平均取得日数	警察本部警務課	10.8日	H27	17日以上	H31	11.9日	H28	15.6日	H29	↗
県職員の時差出勤又はフレックスタイム制度の利用者数（実人員）	人事企画課	236人	H27	500人以上	H32	249人	H28	307人	H29	↗
男性の育児休業取得率										
県職員	職員支援課 病院局総務課 教育総務課	5.7%	H26	15%以上	H32	13.4%	H28	12.8%	H29	↘
教職員	教育人材開発課	4.1%	H26	15%以上	H32	3.8%	H28	1.83%	H29	↘
警察職員	警察本部警務課	0%	H27	10%	H31	1.05%	H28	1.08%	H29	↗
民間企業	子育て応援課	2.7%	H26	15%	H29	2.7%	H26	2.7%	H26	-
6歳未満の子どもを持つ男性の育児・家事関連時間	子育て応援課 女性活躍推進課	1日当たり57分 ※全国 1日当たり67分	H24	全国平均以上	H29	1日当たり57分 ※全国 1日当たり67分	H24	1日当たり76分 ※全国 1日当たり83分	H29	↗
男女共同参画推進企業のうちイクボス宣言企業率	女性活躍推進課	20.5%	H27	85%	H32	44.9%	H28	60.6%	H29	↗
鳥取県男女共同参画推進企業認定企業数	女性活躍推進課	586社	H27	800社	H32	641社	H28	687社	H29	↗
鳥取県家庭教育推進協力企業	小中学校課	582社	H27	700社	H30	622社	H28	674社	H29	↗
年度中途の保育所等の待機児童数	子育て応援課	56人	H27.10	解消をめざす	H31	82人	H28.10	116人	H29.10	↘
放課後児童児童クラブの利用を希望するが利用できない児童数	子育て応援課	91人	H27.5	解消をめざす	H31	80人	H28.5	52人	H29	↗

項目	所管課	策定時		目標値		H28年度 (左欄：実績値、右欄：時点)		H29年度 (左欄：実績値、右欄：時点)		結果
放課後子供教室 (実施市町村数) (実施教室数)	小中学校課	10市町村 49教室	H27	19市町村 55教室	H31	10市町村 52教室	H28	10市町村 52教室	H29	→
延長保育設置か所数	子育て応援課	142か所	H27	171か所	H31	185か所	H28	200か所	H29	達成
一時保育設置か所数	子育て応援課	75か所	H27	79か所	H31	76か所	H28	76か所	H29.7	→
病児・病後児保育設置か所数	子育て応援課	21か所	H27	29か所	H31	26か所	H28	27か所	H30.3	↗
「職場」において男女の地位が 平等であると考える割合	女性活躍推進課	20.6%	H26	50%以上	H31	20.6%	H26	20.6%	H26	-
25歳から44歳までの女性の就 業率	女性活躍推進課	79.0%	H24	85%以上	H32	79.0%	H24	79.0%	H24	-
管理的地位に占める女性割合	女性活躍推進課	従業員10名以上の企業 (19.9% H27)		25%以上	H32	19.9%	H27	21.9%	H29	↗
		従業員100名以上の企 業(20.0% H27)		30%以上	H32	20.0%	H27	22.0%	H29	↗
民間企業の雇用者の各役職段階に占める女性の割合(10人以上)										
係長相当職	女性活躍推進課	25.4%	H27	30%以上	H32	25.4%	H27	28.8%	H29	↗
課長相当職		17.4%	H27	20%以上	H32	17.4%	H27	19.3%	H29	↗
部長相当職		12.8%	H27	15%以上	H32	12.8%	H27	12.8%	H29	→
民間企業の雇用者の各役職段階に占める女性の割合(100人以上)										
係長相当職	女性活躍推進課	26.1%	H27	35%以上	H32	26.1%	H27	28.7%	H29	↗
課長相当職		18.2%	H27	20%以上	H32	18.2%	H27	18.4%	H29	↗
部長相当職		13.2%	H27	15%以上	H32	13.2%	H27	11.7%	H29	↘
女性活躍推進法に基づく市町村 推進計画の策定数	女性活躍推進課	2市町村	H27	19市町村	H32	5市町村	H28	10市町村	H29	↗
輝く女性活躍パワーアップ企業 登録数	女性活躍推進課	41社	H27	300社	H32	86社	H28	141社	H29	↗
建設業における女性就業者数又 はその割合	県土総務課	1,890人 建設業労働者数 合計に対する割 合16%	H26	2,200人 建設業労働者数 合計に対する割 合18%	H32	1,926人 建設業労働者数 合計に対する割 合16.6%	H27	2,013人 建設業労働者数 合計に対する割 合16.4%	H29	→
県の地方公務員採用者に占める 女性の割合	人事企画課 病院局総務課 教育総務課	54.1%	H27	50%程度	H32	49.3%	H28	54.7%	H29	達成
県の係長級以上(管理的地位) に占める女性の割合	人事企画課 病院局総務課 教育総務課	28.2%	H27.4	32%以上	H32	30.6%	H29.4	31.9%	H30.4	↗
県の課長級以上に占める女性の 割合	人事企画課 病院局総務課 教育総務課	14.6%	H27.4	20%以上	H32	20.5%	H29.4	22.2%	H30.4	達成
全警察官に占める女性警察官の 割合(育児休業者等を含む)	警察本部警務課	8.0%	H27	10%	H33	8.6%	H28.4	8.9%	H29.4	↗
公立小中学校の教頭以上に占め る女性の割合	教育人材開発課	18.6%	H28.4	25%程度	H32	18.8%	H29.4	19.1%	H30.4	↗
県立高等学校の教頭以上に占め る女性の割合	教育人材開発課	9.3%	H28.4	10%程度	H32	10.7%	H29.4	10.7%	H30.4	達成
公立特別支援学校の教頭以上に 占める女性の割合	教育人材開発課	37.5%	H28.4	40%程度	H32	41.7%	H29.4	43.5%	H30.4	達成

項目	所管課	策定時		目標値		H28年度 (左欄：実績値、右欄：時点)		H29年度 (左欄：実績値、右欄：時点)		結果
商工会及び商工会議所の創業支援による女性の創業件数	産業振興課	年間43件	H27	年間75件以上	H32	年間55件	H28	年間57件	H29	↗
非正規雇用から正規雇用への転換者数	雇用政策課	324人	H27	1,000人	H30	610人	H28	648人	H29	↗
家族経営協定締結農家数	とっとり農業戦略課	290組	H27	318組	H32	302組	H28	302組	H28	－
農業協同組合における女性役員数	農林水産総務課	6.7%	H27	10%	H32	5.8%	H28	5.0%	H29	↘
農業委員に占める女性の割合	経営支援課	32%	H27.8	40%	H32	31%	H28	12%	H29	↘
女性認定農業者数	経営支援課	58人	H27	75人	H32	58人	H28	60人	H29	↗
指導農業士に占める女性の割合	とっとり農業戦略課	26%	H27	30%以上	H32	22%	H28	22%	H29	→
女性林業従事者（技術者）数	林政企画課	5人	H27	10人	H32	5人	H28	4人	H29	↘
女性漁業就業者数（漁協等での加工・魚食普及を含む）	水産課	105人	H27	150人	H32	108人	H28	111人	H29	↗

●重点目標2 地域・社会活動における女性の活躍推進

項目	所管課	策定時		目標値		H28年度 (左欄：実績値、右欄：時点)		H29年度 (左欄：実績値、右欄：時点)		結果
県の審議会等における女性委員割合	人事企画課 女性活躍推進課	44.1%	H27.4	40%以上	毎年度	44.3%	H28.4	43.9%	H29.4	達成
「町内会や地域」において男女の地位が平等であると考える割合	男女共同参画センター	31.7%	H26	50%以上	H31	31.7%	H26	31.7%	H26	－
方針決定の場に女性が参画している自治会の割合	女性活躍推進課	－	－	50%	H32	－	－	－	－	－
県、市町村による公民館、自治会等の男女共同参画学習への講師派遣回数	男女共同参画センター	98回	H26	110回	H32	101回	H28	110回	H29	達成
とっとり子育て隊認定数	子育て応援課	4,340隊	H27	7,440隊	H31	5,453隊	H29.4	5,899隊	H30.4	↗
消防団員（女性団員数） （女性が入団している市町村数）	消防防災課	158人 18市町村	H27.1	250人 19市町村	H32	172人 18市町村	H28.4	174人 17市町村	H29.4	→

基本テーマB 安心・安全に暮らせる社会づくり

●重点目標3 生涯を通じた男女の健康支援

項目	所管課	策定時		目標値		H28年度 (左欄：実績値、右欄：時点)		H29年度 (左欄：実績値、右欄：時点)		結果
健康寿命（男女別）	健康政策課	男性：70.87歳 女性：74.48歳	H25	男性：73歳 女性：76歳	H32	男性：70.87歳 女性：74.48歳	H25	男性：71.69歳 女性：74.14歳	H28	→
自死者の減少	健康政策課	106人	H27	減らす	H29	82人	H28	100人	H29	↘
運動習慣のある者の割合	健康政策課	男性：26.6% 女性：29.4%	H24	男女とも 30%以上	H31	男性：26.5% 女性：21.4%	H28	男性：26.5% 女性：21.4%	H28	－

項目	所管課	策定時		目標値		H28年度 (左欄：実績値、右欄：時点)		H29年度 (左欄：実績値、右欄：時点)		結果
成人の週1回以上スポーツ実施率	スポーツ課	男性：57.7% 女性：53.3%	H26	男性：68%以上 女性：63%以上	H31	男性：57.7% 女性：53.3%	H26	男性：57.7% 女性：53.3%	H26	-
1週間の総運動時間が60分以上の児童生徒の割合（男女別）	体育保健課	中学校女子：80.4% 中学校男子：94.3% 小学校女子：88.5% 小学校男子：94.2%	H27	中学校女子：81% 中学校男子：95% 小学校女子：90% 小学校男子：95%	H32	中学校女子：82.9% 中学校男子：96.1% 小学校女子：87.9% 小学校男子：93.3%	H28	中学校女子：82.3% 中学校男子：95.5% 小学校女子：88.3% 小学校男子：94.3%	H29	→
がん検診受診率	健康政策課	胃がん：25.8% 肺がん：27.9% 大腸がん：30.2% 子宮がん：32.0% 乳がん：30.5%	H26	50%以上	H29	胃がん：27.0% 肺がん：28.9% 大腸がん：31.7% 子宮がん：33.5% 乳がん：32.2%	H27	胃がん：26.8% 肺がん：28.9% 大腸がん：30.6% 子宮がん：34.9% 乳がん：33.1%	H28	→
子育て世代包括支援センターの設置市町村数	子育て応援課	4市町村	H27	19市町村	H31	11市町村	H28	17市町村	H30.3	↗
人工妊娠中絶率	子育て応援課	10.4	H26	9.4	H32	10.0	H27	9.6	H28	↗
妊娠11週以下での妊娠の届出率	子育て応援課	91.0%	H26	100%	H32	91.2%	H27	89.9%	H28	↘
妊娠中の喫煙（妊娠の届出時）	子育て応援課	2.6%	H27	0%	H32	2.6%	H27	2.9%	H28	↘
県内のNICU病床数	医療政策課	18床	H27	24床	H32	24床	H28	24床	H29	達成

●重点目標4 誰もが安心して暮らせる環境整備

項目	所管課	策定時		目標値		H28年度 (左欄：実績値、右欄：時点)		H29年度 (左欄：実績値、右欄：時点)		結果
シニア人材バンクへの延べ登録者数	長寿社会課	393人	H27	2,000人	H31	739人	H28	1,021人	H29	↗
とっとりシニア人材バンク掲載者数	参画協働課	108人	H27	150人	H30	108人	H27	108人	H27	-
学校支援ボランティア（登録者数）（実施市町村数）	小中学校課	7,575人 14市町村	H27	9,000人 19市町村	H31	7,197人 14市町村	H28	7,453人 17市町村	H29	↗
ふれあい共生ホーム（設置数）（設置市町村数）	長寿社会課	41箇所 12市町村	H27	50箇所 19市町村	H31	51箇所 12市町村	H28	62箇所 15市町村	H29	↗
あいサポーター数	障がい福祉課	292,548人 （うち県内63,207人）	H27	全国44万人 （うち県内81,000人）	H32	370,351人 （うち県内68,250人）	H28	410,843人 （うち県内71,253人）	H30.2	↗
ユニバーサルデザインを知っている県民の割合	人権・同和対策課	21.6%	H26	50%	H31	21.6%	H26	21.6%	H26	-
障がい者の実雇用率										
民間企業	労働政策課	1.99%	H27.6	2.0%	H30	2.11%	H28.6	2.16%	H29.6	達成
知事部局	人事企画課	2.95%	H27.6	3.0%	H30	2.92%	H28.6	3.17%	H29.6	達成
教育委員会	教育総務課	2.75%	H27.6	2.9%	H30	2.74%	H28.6	2.60%	H29.6	↘
病院局	病院局総務課	1.90%	H27.6	2.3%	H30	2.46%	H28.6	2.39%	H29.6	達成
警察本部一般職員	警察本部警務課	2.61%	H27.6	2.61%以上	H30	2.60%	H28.6	2.60%	H29.6	→

項目	所管課	策定時		目標値		H28年度 (左欄：実績値、右欄：時点)		H29年度 (左欄：実績値、右欄：時点)		結果
ひとり親家庭を対象とした高等職業訓練促進継続給付金事業の実施市町村数	青少年・家庭課	5市町村	H27	19市町村	H31	17市町村	H28	19市町村	H29	達成
ひとり親家庭を対象とした自立支援教育訓練給付金事業の実施市町村数	青少年・家庭課	12市町村	H27	19市町村	H31	10市町村	H28	12市町村	H29	↗
貧困世帯向けの学習支援事業の実施市町村数	福祉保健課	9市町村	H27	19市町村	H31	14市町村	H28	18市町村	H29	↗

●重点目標5 男女間におけるあらゆる暴力の根絶

項目	所管課	策定時		目標値		H28年度 (左欄：実績値、右欄：時点)		H29年度 (左欄：実績値、右欄：時点)		結果
過去1年間にドメスティック・バイオレンス(DV)を受けたことがあると答えた人の割合	女性活躍推進課 青少年・家庭課	1.4%	H26	0%	H31	1.4%	H26	1.4%	H26	-
性暴力被害者支援のためのワンストップ支援センター設置数	くらしの安心推進課	0箇所	H27	1箇所	H32	1箇所	H28	1箇所	H28	達成

基本テーマC 男女共同参画社会の実現に向けた基盤づくり

●重点目標6 男女共同参画の理解促進と未来の人材育成

項目	所管課	策定時		目標値		H28年度 (左欄：実績値、右欄：時点)		H29年度 (左欄：実績値、右欄：時点)		結果
「社会通念・習慣・しきたり」などにおいて男女の地位が平等であると考えている割合	男女共同参画センター	11.5%	H26	50%以上	H31	11.5%	H26	11.5%	H26	-
男女共同参画を知っている県民の割合	男女共同参画センター	58.9%	H26	100%	H31	58.9%	H26	58.9%	H26	-
男女共同参画センターによる県民の男女共同参画学習講座等への支援回数	男女共同参画センター	年間79回	H26	年間100回	毎年度	年間80回	H28	年間72回	H29	↘
男女共同参画センターによる男女共同参画の理解を促進する講座の参加者数	男女共同参画センター	1,311人	H26	1,500人	毎年度	1,585人	H28	1,821人	H29	達成
【再掲】男性の育児休業取得率(民間企業)	子育て応援課	2.7%	H26	15%	H29	2.7%	H26	2.7%	H26	-
【再掲】6歳未満の子どもを持つ男性の育児・家事関連時間	子育て応援課 女性活躍推進課	1日当たり57分 ※全国 1日当たり67分	H24	全国平均以上	H29	1日当たり57分 ※全国 1日当たり67分	H24	1日当たり76分 ※全国 1日当たり83分	H28	↗

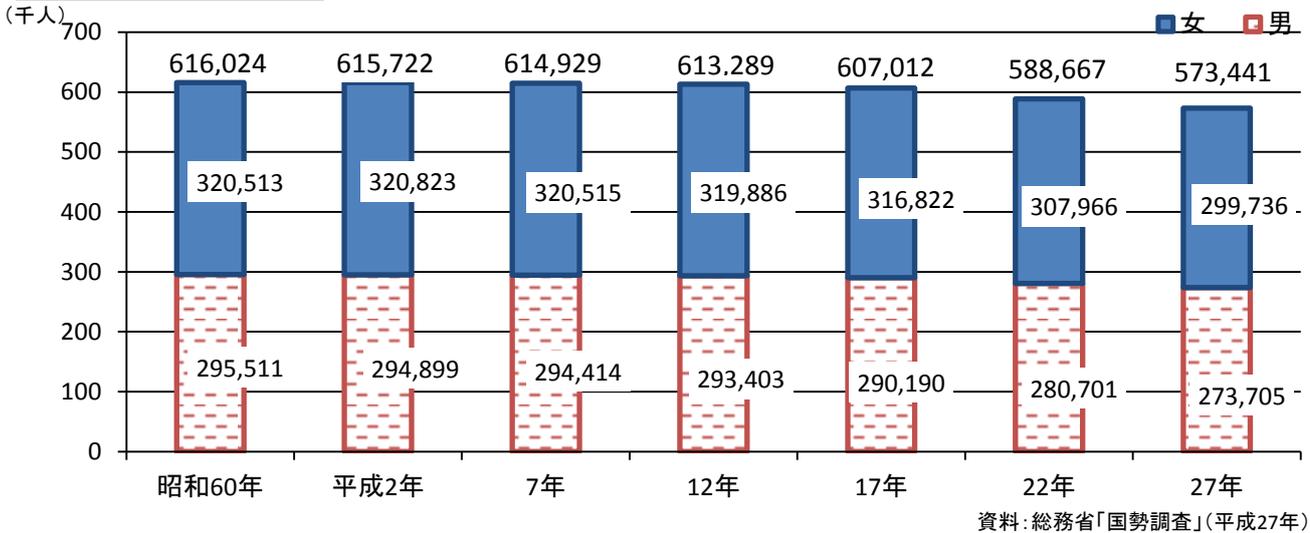
Ⅳ データで見る男女共同参画の現状

鳥取県の人口と世帯

(1) 人口

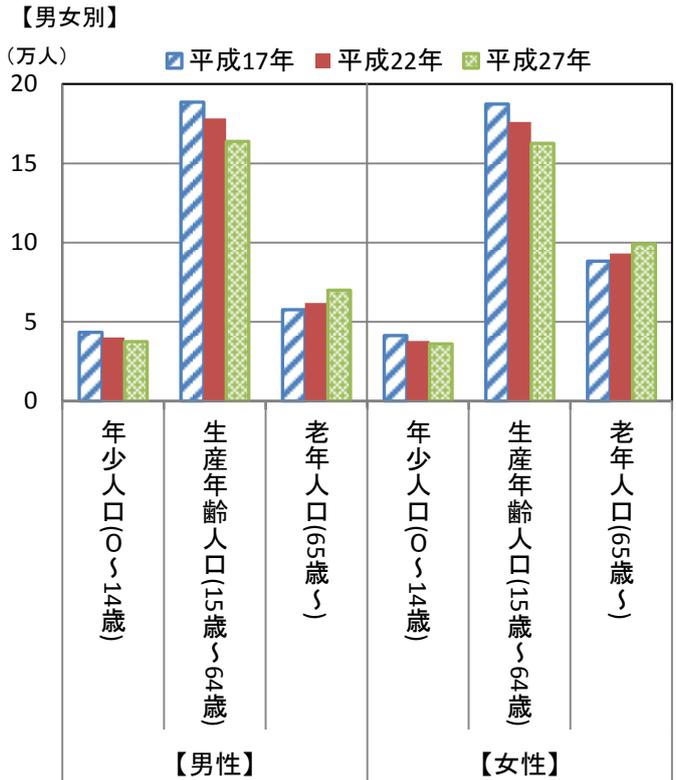
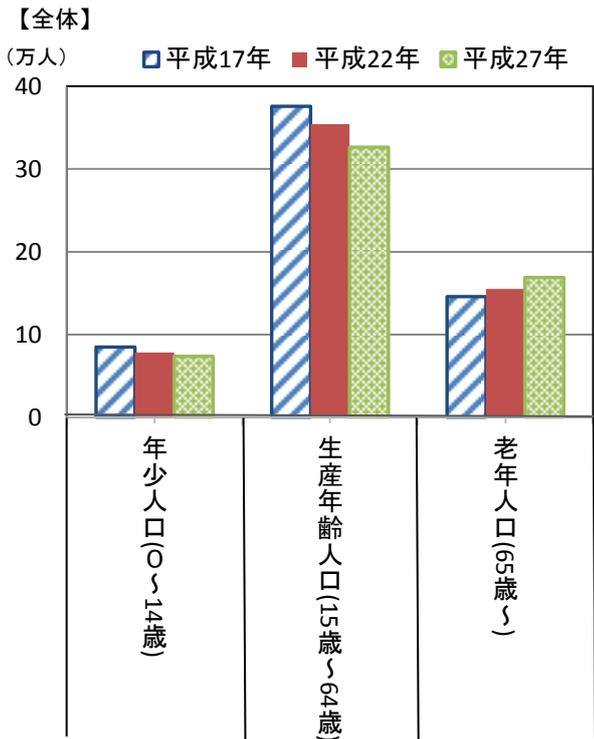
平成27年国勢調査によると、本県の人口は573,441人で22年に比べ15,226人減少している。男女別に見ると、女性が299,736人、男性が273,705人で、女性が26,031人多くなっている。

図1-1 人口の推移



平成27年の国勢調査によると、男女とも本県では高齢化が進んでおり、年少人口(0歳~14歳)も一貫して減少している。

図1-2 年齢3区分別人口の推移

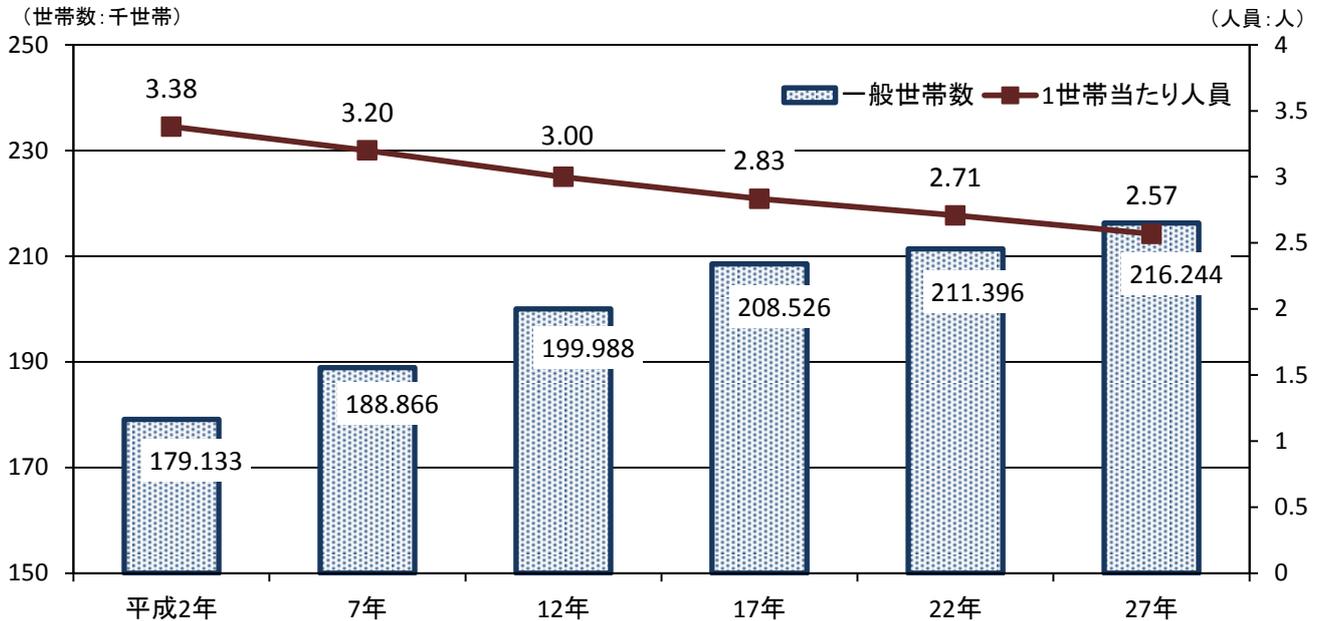


資料: 総務省「国勢調査」(平成27年)

(2) 世帯

平成27年の国勢調査では、本県の一般世帯数は22年に比べ4,848世帯増加しているが、1世帯当たり人員は22年の2.71から2.57へと減少しており、世帯規模は小さくなっている。

図1-3 一般世帯数、1世帯当たり人員の推移

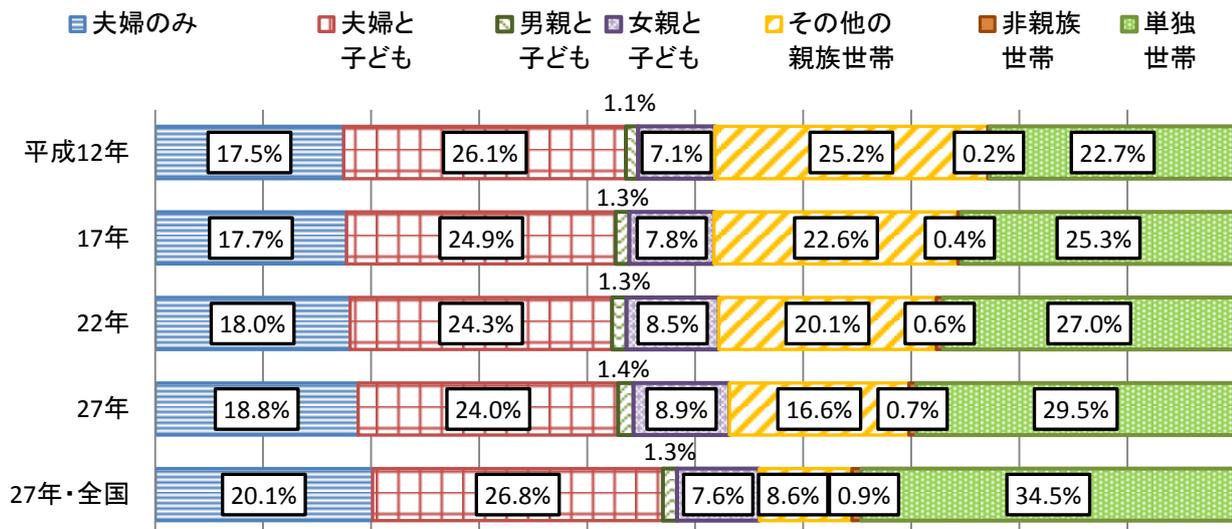


(注)「一般世帯」は、住居と生計を共にしている人の集まり、一戸建て・間借り・下宿・会社独身寮などに居住している単身者で、施設等の世帯は除く。

資料：総務省「国勢調査」(平成27年)

平成27年の本県一般世帯の家族類型は、22年と比べ「夫婦と子供から成る世帯」は0.3%減少しているが、「男親と子ども世帯」「女親と子ども世帯」は共に増加している。

図1-4 一般世帯の家族類型別世帯数の推移



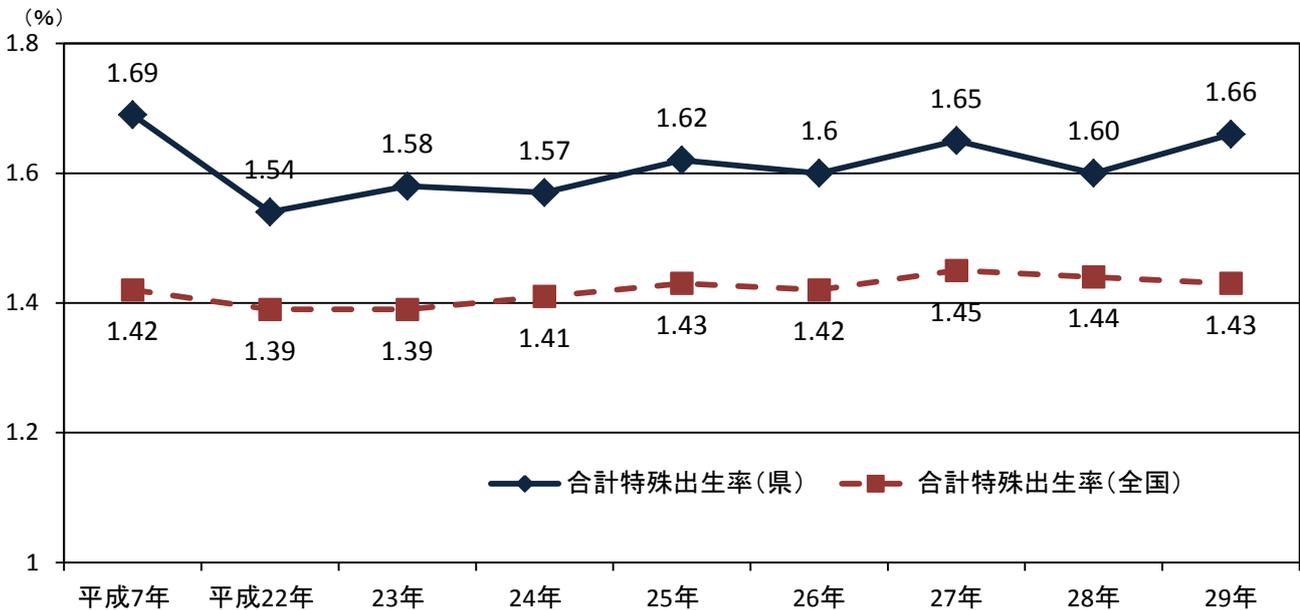
(注) その他の親族世帯・・・2人以上の世帯員から成る世帯のうち、世帯主と親族関係にある世帯員のいる世帯
 非親族世帯・・・2人以上の世帯員から成る世帯のうち、世帯主と親族関係にある者がいない世帯
 単身世帯・・・世帯員が1人の世帯

資料：総務省「国勢調査」(平成27年)

(3) 人口動態

平成29年の本県の合計特殊出生率は全国を上回って推移しており、昨年より0.06ポイント増加し1.66であった。

図1-5 人口動態の推移(「合計特殊出生率」全国との比較)

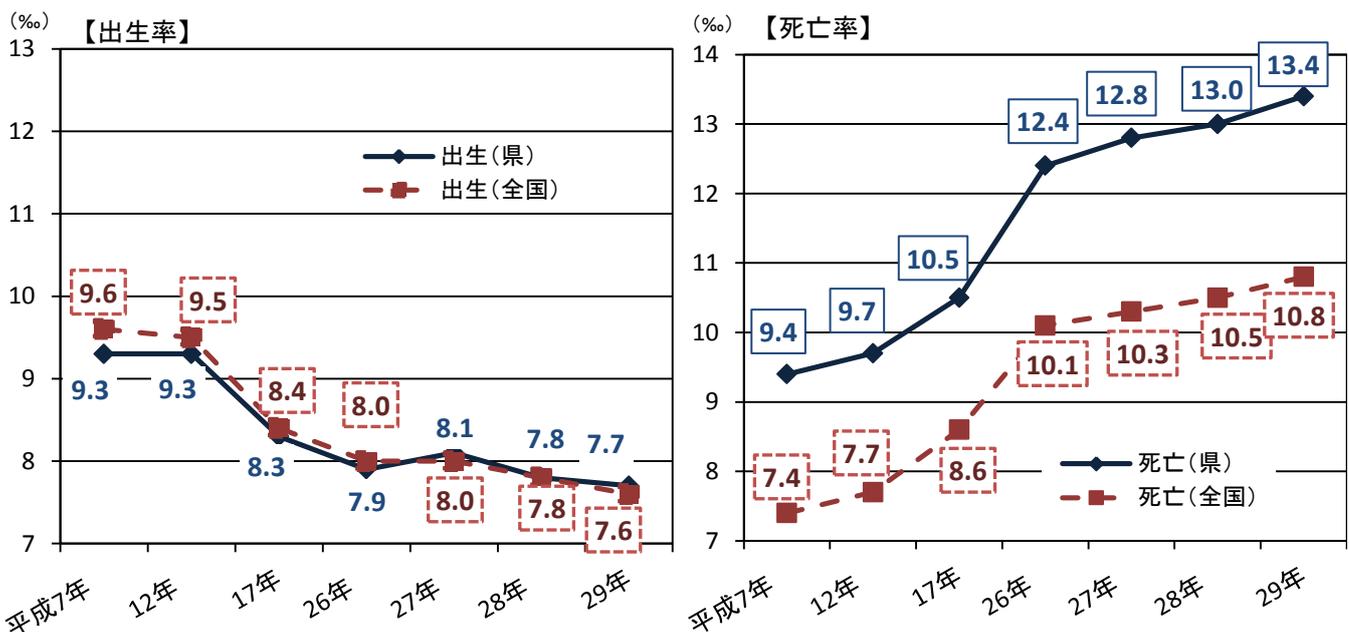


(注)「合計特殊出生率」は、15歳から49歳までの女性の年齢別出生率を合計したもので、1人の女性がその年齢別出生率で、一生の間に生むとした時の子どもの数に相当する。

資料:厚生労働省「人口動態統計」(平成29年)

平成29年の本県の出生率及び死亡率を全国と比較すると、死亡率は全国を上回って推移しており、出生率は0.1ポイント減少した。

図1-6 人口動態の推移(「出生・死亡」全国との比較)

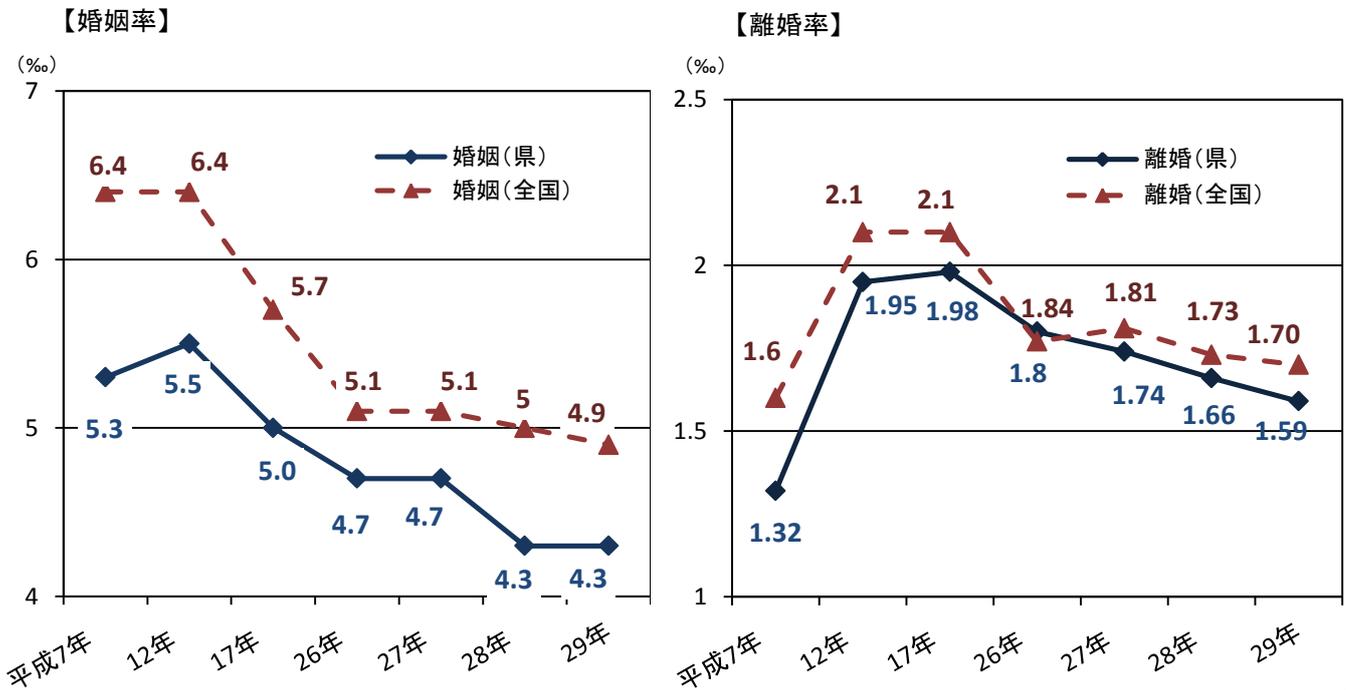


(注)「出生率」、「死亡率」は人口千対

資料:厚生労働省「人口動態統計」(平成29年)

平成29年の本県の婚姻率は昨年と変わらず4.3ポイントであった。離婚率は0.07ポイント減少し1.59ポイントで、昨年に引き続き全国平均を下回った。

図1-7 人口動態の推移(「婚姻・離婚」全国との比較)

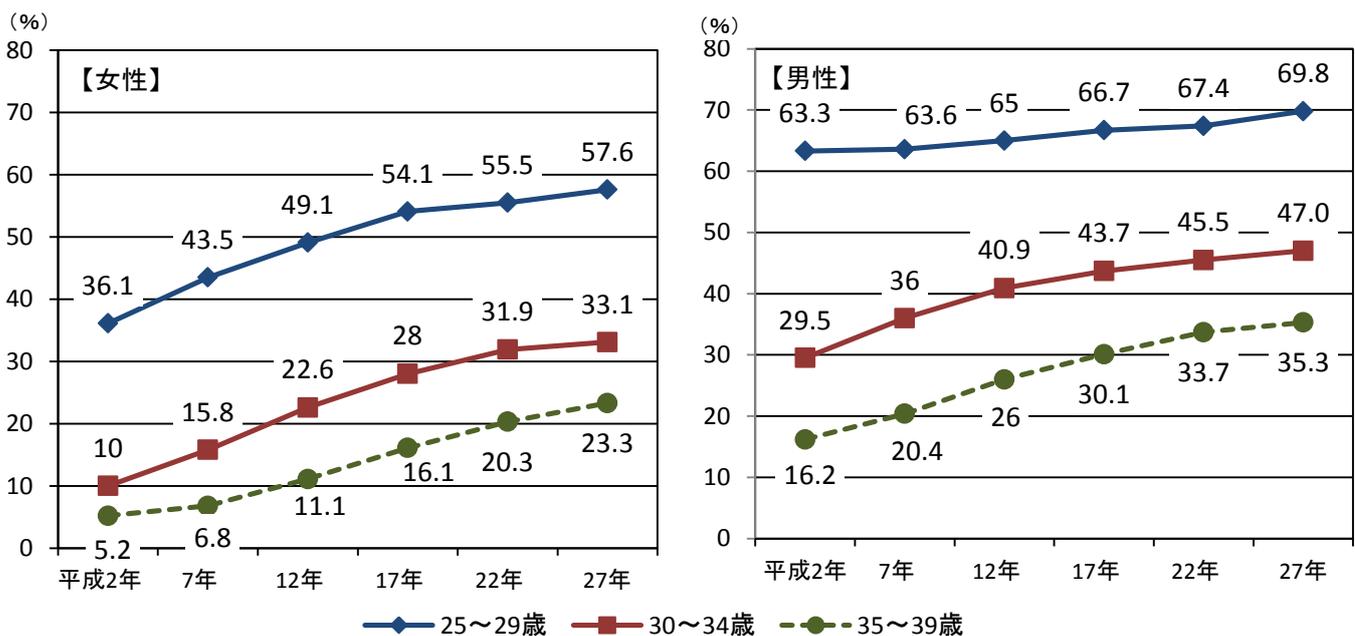


(注)「婚姻率」、「離婚率」は人口千対

資料:厚生労働省「人口動態統計」(平成29年)

平成27年の本県の年齢階級別未婚率は、男女とも各年齢階級において上昇しており、女性と比較し男性の未婚率が高い。

図1-8 年齢階級別未婚率



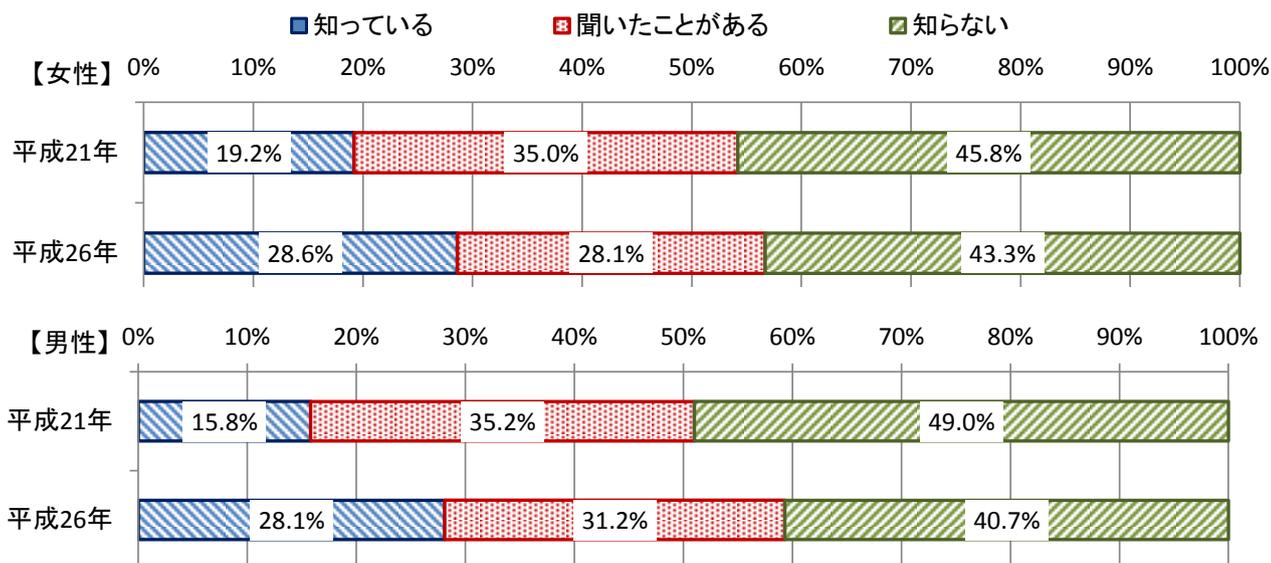
資料:総務省「国勢調査」(平成27年)

テーマA：男女が共に活躍できる環境づくり

【重点目標1】働く場における女性の活躍推進

平成26年の調査によると、「ワーク・ライフ・バランス(仕事と生活の調和)」について、男女ともに「知っている」、「聞いたことがある」を合わせて、約半数は「ワーク・ライフ・バランス」という言葉を認知している。

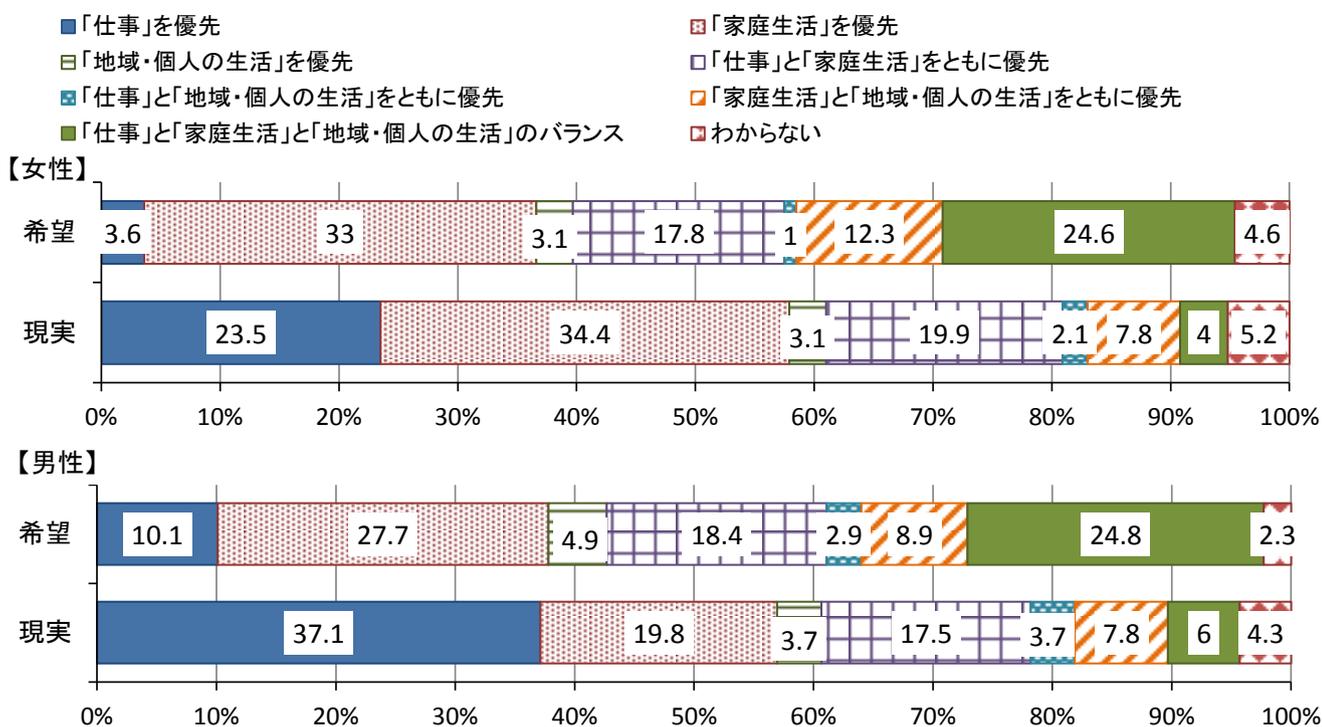
図A-1 「ワーク・ライフ・バランス」という言葉の認知度



資料：鳥取県男女共同参画意識調査(平成26年)

平成26年の意識調査によると、仕事と生活の調和に関する「希望」は、男女ともに「家庭生活」を優先と答えた割合が高いが、「現実」では男性は仕事、女性は仕事又は家庭生活を優先している割合が高く、希望と現実との間には差が見られる。

図A-2 仕事と生活の調和に関する希望と現実

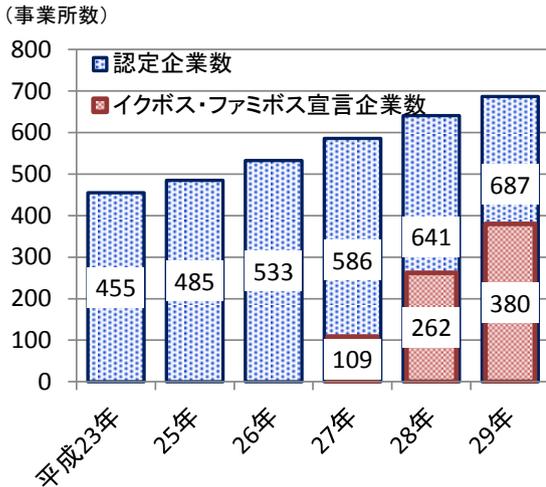


(注) 質問における用語の意味「仕事」: 自営業主、家族従業者、雇用者として週1時間以上働いていること
 同「家庭生活」: 家族と過ごすこと、家事、育児、介護・看護など
 同「地域・個人の生活」: ボランティア活動、社会参加活動、交際、つきあい、学習・研究、趣味・娯楽、スポーツなど

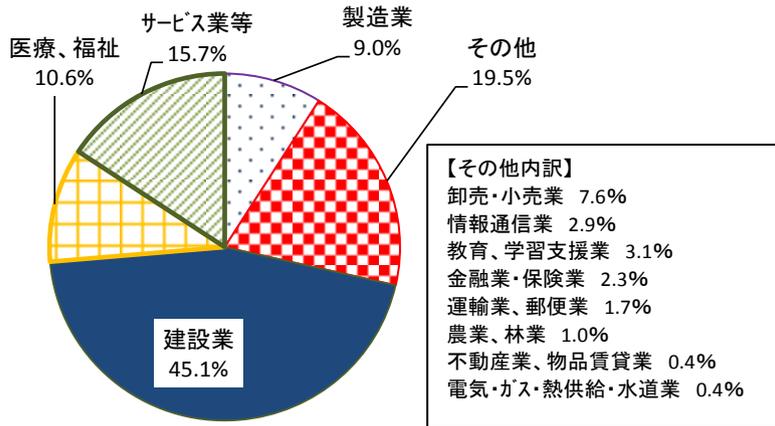
資料：鳥取県男女共同参画意識調査(平成26年)

仕事と家庭の両立に配慮しながら男女ともに働きやすい職場環境づくりに積極的に取り組む「鳥取県男女共同参画推進企業」に認定された企業等は687事業所(平成30年3月31日現在)であり、29年度の認定数は46事業所であった。業種別では建設業が約半数を占めている。また認定企業のうちイクボス・ファミボス宣言企業数は、28年の262社から380社に増加した。

図A-3 認定状況の推移



図A-4 業種別の認定状況

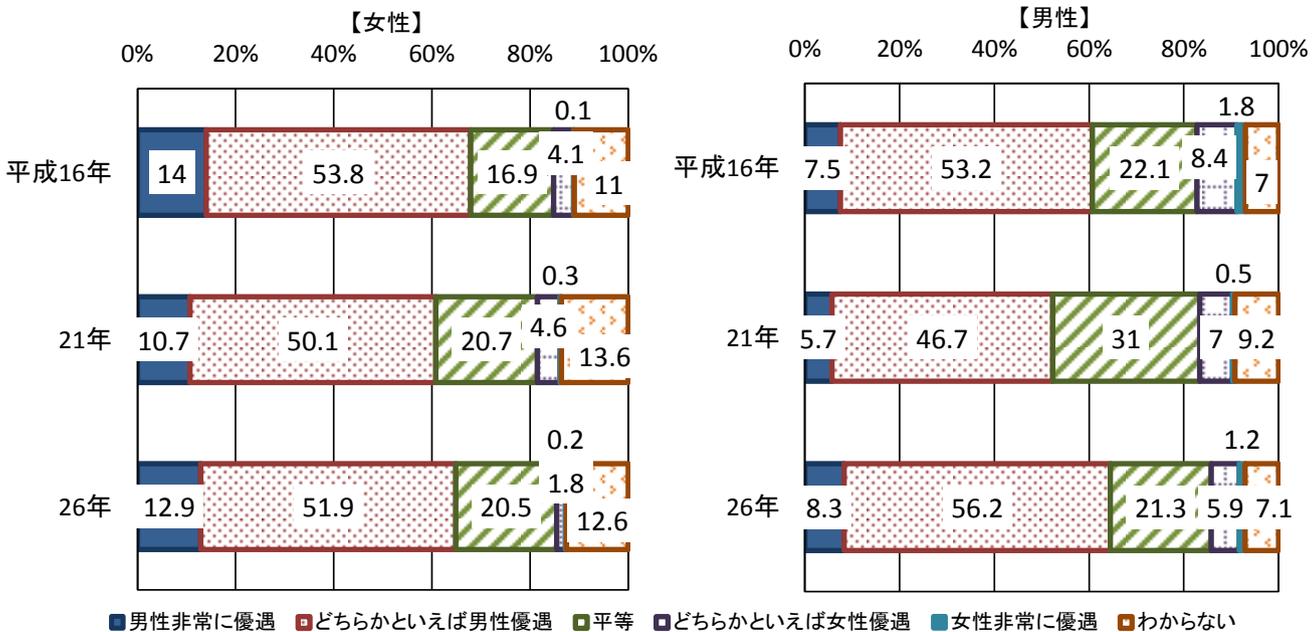


※イクボス・ファミボスとは長時間労働の削減、柔軟な働き方の推進などの働き方改革を通じて、部下の仕事と家庭の両立を応援し、自らもワーク・ライフ・バランスを実践する経営者、管理職を言う。

資料：女性活躍推進課調べ

平成26年の調査によると、男性も女性も6割以上が「男性が優遇されている」と感じ、「平等」と感じる割合が減少。

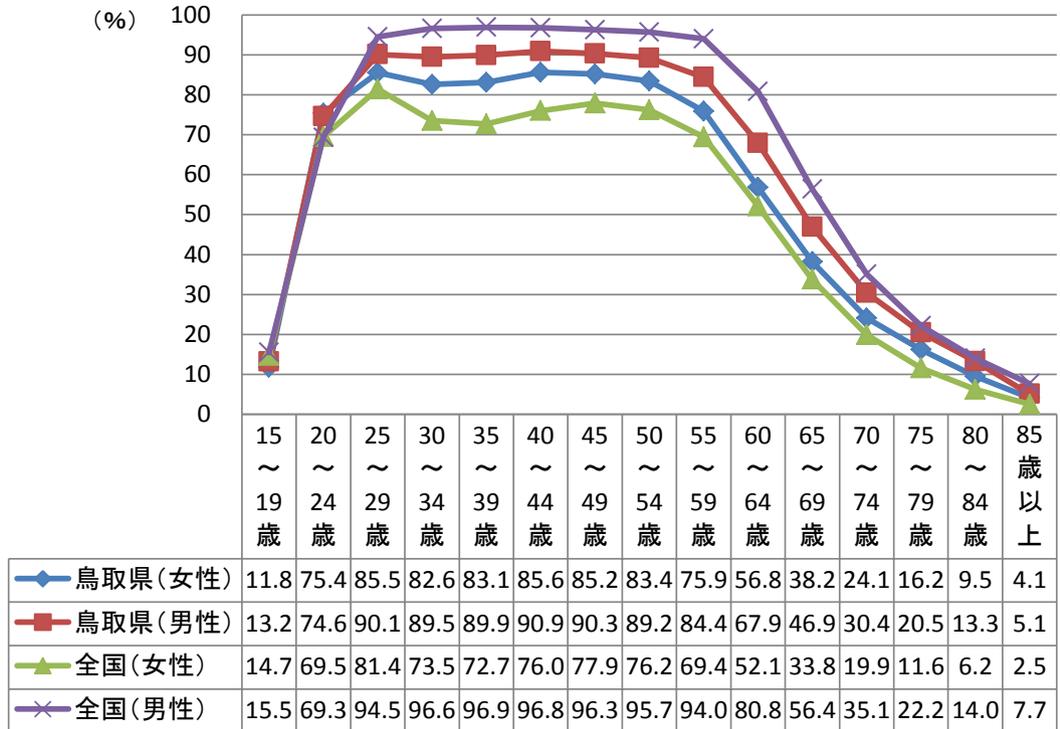
図A-5 職場における男女平等感



資料：鳥取県男女共同参画意識調査(平成26年)

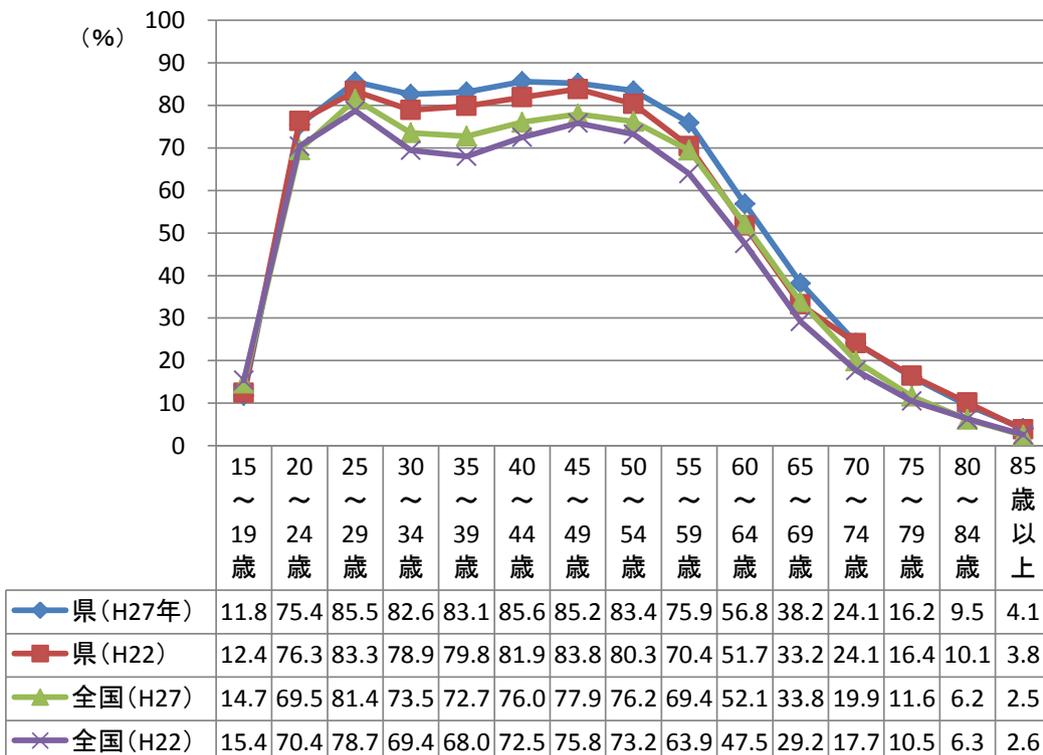
平成27年の本県の女性の労働力率は、30歳代を底とするなだらかなM字カーブを描いており、カーブの底における労働力率は全国と比べて高いものの、結婚・出産・子育て期に就業を中断する様子が伺える。

図A-6(1) 年齢階級別労働力率



資料:総務省「国勢調査」(平成27年)

図A-6(2) 女性の年齢階級別労働力率の経年変化

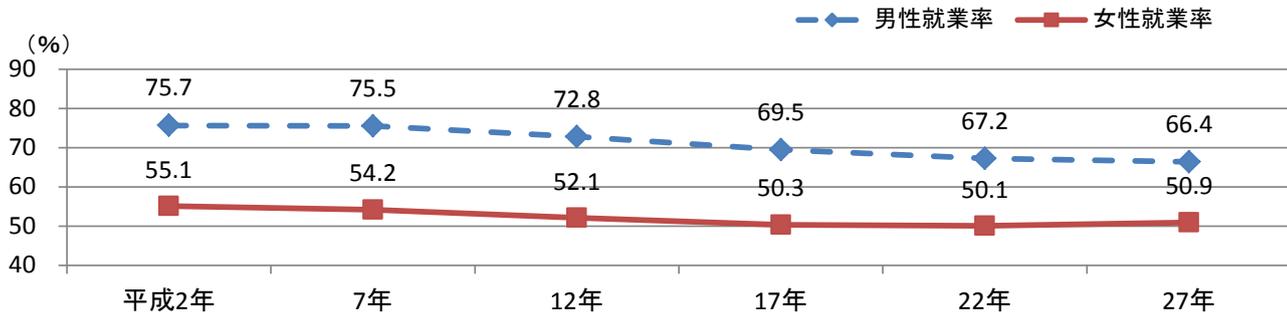


(注)労働力率=15歳以上人口(労働力状態「不詳」を除く。)に占める労働力人口の割合

資料:総務省「国勢調査」(平成27年)

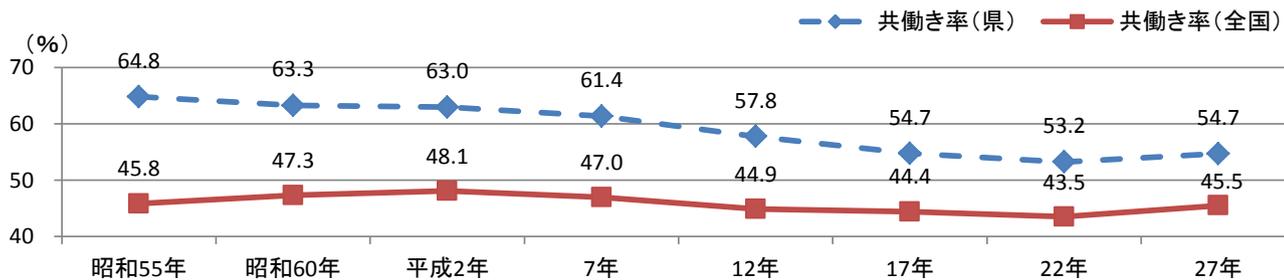
平成27年の本県の男性就業率は66.4%、女性就業率は50.9%で、22年と比べると男性は0.8ポイント減少しているのに対し、女性は0.8ポイント増加し、男女の就業率格差は縮まっている。

図A-7 男女別就業率の推移



資料: 総務省「国勢調査」(平成27年)

図A-8 夫婦とも就業者である世帯の推移

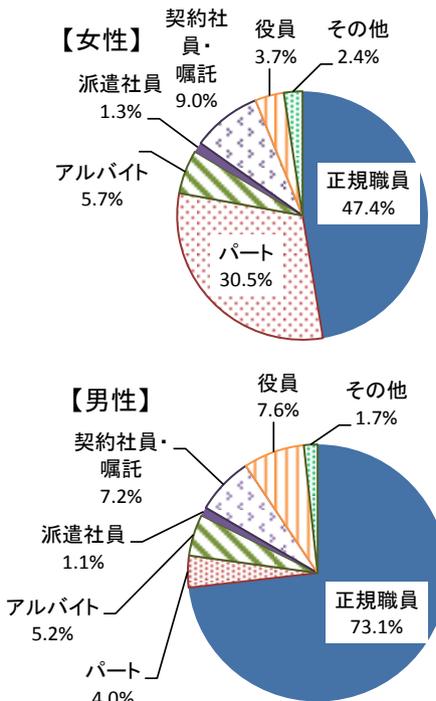
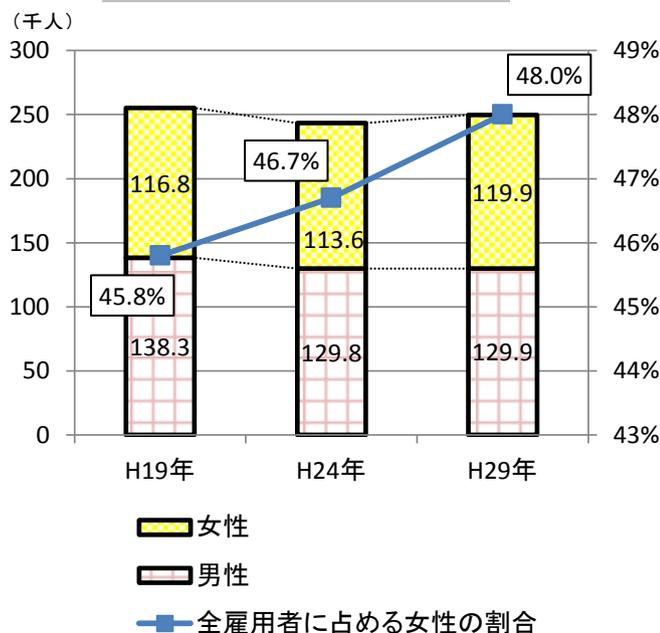


(注) 夫婦とも就業者世帯割合 = 夫婦世帯数に占める夫妻ともに就業世帯数の割合

資料: 総務省「国勢調査」(平成27年)

平成29年の雇用形態別雇用者数は、平成24年と比べて女性の正規職員が増加した。また、雇用者に占めるパート・アルバイトの割合は、男性に比べ女性の方が高くなっている。

図A-9 雇用形態別雇用者数の推移



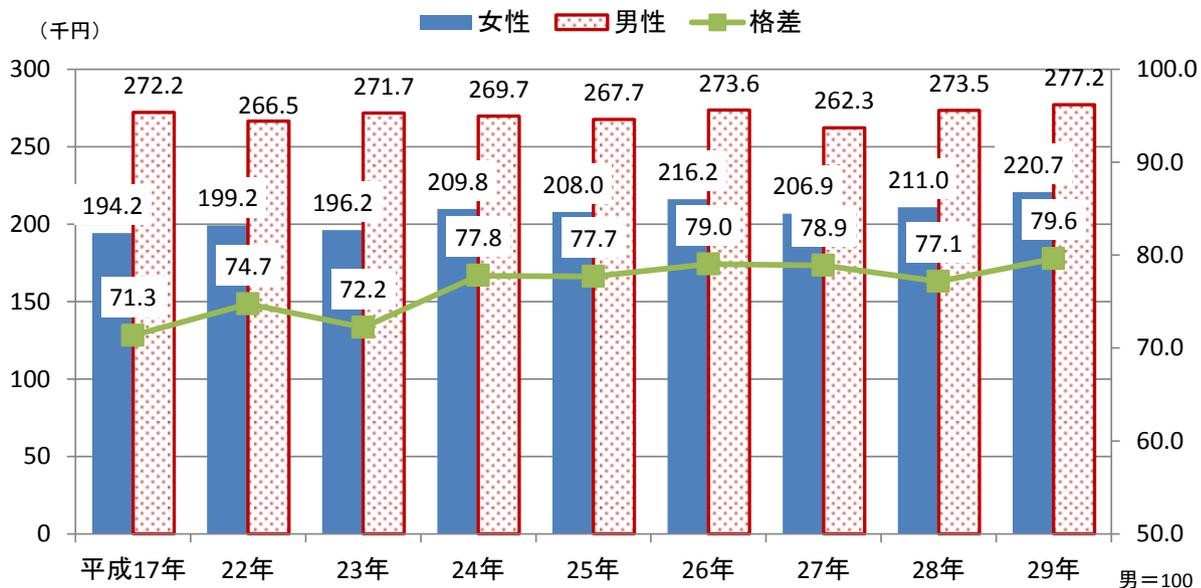
資料: 総務省「就業構造基本調査」(平成29年)

平成29年の本県の一般労働者一人当たり月間所定内給与額は、昨年と比べ男女ともに増加した。男性を100とすると女性は79.6となり、昨年と比べ格差は2.5減少した。

図A-10 一般労働者の月間所定内給与額

区分	性別	年齢 (歳)	勤続年数 (年)	所定内 実労働 時間数 (時)	超 過 実労働 時間数 (時)	決まって支給する		年間賞与 その他特 別支給額 (千円)	労働者数 (人)
						現 金 給与額 (千円)	所定内 給与額 (千円)		
19年	女性	40.7	9.9	170	7	205.3	195.7	402.4	35,490
	男性	42.3	12.0	172	13	297.5	274.8	617.6	61,000
20年	女性	41.5	10.4	168	7	210.4	198.6	465.3	38,720
	男性	41.8	12.5	170	13	296.5	272.6	726.2	61,790
21年	女性	41.4	9.8	167	6	202.4	192.0	430.9	35,240
	男性	41.9	12.5	170	10	283.4	263.7	620.1	50,610
22年	女性	41.9	9.2	169	4	208.5	199.2	393.4	40,140
	男性	41.3	12.1	170	11	287.4	266.5	613.9	55,220
23年	女性	42.1	10.3	167	5	206.6	196.2	441.6	29,210
	男性	42.8	12.9	168	11	291.9	271.7	634.6	50,750
24年	女性	42.3	10.6	164	6	222.6	209.8	484.9	34,820
	男性	42.7	12.8	169	11	291.4	269.7	635.9	57,790
25年	女性	42.3	9.8	163	5	222.1	208.0	509.5	37,290
	男性	43.0	13.1	166	14	294.3	267.7	647.4	58,350
26年	女性	41.5	10.6	165	7	231.4	216.2	457.3	33,270
	男性	41.9	12.5	167	13	301.1	273.6	647.3	53,160
27年	女性	42.2	9.9	166	5	220.0	206.9	465.0	33,520
	男性	43.4	12.6	171	12	287.6	262.3	618.4	51,590
28年	女性	42.6	10.8	166	6	222.4	211.0	507.0	34,700
	男性	42.9	12.3	169	13	299.5	273.5	685.5	54,320
29年	女性	42.3	10.9	165	7	233.5	220.7	551.1	36,890
	男性	43.4	12.9	167	14	304.6	277.2	728.9	53,870

(注)一般労働者：短時間(パートタイム)労働者以外の労働者
所定内給与額：決まって支給する現金給与額のうち、超過労働給与額を差し引いた額

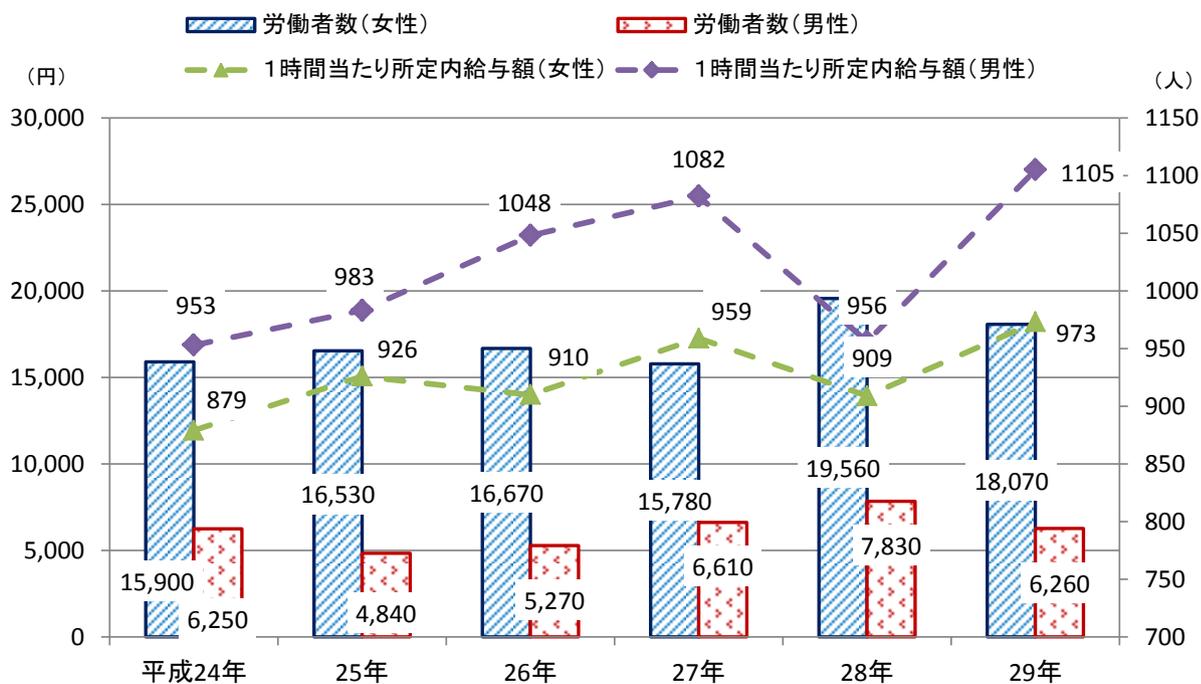


資料：厚生労働省「賃金構造基本統計調査」(平成29年)

平成29年の本県の短時間労働者数は、前年と比べ女性、男性ともに増減少した。また、1時間当たりの所定内給与額は、男性の1,105円に対して女性は973円で、男女ともに前年を上回った。

図A-11 短時間(パートタイム)労働者数、時間所定内給与額

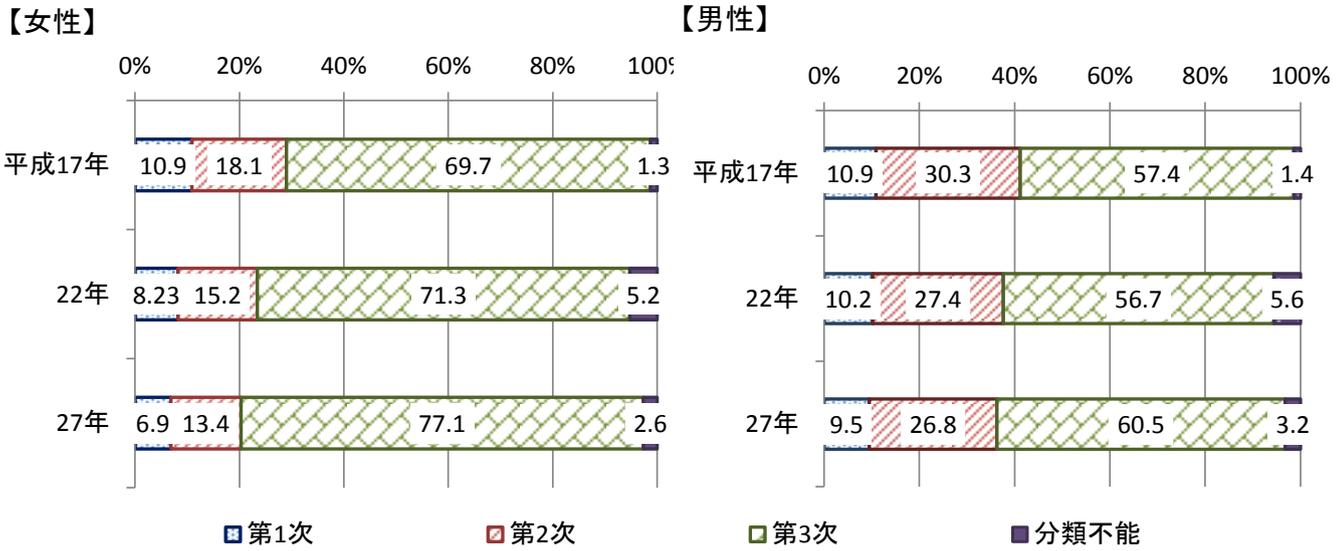
区分	性別	年齢(歳)	勤続年数(年)	実労働日数(日)	1日当たり所定内実労働時間数(時)	1時間当たり所定内給与額(円)	年間賞予その他特別給与額(千円)	労働者数(人)
19年	女性	46.0	5.3	20.0	5.3	860	30.3	19,200
	男性	42.5	3.8	17.5	5.1	957	24.8	5,070
20年	女性	46.6	5.6	19.5	5.1	898	38.9	15,560
	男性	41.8	3.9	16.5	5.1	996	24.5	4,940
21年	女性	46.3	5.5	19.3	5.1	890	36.1	18,660
	男性	42.8	4.1	17.8	5.2	1,110	56.3	5,780
22年	女性	46.2	5.5	19.6	5.2	879	30.9	14,410
	男性	44.3	4.3	18.0	5.1	984	19.3	4,200
23年	女性	47.7	6.1	19.0	5.3	898	42.6	13,600
	男性	44.8	4.9	17.2	5.3	972	19.5	4,500
24年	女性	45.9	5.6	19.3	5.2	879	36.5	15,900
	男性	43.3	4.1	17.8	5.0	953	23.1	6,250
25年	女性	48.8	6.3	18.7	5.3	926	35.1	16,530
	男性	44.6	4.8	17.8	5.2	983	23.6	4,840
26年	女性	46.5	6.0	18.5	5.4	910	26.9	16,670
	男性	42.5	5.1	17.1	5.4	1,048	29.6	5,270
27年	女性	47.5	6.2	18.6	5.4	959	39.1	15,780
	男性	44.8	4.8	15.9	5.3	1,082	31.3	6,610
28年	女性	46.6	5.8	18.0	5.4	909	27.3	19,560
	男性	46.6	5.3	17.7	5.1	956	25.7	7,830
29年	女性	48.4	6.0	18.0	5.3	973	24.7	18,070
	男性	49.1	6.1	15.7	5.1	1,105	20.6	6,260



資料:厚生労働省「賃金構造基本統計調査」(平成29年)

平成27年の本県の就業者は、男女ともに第1次産業・第2次産業の割合が減少した。第3次産業は、男女ともに増加している。

図A-12 産業大分類別就業者数

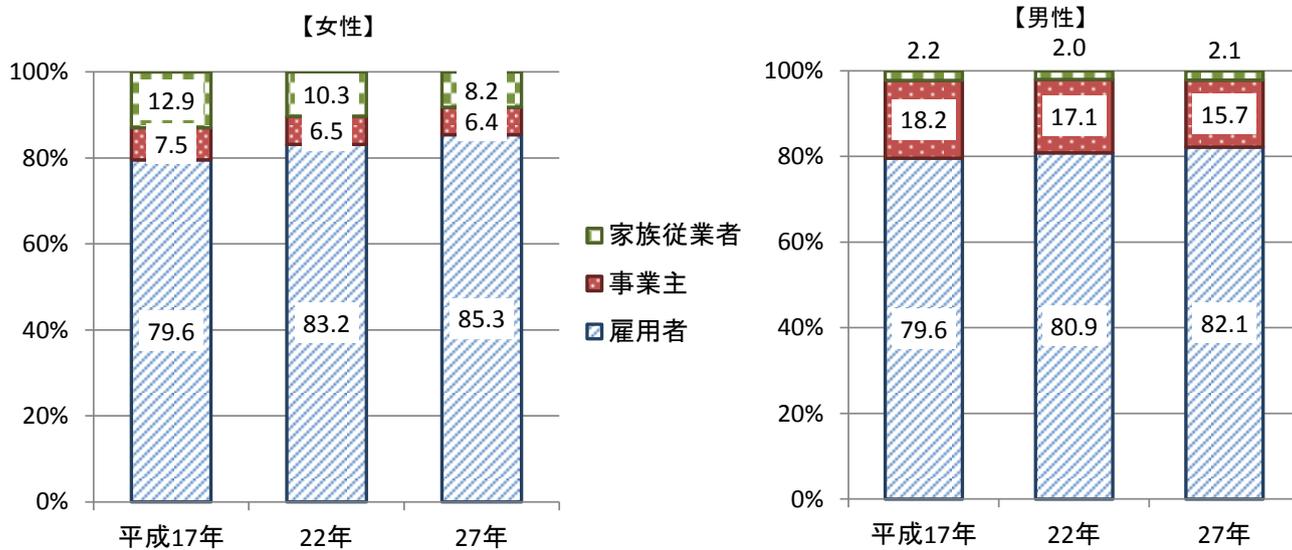


(注) 第1次産業: 農業、林業、漁業 第2次産業: 鉱業、建設業、製造業
第3次産業: 電気・ガス・熱供給・水道業をはじめ各種サービス業を含む14項目

資料: 総務省「国勢調査」(平成27年)

平成27年の本県の就業者の従業上の地位をみると、男性は雇用者が増加。女性も雇用者が2.1%増加し、家族従業者は減少傾向にある。

図A-13 従業上の地位別就業者数の推移



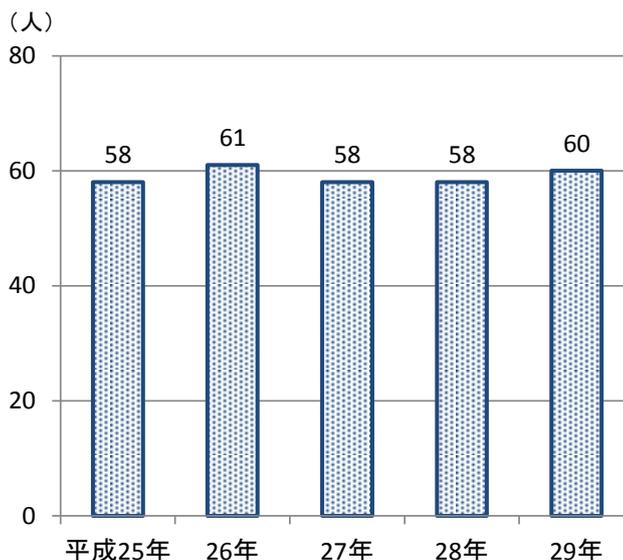
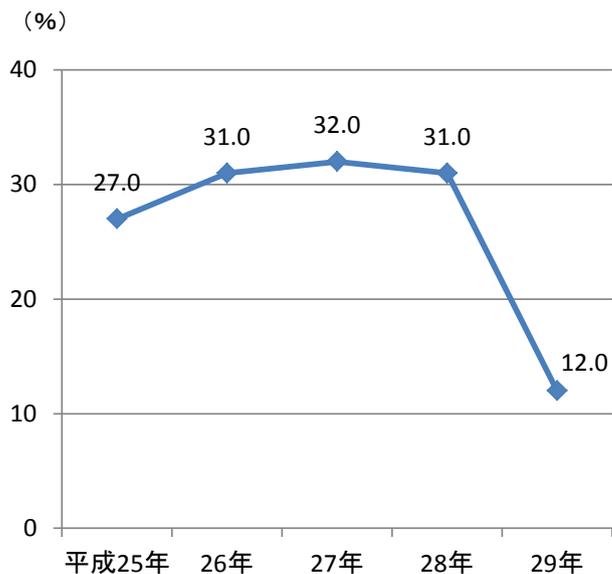
(注) 家族従業者: 農家や個人商店などで、農作業や店の仕事などを手伝っている家族
事業主: 家庭内職者を含む、 雇用者: 役員を含む

資料: 総務省「国勢調査」(平成27年)

平成29年の農業委員についてみると、農業委員に占める女性の割合は12%で前年より大幅に減少。女性認定農業者数は、平成25年からほぼ横ばいである。

図A-14 農業委員に占める女性の割合

図A-15 女性認定農業者数の推移

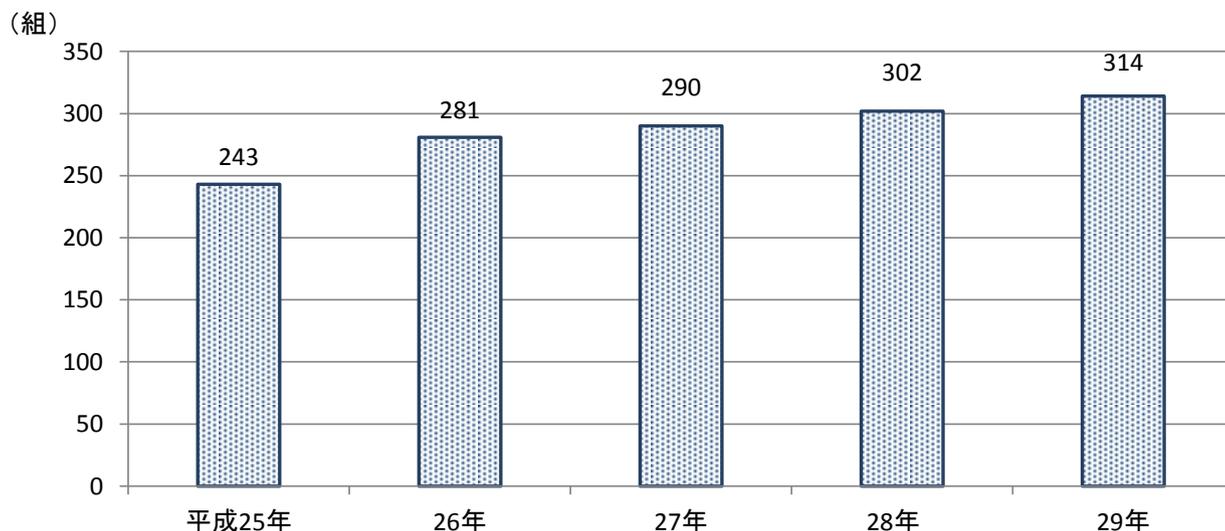


(注)平成28年度から選挙・選任性から公募制へと移行。

資料:経営支援課調べ

平成29年の家族経営協定の締結状況は314組で、前年より12組増加した。

図A-16 家族経営協定の締結状況

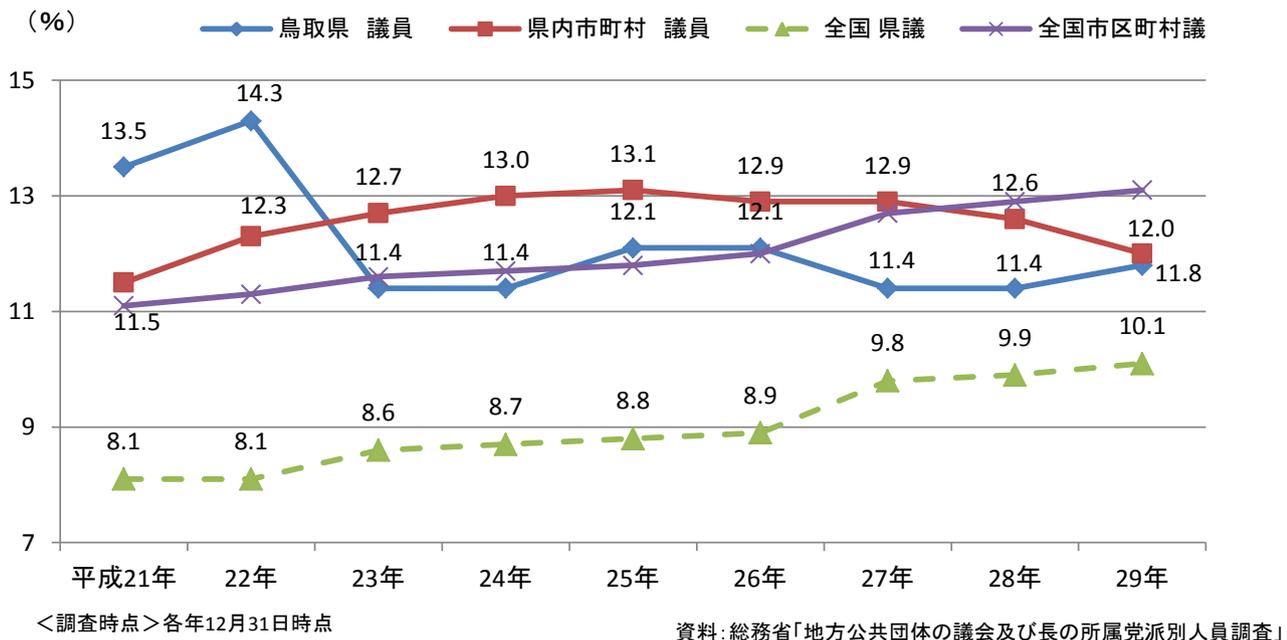


資料:とっとり農業戦略課調べ

【重点目標2】地域・社会活動における女性の活躍推進

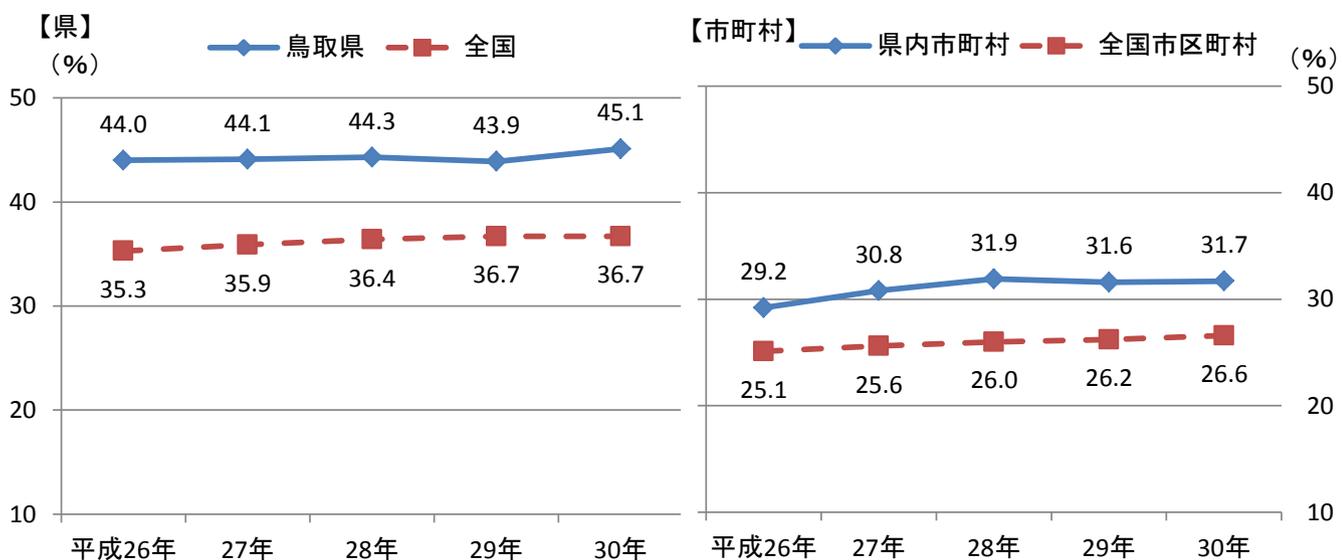
平成29年の本県の議会における女性議員の割合は、県議会で11.8%、市町村議会で12.0%となっている。

図A-17 議会議員における女性割合の推移



平成30年の本県の審議会委員における女性の割合は、県45.1%、市町村31.7%となっている。県においては平成15年以降40%を上回って推移している。

図A-18 審議会委員における女性割合の推移



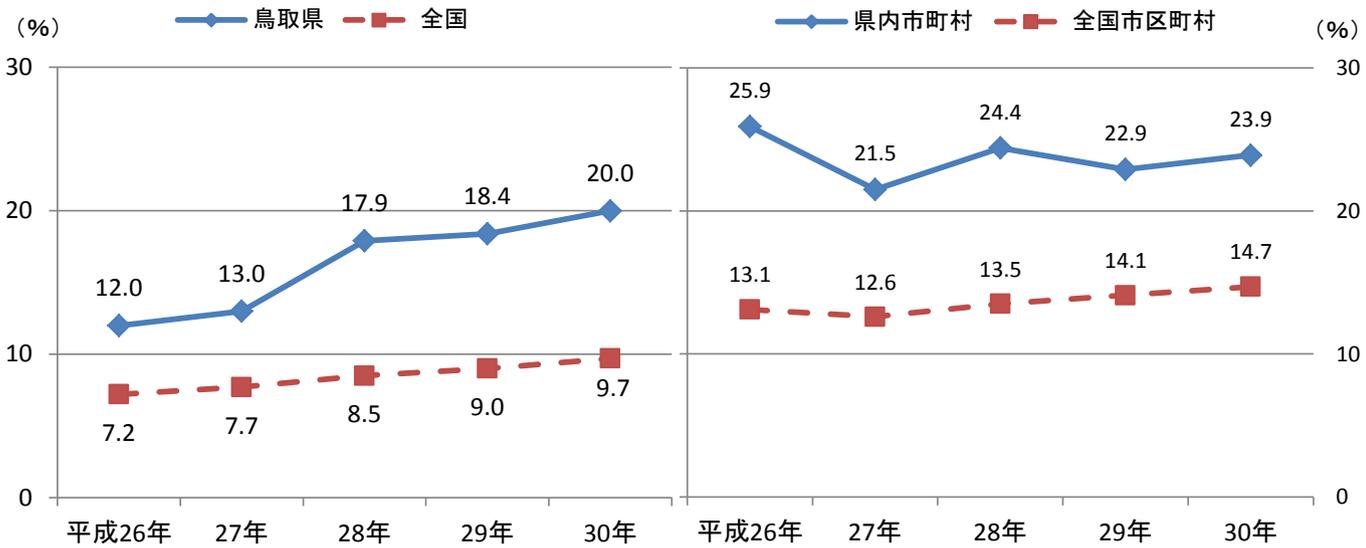
(注)各年4月1日時点

県は目標設定の対象である審議会等(※)における数値。
 県内市町村、全国市区町村は広域で設置された審議会を含む。
 ※各都道府県(市町村含む)で女性の登用目標が設定されており、その目標の対象である審議会等を言う。

資料:内閣府「地方公共団体における男女共同参画社会の形成又は女性に関する施策の推進状況調査」(平成30年)

平成30年の本県の自治体管理職（本庁の課長相当職以上）における女性の割合は、県が20.0%、市町村は23.9%となり、県については昨年に引き続き全国1位となっている。

図A-19 自治体管理職における女性割合の推移



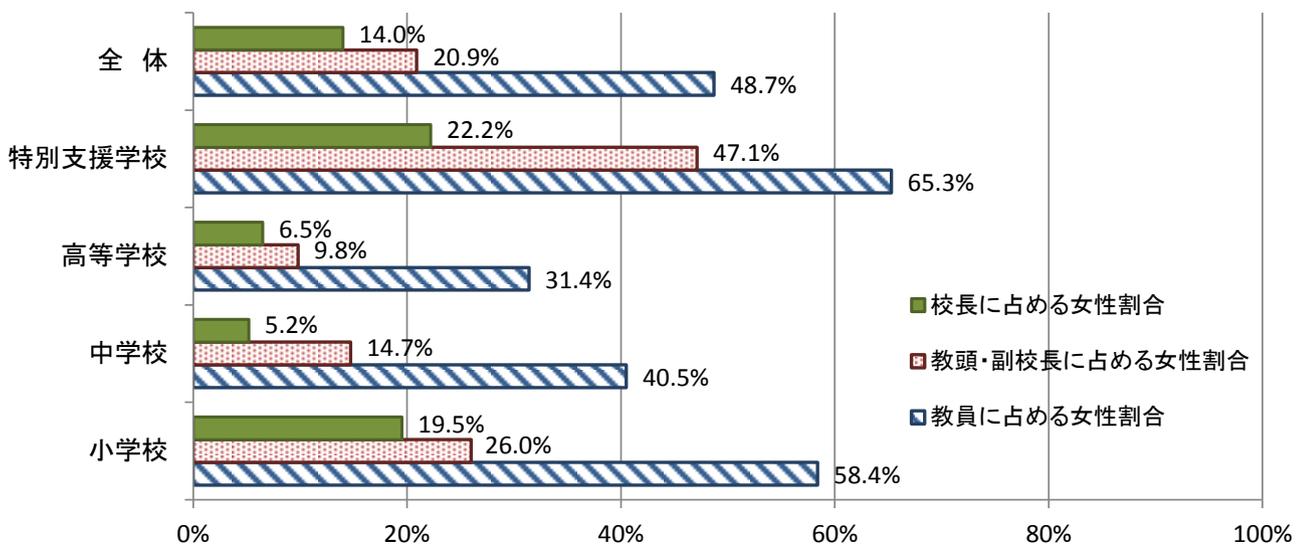
(注) 各年4月1日時点

本庁には警察本部、教育委員会を含むが、教育関係機関の教育職は対象外

資料：内閣府「地方公共団体における男女共同参画社会の形成又は女性に関する施策の推進状況調査」(平成30年)
 ※平成30年の県および県内市町村は女性活躍推進課調べ

平成29年の本県の教員の男女比率はほぼ同率であるが、うち女性の教頭及び副校長は20.9%、校長は14.0%となっている。特に中学校・高等学校では、教員の女性割合に比べ、かなり低くなっている。

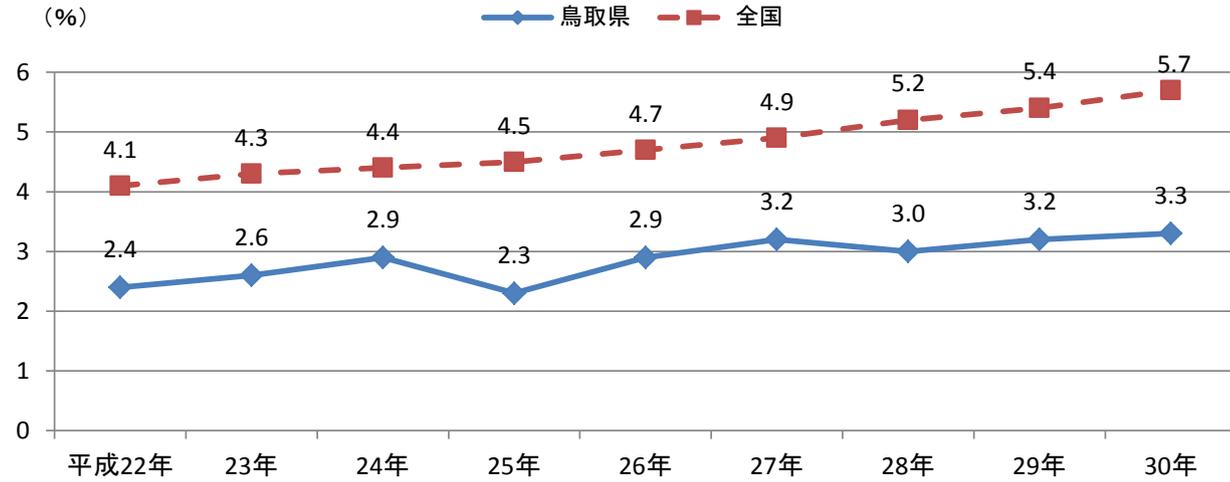
図A-20 教頭以上における女性割合



資料：文部科学省「学校基本調査」(平成29年)

平成30年の本県の自治会役員のうち、会長2,783名中女性は91名の3.3%で、前年と横ばいである。

図A-21 自治会会長における女性割合

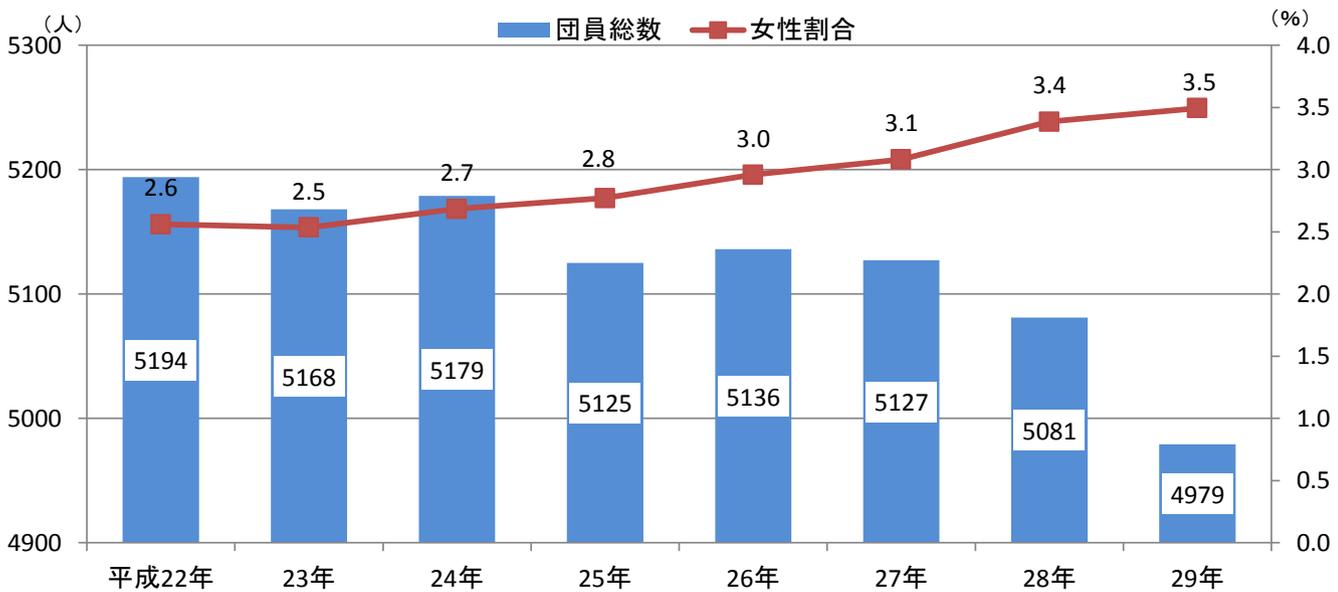


(注) 各年4月1日時点

資料：内閣府「地方公共団体における男女共同参画社会の形成又は女性に関する施策の推進状況調査」(平成30年)
 ※平成30年の県は女性活躍推進課調べ

平成29年4月1日現在の本県の消防団員は4,979人で、前年より102人減。うち女性は昨年より2名増えて174人で、団員数の3.5%であった。

図A-22 消防団員における女性割合



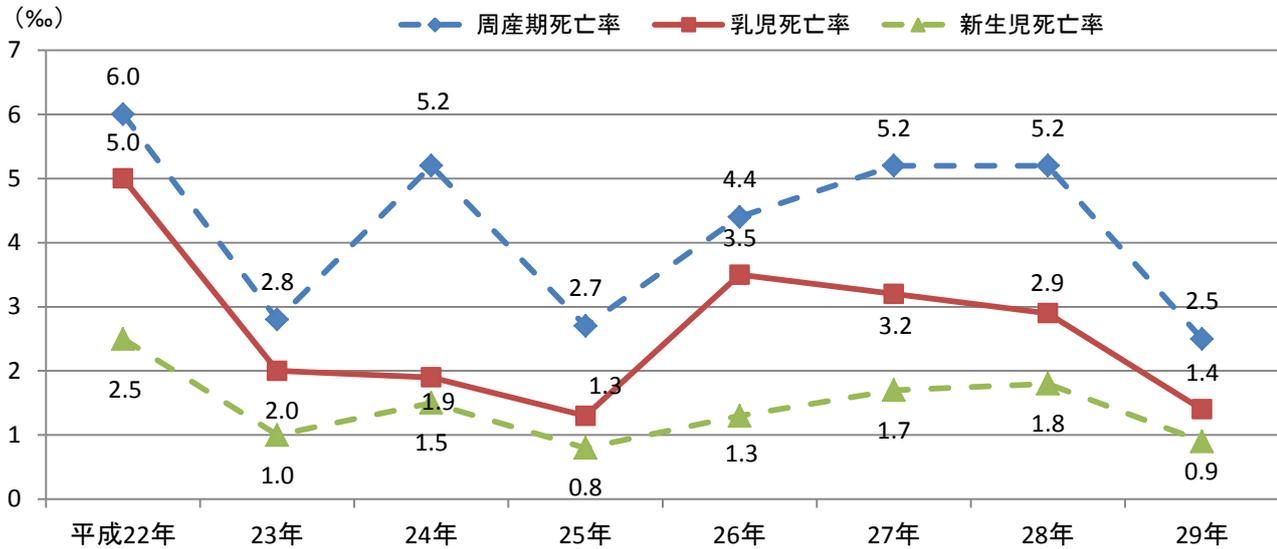
資料：鳥取県消防防災年報

テーマB：安心・安全に暮らせる社会づくり

【重点目標3】生涯を通じた男女の健康支援

平成29年の本県の周産期死亡率、新生児死亡率、乳児死亡率はいずれも前年に比べ大幅に減少している。

図B-1 母子保健関係指標の推移

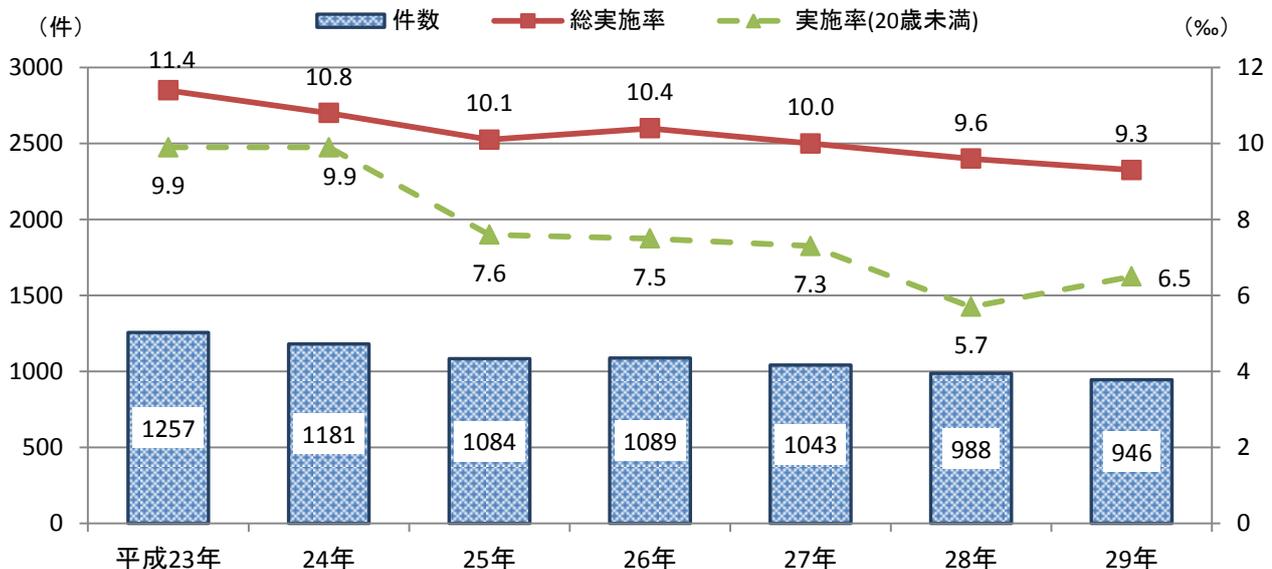


(注)「周産期死亡率」は、(妊婦満22週以後の死産数+早期(生後1週未満)新生児死亡率)÷出産数×1000
 「乳児(生後1年未満)死亡率・新生児(生後4週未満)死亡率」は、年間の死亡数÷年間の出生数×1000

資料：厚生労働省「人口動態統計」(平成29年)

平成29年の本県の人工妊娠中絶件数は946件で、前年より42件減少。総実施率は減少したものの、20歳未満の人工妊娠中絶実施率は0.8ポイント増加した。

図B-2 人工妊娠中絶件数の推移

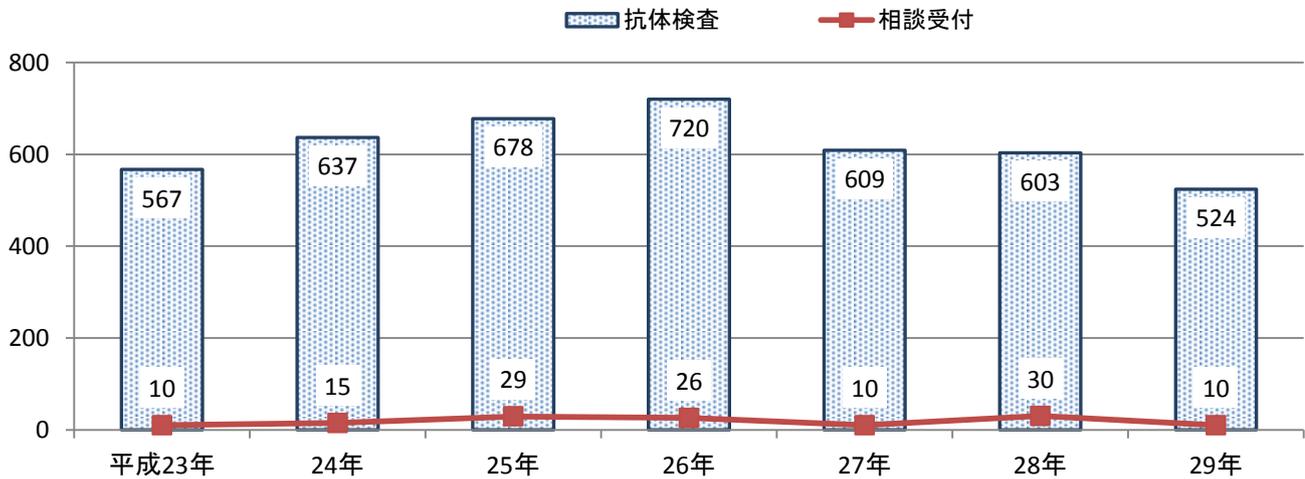


(注)「人工妊娠中絶実施率」は、人工妊娠中絶総件数/15歳以上50歳未満女子総人口×1000

資料：厚生労働省「保健・衛生行政業務報告」(平成29年)

平成29年のエイズ患者・感染者情報によると、本県の保健所におけるHIV抗体検査は524件で、前年に比べ79件減少し、相談受付も前年に比べ20件減少し10件であった。

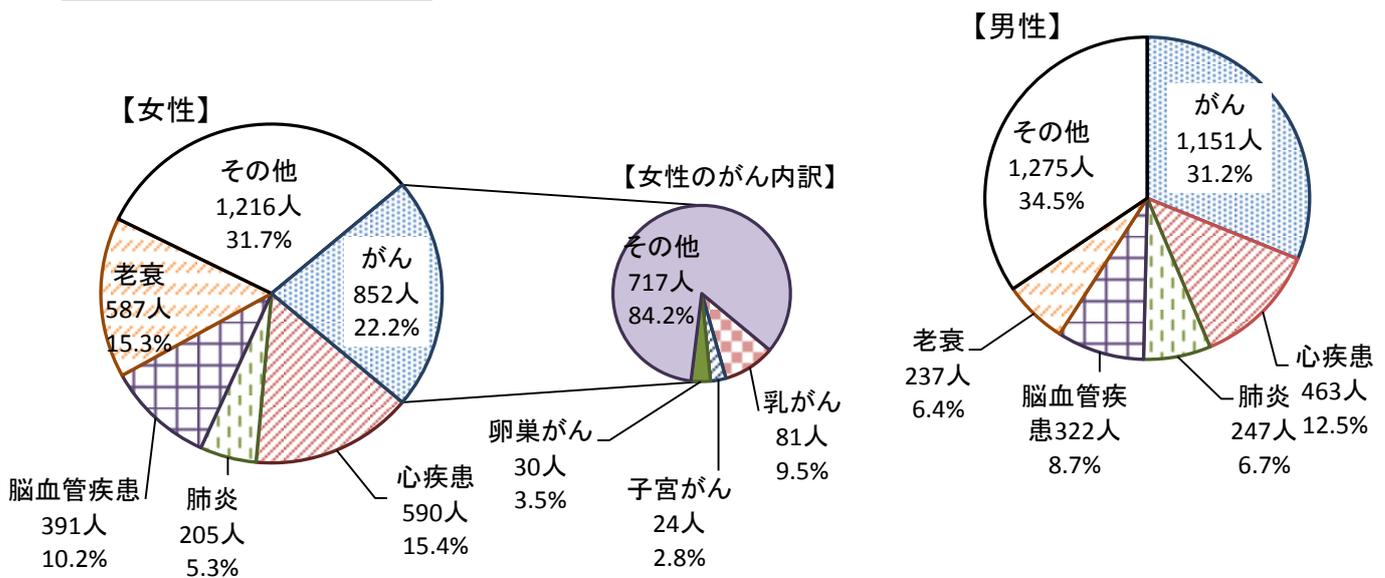
図B-3 保健所におけるHIV抗体検査・相談受付件数の推移



資料：厚生労働省「エイズ発生動向年報」(平成29年)

平成29年の本県における死亡原因の1位は男女とものがんであるが、女性では乳がんで81人、子宮がんで24人、卵巣がんで30人の方が亡くなっており、女性のがん死亡原因の15.8%を占めている。

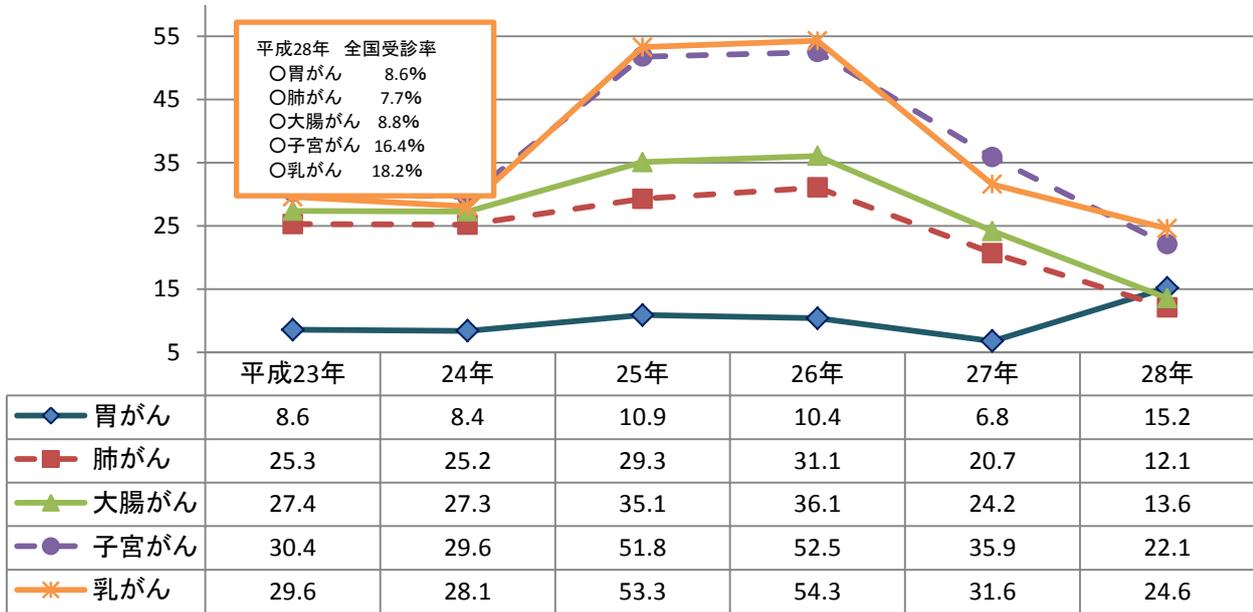
図B-4 死亡原因の内訳



資料：厚生労働省「人口動態統計」(平成29年)

平成28年の本県のがん検診受診率は、全ての検診で全国を受診率を上回っている。

図B-5 がん検診受診率の推移



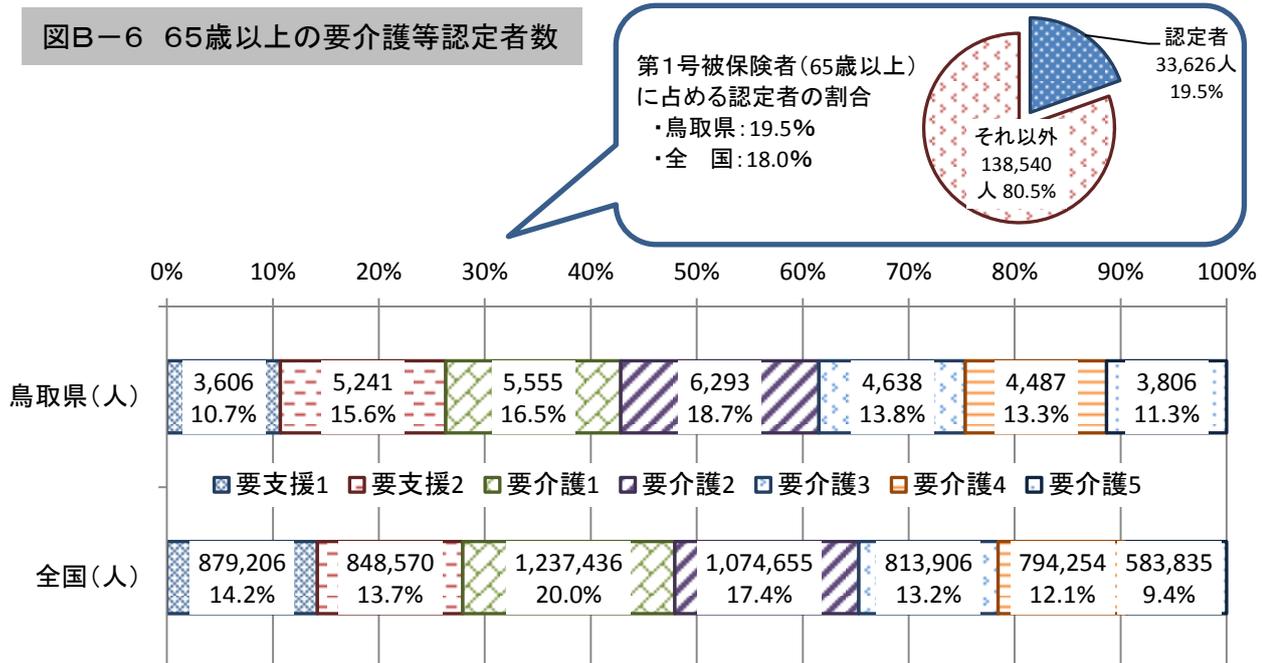
注1:「がん対策推進基本計画」(平成24年6月8閣議決定)に基づき、がん検診の受診率の算定対象年齢が40歳以上(子宮がんは20歳以上の女性)から40歳~69歳(「子宮頸がん(平成24年度より変更)」は20歳~69歳)に変更。
 注2:平成27年度はがん検診の対象者数について報告内容の精査を行い、平成28年度は「市町村におけるがん検診の受診率の算定方法について」に基づき、対象者数は各がん検診対象年齢の「全住民」を報告するよう徹底したため、対象者数の報告数が平成26年度までとは異なっている部分がある。また平成28年2月に「がん予防重点健康教育及びがん検診実施のための指針」の改正により、胃がん検診、乳がん検診について、検診方法、受診対象、受診間隔等に変更があったため、受診者数が平成27年度までとは異なっている部分がある。

資料:厚生労働省「地域保健・健康増進事業報告」(平成28年)

【重点目標4】誰もが安心して暮らせる環境整備

平成28年の調査によると、県内の65歳以上で要介護または要支援の認定を受けているものは33,626人となり昨年度とほぼ横ばい、65歳以上の第1号保険者数は昨年度より2,133人増加し、65歳以上第1号被保険者に占める要介護認定者の割合は19.5%となっている。

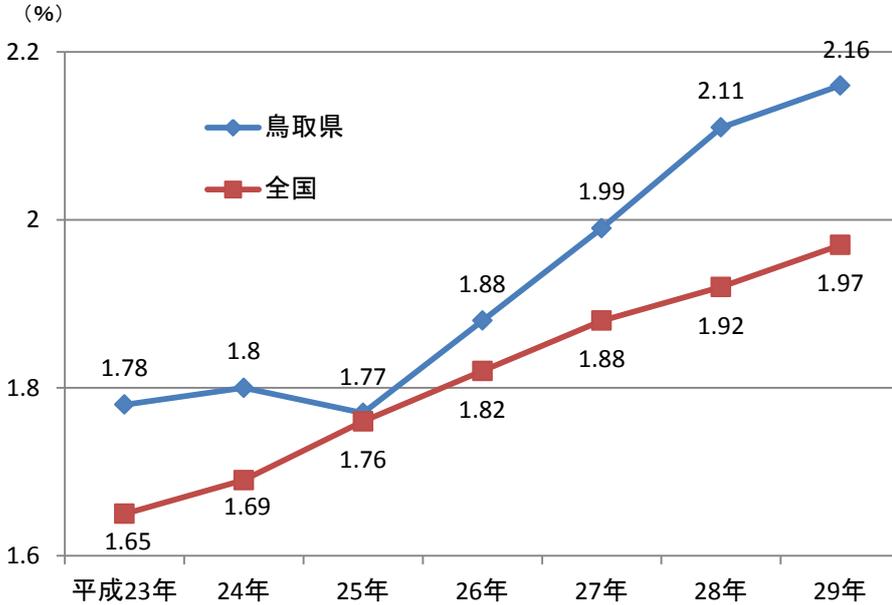
図B-6 65歳以上の要介護等認定者数



資料:厚生労働省「介護保険事業状況報告調査」(平成28年)

平成29年の調査では、本県の一般民間企業における障がい者の雇用率は2.16%で、昨年に引き続き過去最高を更新した。

図B-7 一般民間企業における障がい者雇用率の推移



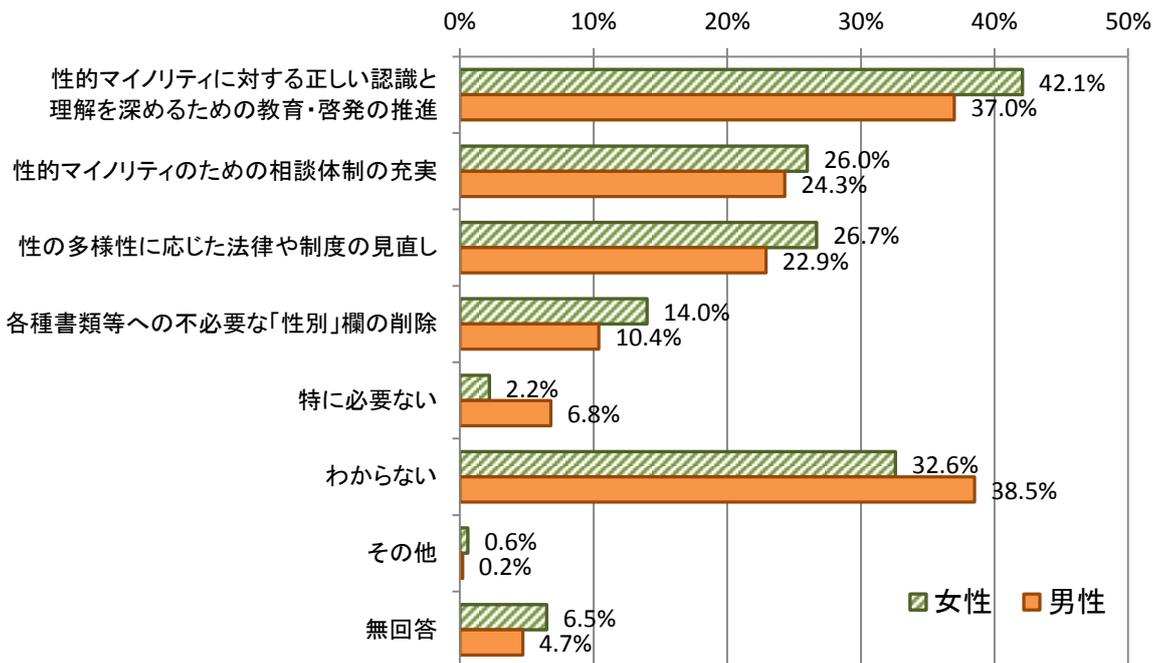
法定雇用率		
事業主区分	H29年度まで	H30年度以降
一般民間企業	2.0%	2.2%
国・地方公共団体	2.3%	2.5%
都道府県教育委員会	2.2%	2.4%

※法定雇用率は平成30年4月1日改定

資料:厚生労働省「障害者雇用状況調査」(平成28年)

平成26年の調査では「わからない」、「特に必要ない」の男性割合が大幅に高く、「性的マイノリティに対する正しい認識と理解を深めるための教育・啓発の推進」、「性の多様性に応じた法律や制度の見直し」の女性割合が大幅に高くなっており、男性に比べ女性の性的マイノリティへの関心の高さがうかがえる。

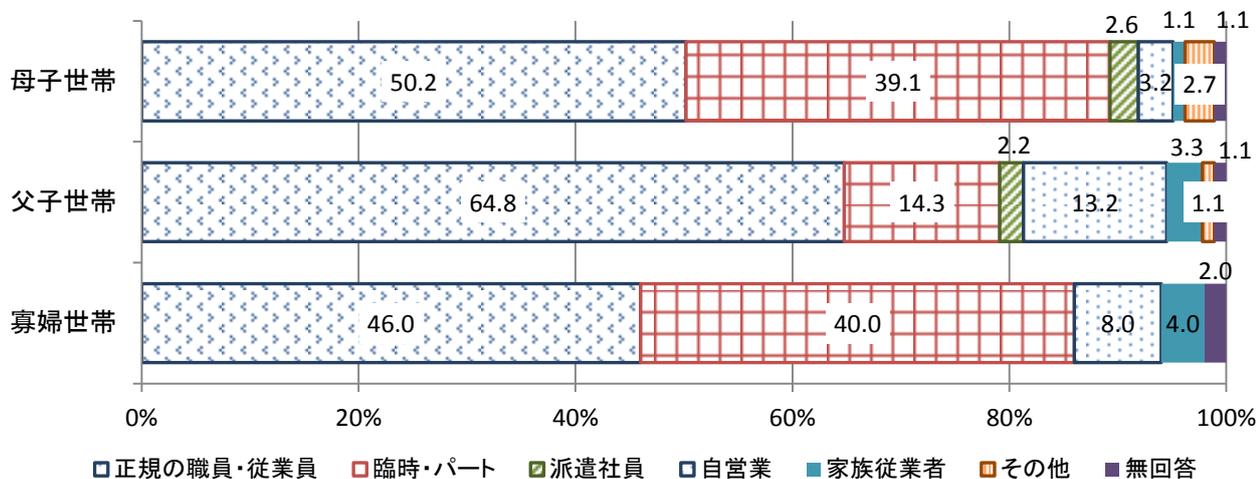
図B-8 性的マイノリティの人権が尊重されるために必要な取組



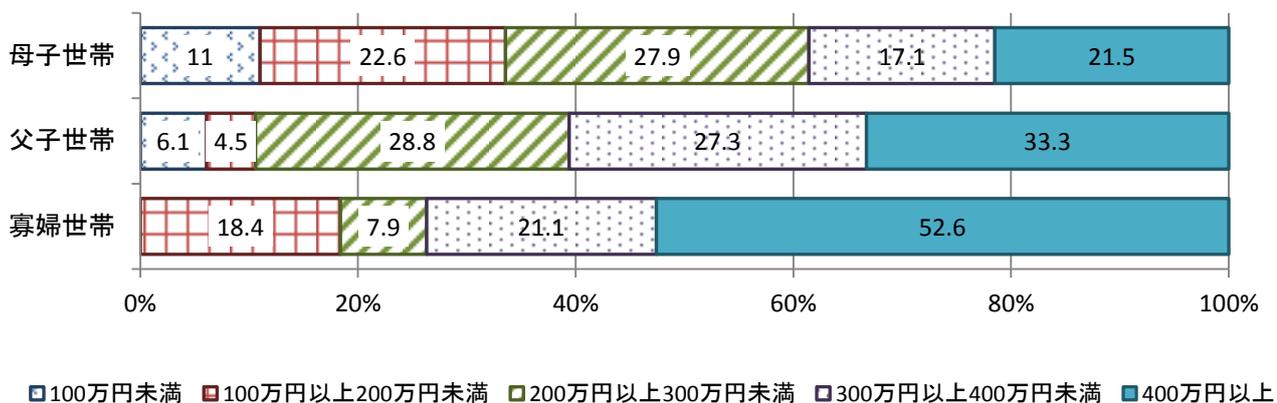
資料:鳥取県人権意識調査(平成26年)

平成25年の調査では、就業状態が臨時・パートである割合が、母子世帯で39.1%、寡婦世帯で40.0%である一方、父子世帯の64.8%が正規の職員・従業員である。また、年間総収入が200万円未満の世帯が、母子世帯で33.6%、寡婦世帯でも18.4%となっている。

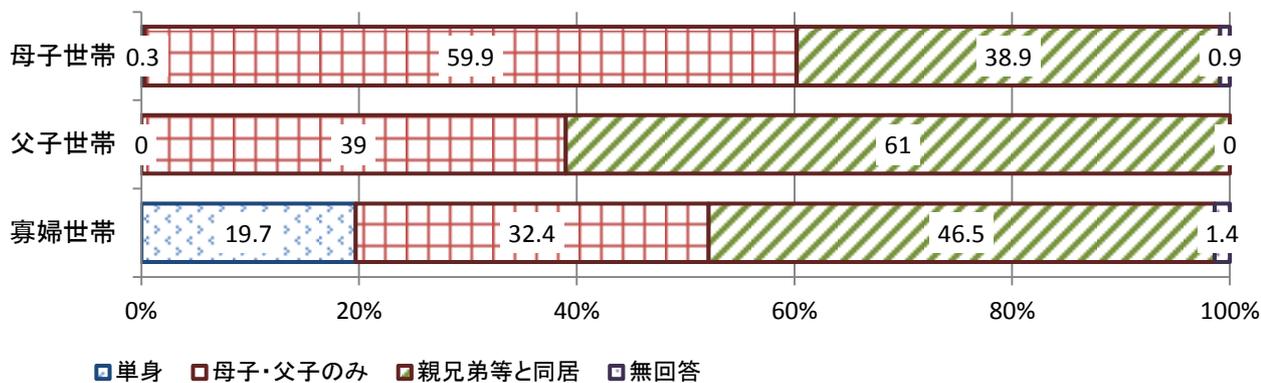
図B-9 ひとり親世帯の就業状況



図B-10 ひとり親世帯の年間収入



図B-11 ひとり親世帯の世帯構成

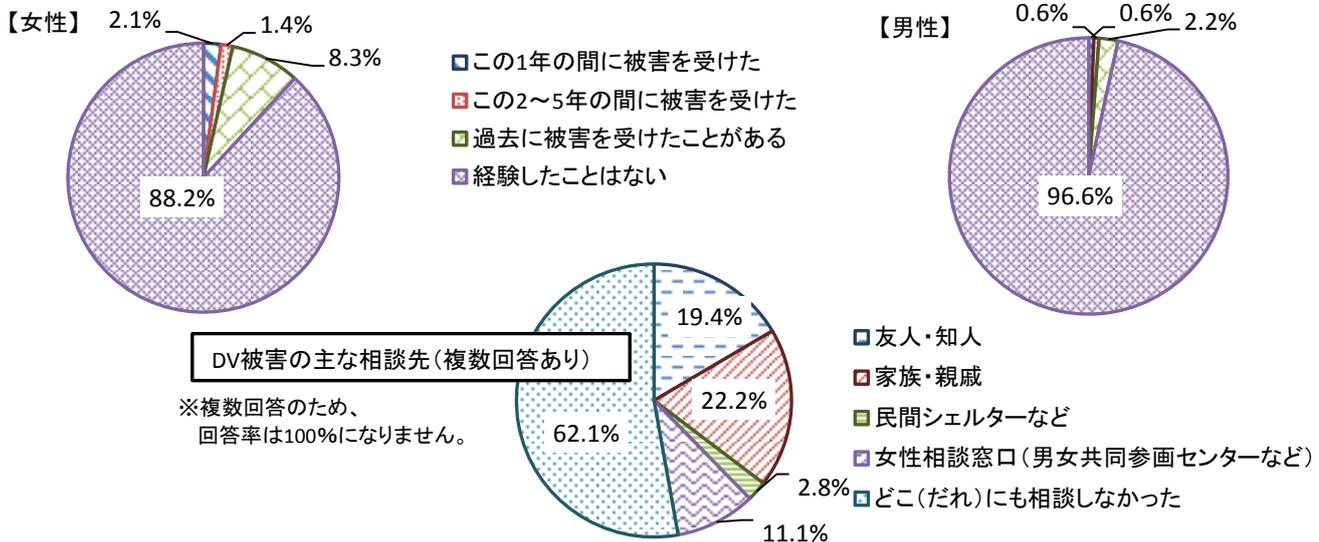


資料：鳥取県ひとり親家庭等実態調査(平成25年)

【重点目標5】男女間におけるあらゆる暴力の根絶

平成26年の調査によると、配偶者や交際相手からのDV(ドメスティック・バイオレンス)について、女性の29人に1人、男性の81人に1人がこの5年間にDV被害を経験している。またこの5年の間に被害を受けた人の約6割がどこにも相談していない。

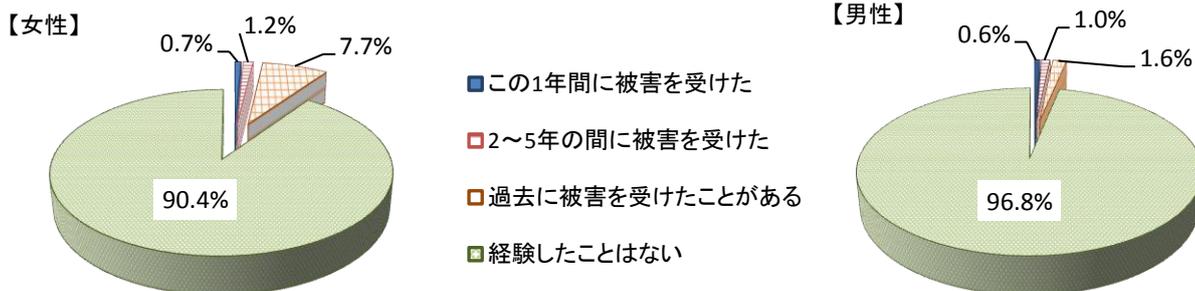
図B-12 ドメスティック・バイオレンス(DV)の被害経験



(注)DV(ドメスティック・バイオレンス):一般的には「配偶者や恋人など親密な関係にある、又はあった人から加えられる暴力」のこと。殴る・蹴るといった身体的暴力だけでなく、精神的暴力、性的暴力、経済的暴力なども含まれる。資料:鳥取県男女共同参画意識調査(平成26年)

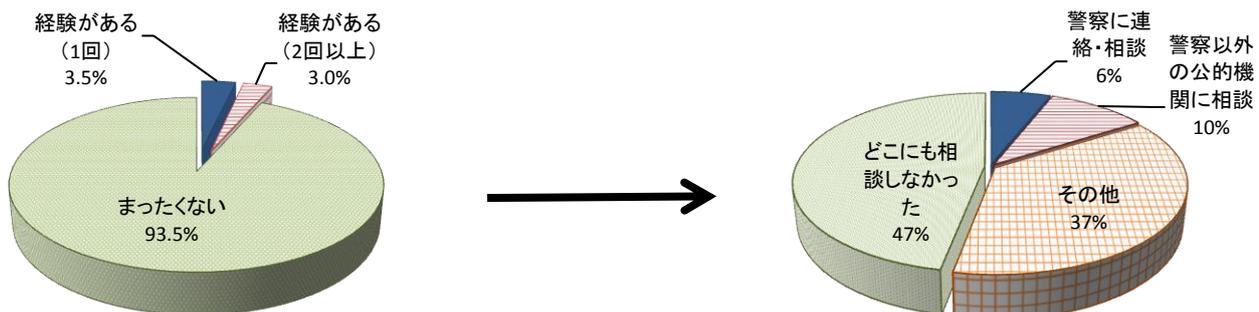
平成26年の意識調査によると、女性の9.6%(10人に1人)、男性の3.2%(31人に1人強)が過去にストーカー被害を受けたことがあると答えている。または性暴力を受けたことがあると回答した女性(7.5%)のうち、半数近くの人がどこにも相談しなかったと答えている。

図B-13 ストーカーの被害経験



資料:鳥取県男女共同参画意識調査(平成26年)

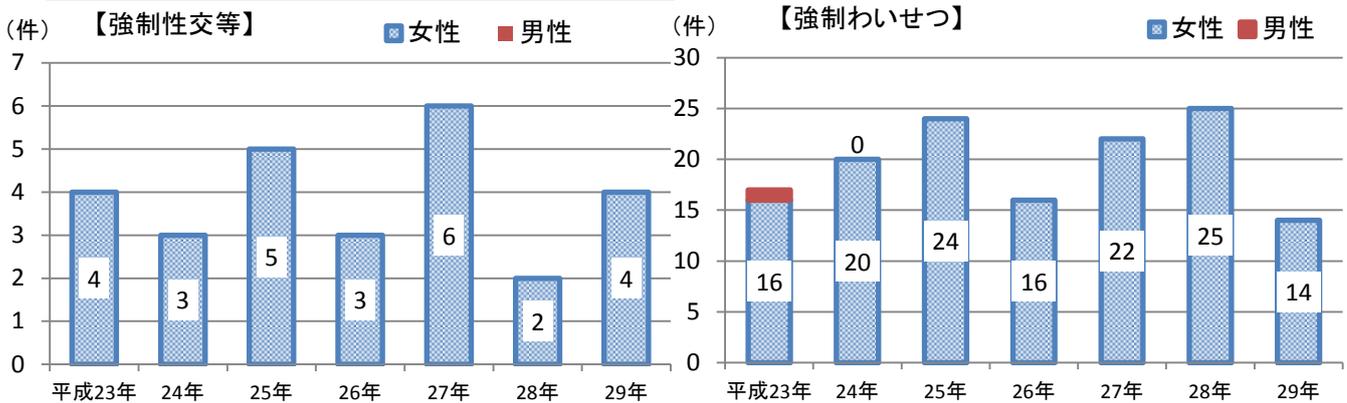
図B-14 性暴力の被害経験(女性のみ)



資料:鳥取県男女共同参画意識調査(平成26年)

平成29年に本県で発生した性犯罪の認知件数のうち、強制的性交等は4件、強制わいせつは14件であつ

図B-15 性犯罪の認知件数(被害者の性別)

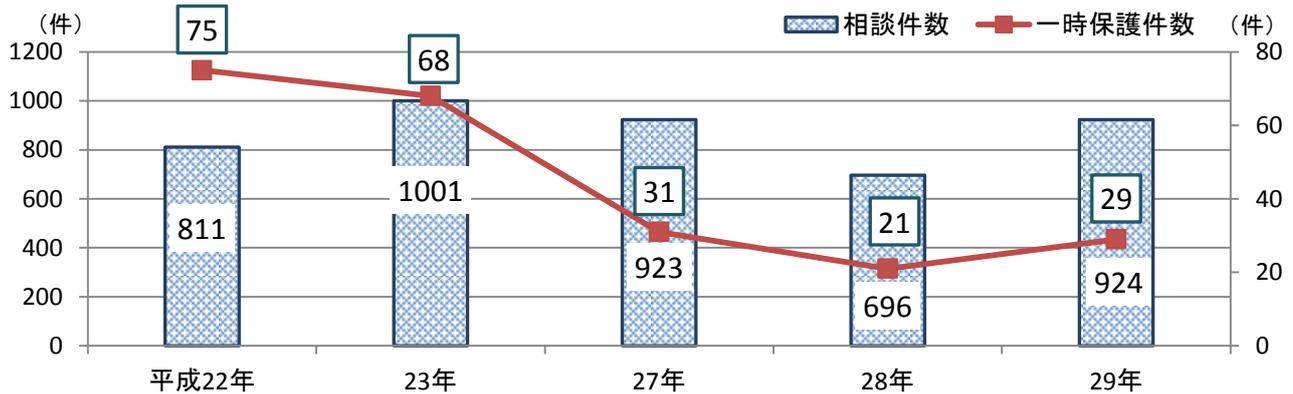


(注)強制的性交等の数値については法改正前の強姦を含む。

資料:鳥取県警察本部「犯罪統計」(平成29年)

平成29年の本県の福祉相談センター等で受けたDV相談件数は924件で、前年より228件と大幅に増加している。また、DVを主訴とする一時保護数も29件で、前年より8件増加した。

図B-16 DV相談件数、一時保護数の推移



※DV相談件数: 婦人相談所、配偶者暴力相談支援センター及び婦人相談員設置市において取扱った件数。

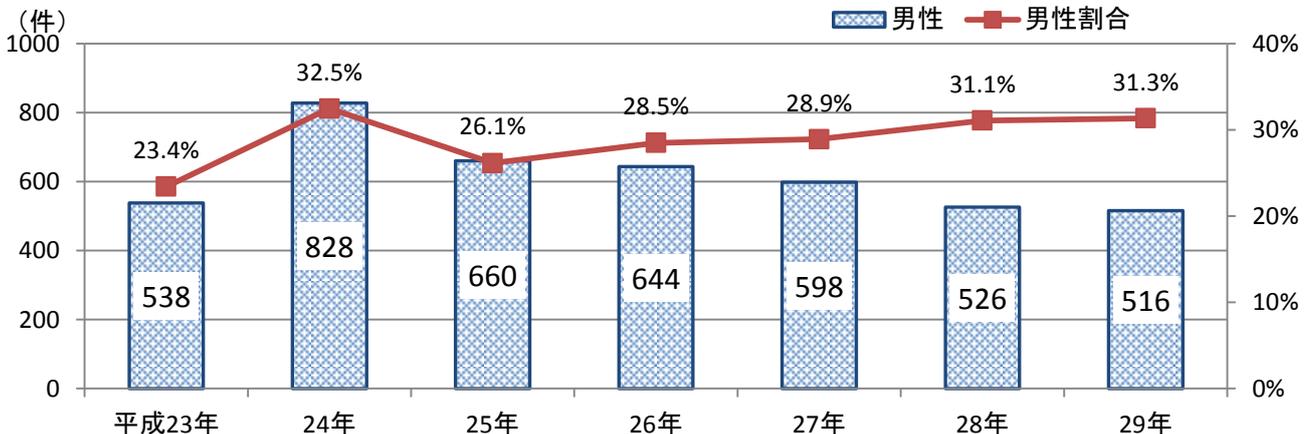
※一時保護件数は、当該年度に婦人相談所が「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」に基づき一時保護した件数(前年度からの繰越件数を含む。)

※平成26年1月より、「生活の本拠を共にする交際相手」からの暴力も含む。

資料:福祉相談センター調べ

平成29年の男女共同参画センター(よりん彩)における男性相談件数は516件で、総相談件数の31.3%を占めている。

図B-17 男女共同参画センターにおける男性相談の推移



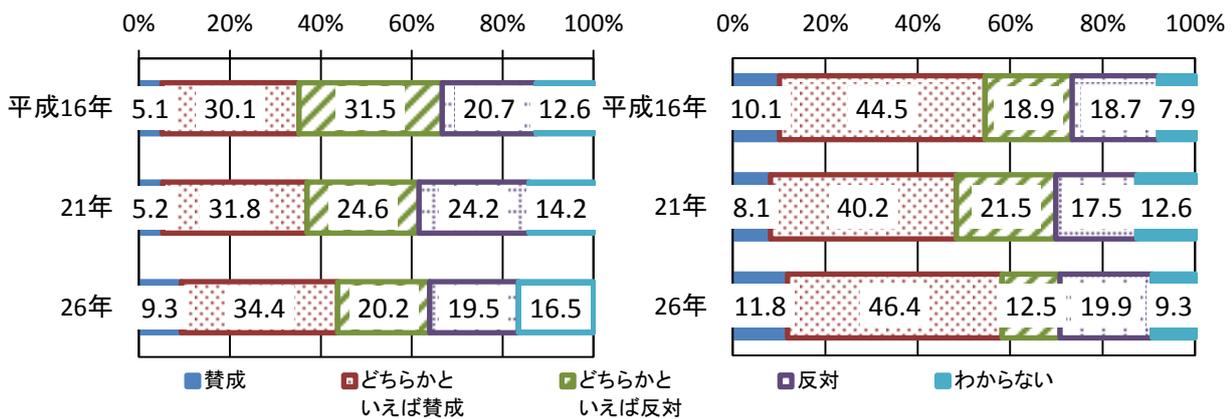
資料:男女共同参画センター調べ

テーマC：男女共同参画社会の実現に向けた基盤づくり

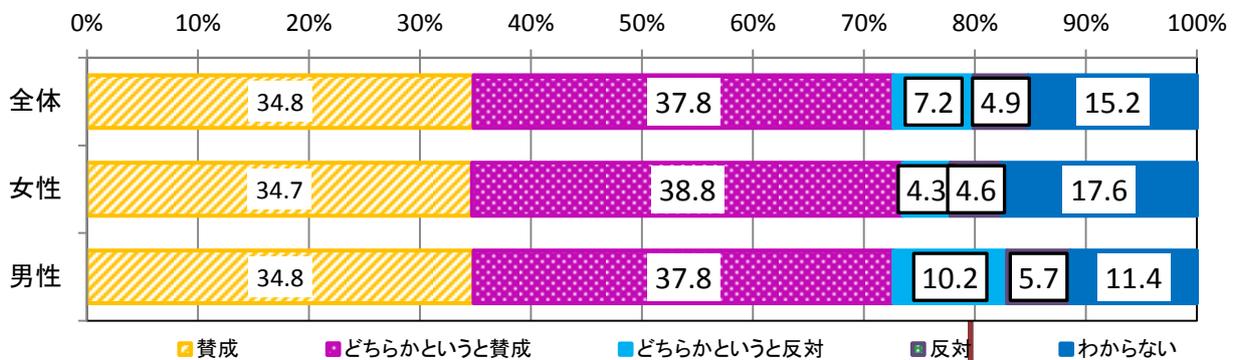
【重点目標6】男女共同参画の理解促進と未来の人材育成

平成26年の調査によると、「男性は外で働き、女性は家庭を守る」という考え方について、全体的に賛成と回答した割合が上昇し、反対と回答した割合が低下した。しかし平成26年度に新たに調査した「男性も女性も外で働く」という考え方については、男女ともに7割超が賛成している。また社会通念・習慣やしきたりなどにおいて、女性の8割近く、男性の7割超が男性が優遇されていると感じている。

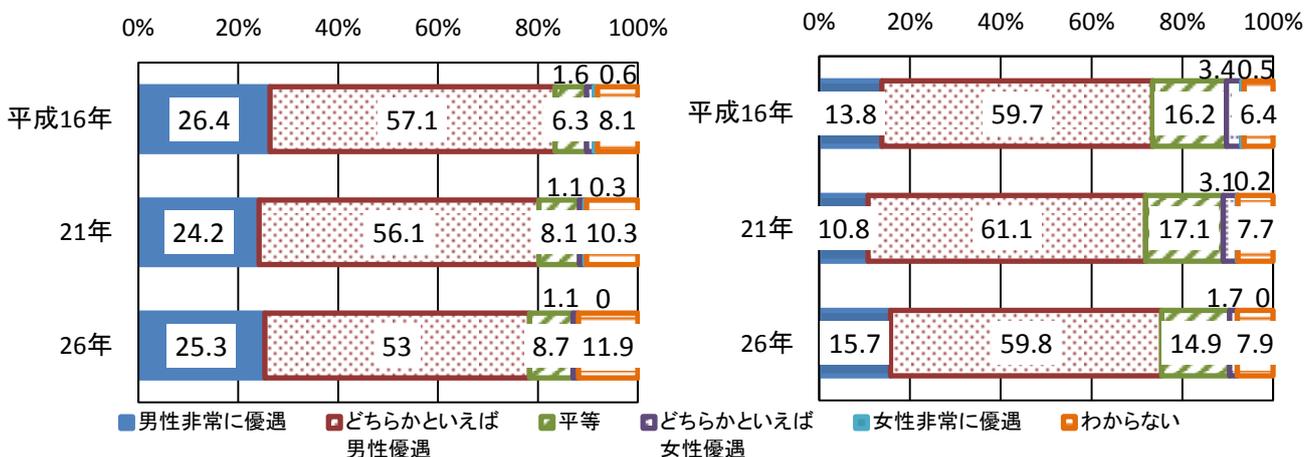
図C-1 男女の役割分担意識



図C-2 「男性も女性も外で働く」という考え方について



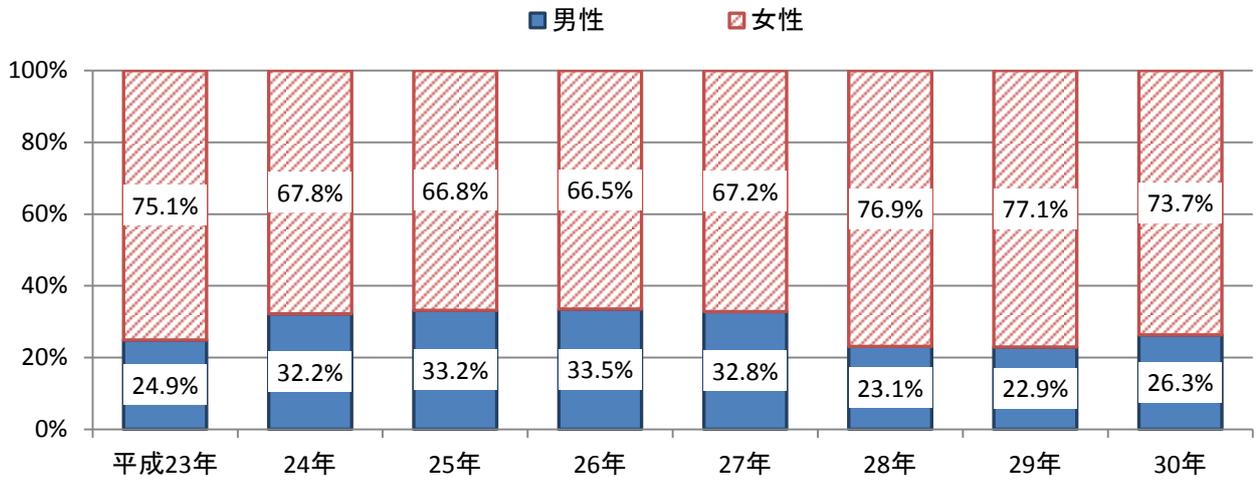
図C-3 社会通念・慣習などにおける男女平等感



資料：鳥取県男女共同参画意識調査(平成26年)

平成30年の本県の子ども会役員1,283名のうち、男性は337名で26.3%、女性は946名で73.7%となり、昨年と比べ男性割合は増加している。

図C-4 子ども会役員における男性の割合

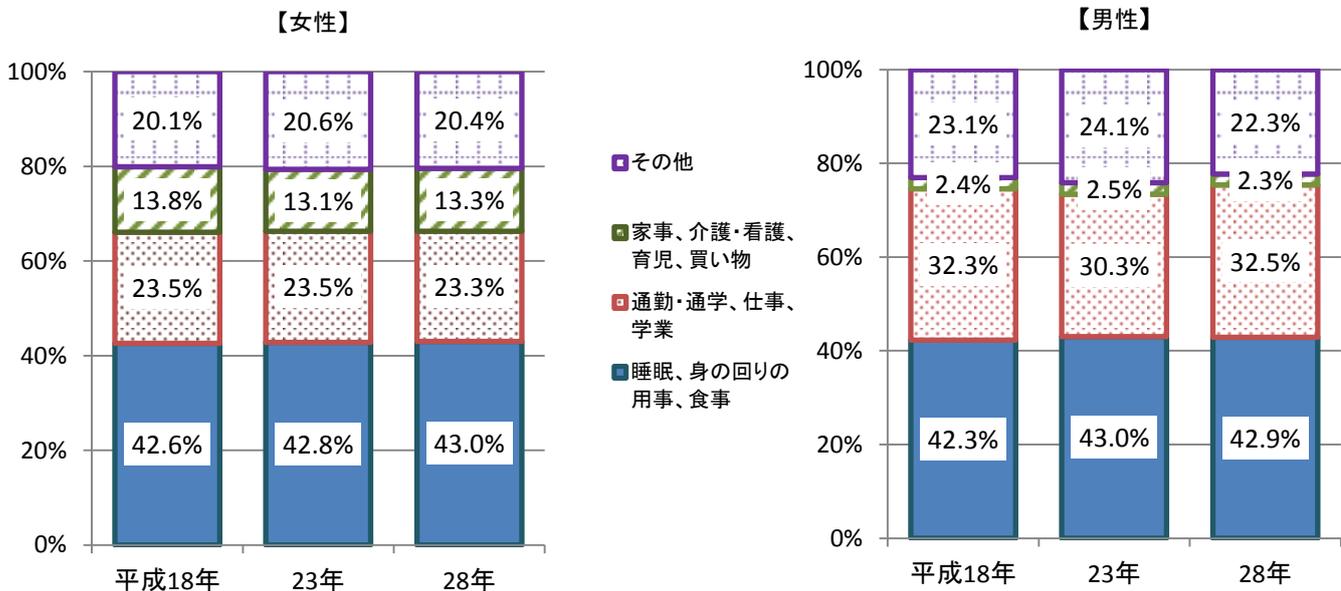


(注)各年4月1日時点

資料:女性活躍推進課調べ

平成28年の本県の男女有業者の週平均生活時間のうち、二次活動時間の家事関連は男性が33分で平成23年に比べ3分減少し、女性は3分増加し3時間12分となった。

図C-5 男女有業者の週平均生活時間



(注)有業者:15歳以上で普段の状態として収入を目的とした仕事を続けている人。家族従事者、育児休業等で一時的に休業している人、おおむね年30日以上仕事をしている人を含む。

生活時間:一次活動(睡眠、食事など生理的に必要な活動) 二次活動(仕事、学業、家事など社会生活を営む上で義務的な性格の強い活動) 三次活動(一次、二次活動以外で各人の自由時間における活動)

資料:総務省「社会生活基本調査」(平成28年)

鳥 取 県 男 女 共 同 参 画 白 書

～平成29年度 鳥取県男女共同参画施策実施状況等報告書～
平成31年3月

発行／鳥取県元気づくり総本部元気づくり推進局
女性活躍推進課

〒680-8570 鳥取市東町1-220

電 話 0857-26-7077

ファクシミリ 0857-26-8196

ホームページ <http://www.pref.tottori.lg.jp/danjyo/>

Eメール jyosei-katsuyaku@pref.tottori.lg.jp